

全國酒造組合聯合會第三回大會議事錄

第三回全國酒造組合聯合會議事錄

明治廿六年六月十日より京都市河原町共樂館に於て開會

出席員代表者之部

| | | | | | |
|----|---|-------------|----------|------|----------------------|
| 一 | 番 | 栃木縣河内郡富屋村 | 小堀 貞吉君 | 廿二番 | 京都市上京區堺町二條上ノ堀野 久造君 |
| 二 | 番 | 茨城縣大津町寺田 | 盛田 久次郎君 | 廿三番 | 大坂府堺市甲斐町 鳥井 駒吉君 |
| 三 | 番 | 茨城縣大津町寺田 | 中井 莊七君 | 廿四番 | 茨城縣新治郡石岡町 大和田貞次郎君 |
| 四 | 番 | 茨城縣大津町寺田 | 神田 雷三君 | 廿五番 | 茨城縣笠間町 宮川 作藏君 |
| 五 | 番 | 茨城縣大津町寺田 | 武政 丑太郎君 | 廿六番 | 三重縣上野 今 中 忠君 |
| 六 | 番 | 茨城縣大津町寺田 | 岡田 八藏君 | 廿七番 | 埼玉縣見玉郡自衛町 久田 圓藏君 |
| 七 | 番 | 茨城縣大津町寺田 | 野村 善五郎君 | 廿八番 | 石川縣金澤市新堅町 宮保嘉興門君 |
| 八 | 番 | 茨城縣大津町寺田 | 渡邊 徹君 | 廿九番 | 京都市鞆町五條下ノ 中村松之助君 |
| 九 | 番 | 茨城縣大津町寺田 | 伊東 七郎衛君 | 三十番 | 島根縣鹿足郡七日市村 竹内安次郎君 |
| 十 | 番 | 茨城縣大津町寺田 | 土屋 清三郎君 | 三十一番 | 愛媛縣宇和嶋酒造組合員 宮本 兔八郎君 |
| 十一 | 番 | 茨城縣大津町寺田 | 八木 昇君 | 三十二番 | 三重縣津市宇上濱町 青山 久四郎君 |
| 十二 | 番 | 茨城縣大津町寺田 | 岩崎 政介君 | 三十三番 | 兵庫縣揖東郡大津村 小泉 源之助君 |
| 十三 | 番 | 京都府紀伊郡吉祥院村 | 安田 益太郎君 | 三十四番 | 千葉縣夷隅酒造組合 岩瀬 武司君 |
| 十四 | 番 | 德島縣三好郡井川村 | 内田 哲太郎君 | 三十五番 | 京都府與謝郡府中村 小松九郎衛門君 |
| 十五 | 番 | 德島縣那賀郡桑野村 | 紅露 坦三郎君 | 三十六番 | 埼玉縣北埼玉郡鴻巣村 小山 祖一郎君 |
| 十六 | 番 | 東京市日本橋區通二丁目 | 赤坂 藤次郎君 | 三十七番 | 京都市上京區分銅町 鈴鹿 辨三郎君 |
| 十七 | 番 | 大坂市北區綿屋町 | 阿波野 榮次郎君 | 三十八番 | 宮城縣仙臺市北六番町 本野 小平君 |
| 十八 | 番 | 愛知縣知多郡大高村 | 山盛 岩太郎君 | 三十九番 | 大坂府堺市 大塚 和三郎君 |
| 十九 | 番 | 愛知縣知多郡龜崎町 | 稻生 治右衛門君 | 四十番 | 埼玉縣南埼玉郡久喜町 荒井 伊兵衛君 |
| 廿 | 番 | 栃木縣上都賀郡西方村 | 矢部 儀一郎君 | 四十一番 | 東京市神田三河町二丁目 西浦 久兵衛君 |
| 廿一 | 番 | 新潟縣中頸城郡中吉川村 | 小田 仁作君 | 四十二番 | 栃木縣河内郡宇都宮町 西浦 久兵衛君 |
| | | | | 四十三番 | 京都府伏見西濱 築山三郎兵衛君 |
| | | | | 四十四番 | 京都府龜岡町 田中 數之助君 |
| | | | | 四十五番 | 埼玉縣北足立郡鴻巣町 栗林 安兵衛君 |
| | | | | 四十六番 | 栃木縣河内郡上三川村 松本 四郎右衛門君 |



四十七番 岡山縣岡山市字高崎町 前田友太郎君
四十八番 高知縣高知市字通町 堀見馬之助君
四十九番 茨城縣真壁郡下館町 外池格次郎君
五十番 兵庫縣菟原郡魚崎町 岸田忠左衛門君
五十一番 大坂市北區天滿橋一丁目小山松兵衛君
五十二番 兵庫縣菟原郡灘御影町 石田作太郎君
五十三番 兵庫縣菟原郡灘御影町 小網與八郎君
五十四番 兵庫縣菟原郡灘御影町 安福乙之助君
五十五番 兵庫縣菟原郡灘御影町 新居嘉右衛門君
五十六番 京都府船井郡酒造組合代表山内寛次郎君
五十七番 兵庫縣菟原郡魚崎町 岡田三左衛門君
五十八番 新瀨縣北蒲原郡葛塚村 阿部康介君
五十九番 山形縣飽海郡酒田町 野附友三郎君
六十番 大坂府堺市櫛屋町 土川茂平君
六十一番 京都府上長町西洞院西入堂本伍兵衛君
六十二番 群馬縣新田郡尾嶋町 金井貢君
六十三番 神奈川縣高座郡海老名村山田嘉毅君
六十四番 神奈川縣大住郡秦野村 佐野義職君
六十五番 山形縣西田川郡鶴岡町 中村作右衛門君
六十六番 大坂西區北堀江通六丁目森本清兵衛君
六十七番 東京府橋臺岸島四日市町酒井泰君
六十八番 愛知縣知多郡豐醸組 田中惠美藏君
六十九番 大坂西區北堀江通六丁目森本清兵衛君
七十番 大坂府堺市九間町西一丁目 德平君
七十一番 大坂府堺市大町東二丁目 大澤德平君

九十七番 京都府船井郡吉富村 茵田弘三君
九十八番 兵庫縣西野郡龍野村 富井定助君
九十九番 大坂府交野郡星田村 小池常太郎君
百番 福島縣東白川郡棚倉町 井上臺介君
百一番 大坂府志紀郡柏原村 畑中新次郎君
百二番 德島縣德島市宇船場町 勝西才平君
百三番 山形縣西田川郡大山町 加藤儀三郎君
百四番 靜岡縣碧田郡見附町 柴田佐平君
百五番 靜岡縣濱松 袴田京次郎君
百六番 靜岡縣靜岡市藤右衛門町長谷川清七君
百七番 大坂府古市郡古市村 淺野誠太郎君
百八番 兵庫縣灘西郷 植松茂君
百九番 靜岡縣城東郡橫須賀町神谷常松君
百十番 奈良縣平群郡平端村 乾穂太郎君
百十一番 兵庫縣菟原郡魚崎町 大八木德三郎君
百十二番 群馬縣碓氷郡板鼻町 野田東三郎君
百十三番 三重縣河曲郡神戶町 鈴木權六君
百十四番 愛知縣丹羽郡古知野村大池與平君
百十五番 有志者一己人之部
百十六番 神奈川縣西多摩郡青梅町岡崎武右衛門君
百十七番 廣島縣佐伯郡大竹村 福島久五郎君
百十八番 滋賀縣甲賀郡龍池町 中村正平君
百十九番 大坂府新報社 太田竹次郎君
百二十番 廣島縣佐伯郡大竹村 田淵映芳君

七十二番 京都府天田郡福知山町 雀部鉄藏君
七十三番 愛知縣寶飯郡下地町 永井仙十君
七十四番 島根縣遊摩郡大國村 安井好冽君
七十五番 愛知縣海東郡蟹江町 吉田甚平君
七十六番 奈良縣宇陀郡松山町 久保伊平君
七十七番 島根縣松江府宇野町 原源藏君
七十八番 埼玉縣北埼玉郡長野村 橫田良介君
七十九番 京都市三條通白川橋 安田專太郎君
八十番 東京府蠟燭町二丁目 高崎修助君
八十一番 奈良縣高市郡八木町 河合庄次郎君
八十二番 奈良縣宇陀郡榛原村 菅生善一郎君
八十三番 兵庫縣菟原郡灘御影町 木原熊吉君
八十四番 福岡縣上毛郡東吉富村 矢頭秀太君
八十五番 奈良縣十市郡香久山村 岡橋治右衛門君
八十六番 福岡縣粕屋郡宇美村 小林作五郎君
八十七番 大分縣玖珠郡東飯田村 麻生觀八君
八十八番 佐賀縣佐賀市多布施町 木下龜次郎君
八十九番 大分縣東國津郡富來村 秦文藏君
九十番 熊本縣上益城郡福田村 宮田武平太君
九十一番 兵庫縣菟原郡灘御影町 高橋千八夫君
九十二番 佐賀縣佐賀市高木町 栗林百太郎君
九十三番 兵庫縣菟原郡灘御影町 嘉納治兵衛君
九十四番 廣島縣安藝國三津町 本田泰三君
九十五番 長崎縣北松浦郡山口村 川原貞八君
九十六番 兵庫縣菟原郡魚崎村 津田權兵衛君

百三十八番 大坂府錦部郡長野村 西條 麟之助君
 百三十九番 群馬縣藤岡町 山中 鐵助君
 百四十番 滋賀縣犬上郡松原村 前川 善一郎君
 百四十一番 山形縣西田川郡加茂町秋野 惇藏君
 百四十二番 滋賀縣彦根町字養寺中町福山 源吾君
 百四十三番 滋賀縣彦根 宮村 猪平君
 百四十四番 滋賀縣高嶋郡饗庭村 川原林橋郎治君
 百四十五番 滋賀縣高嶋郡海津 磯野 幸七君
 百四十六番 滋賀縣高嶋郡安曇村 伊藤 治三郎君
 百四十七番 京都府伏見町字京町一丁目楠本直次郎君
 百四十八番 京都府伏見町字京橋屋町木村清八君
 百四十九番 京都府伏見町字京橋屋町木村清助君
 百五十番 京都府伏見町字本村本町 大倉 恒吉君
 百五十一番 兵庫縣明石郡江井嶋村田中直次郎君
 百五十二番 兵庫縣明石郡江井嶋村田中三右衛門君
 百五十三番 愛知縣龜崎 伊東 直次郎君
 百五十四番 京都府伏見町字三栖一丁目奥野庄三郎君
 百五十五番 滋賀縣寺庄 森島 源四郎君
 百五十六番 大坂市北區天滿橋筋一丁目大島磨翠君
 百五十七番 京都府北區五條下 中村 卯兵衛君
 百五十八番 京都府北區五條上 岡本忠兵衛君
 百五十九番 京都府大黒町五條上 中井庄左衛門君
 百六十番 京都府紀伊郡向島村 北川三左衛門君
 百六十一番 德島縣板野郡撫養町 多智花善十郎君
 百六十二番 德島縣板野郡撫養町 平野 德太郎君
 百六十三番 德島縣板野郡撫養町 平野 德太郎君
 百六十四番 德島縣板野郡撫養町 平野 德太郎君

百六十五番 大坂市北區樽屋町 丸山 卯兵衛君
 百六十六番 大坂西區幸町通二丁目西岡 卯兵衛君
 百六十七番 福井縣大飯郡青門村東三松澤田徳藏君
 百六十八番 京都府伏見町字御駕籠綾木 六兵衛君
 百六十九番 茨城縣豐田郡水海道町竹村 茂八郎君
 百七十番 茨城縣豐田郡石下村 竹村 彦太郎君
 百七十一番 京都府河原町二條 岩井喜右衛門君
 百七十二番 京都府古門前通繩手東入 杉本 清松君
 百七十三番 京都府古門前通繩手東入 彌上治兵衛君
 百七十四番 京都府七條河東 笈本 彌一郎君
 百七十五番 京都府蘇屋町綾小路下 大橋 彌七君
 百七十六番 京都府五辻千本東入 大川 米次郎君
 百七十七番 京都府千本上立賣上 大北 文二郎君
 百七十八番 京都府柳馬場錦小路上 森口 長七君
 百七十九番 京都府大宮下立賣上 鹽田 嘉十郎君
 百八十番 京都府伏見町字東町 中 伊兵衛君
 百八十一番 京都府二條河東 谷合 文次郎君
 百八十二番 京都府新町五條上 土田 榮二郎君
 百八十三番 京都府伏見街道五條上 松井 恒三君
 百八十四番 京都府新町正面上 入澤 政次郎君
 百八十五番 東京京橋區靈岸嶋四日市町廣岡五郎君
 百八十六番 京都府御幸町五條上 太田 伊三郎君
 百八十七番 京都府日暮丸太町上 中村 善兵衛君
 百八十八番 京都府下立賣日暮西入鈴鹿 繁之助君
 百八十九番 京都府下立賣日暮西入鈴鹿 繁之助君
 百九十番 京都府堀川元誓願寺 高木 菊平君
 百九十三番 京都府堀川元誓願寺 高木 菊平君

百九十四番 滋賀縣大津町大字大間田 中字三郎君
 百九十五番 京都建仁寺町五條上 山崎 榮三郎君
 百九十六番 滋賀縣坂田郡大字磯村藤林 七平君
 百九十七番 愛知縣丹羽郡古知野村大池 鎌次郎君
 百九十八番 京都府河原町竹屋町 赤松 權之輔君
 百九十九番 京都府寺町萬年寺上 太田 久次郎君
 二百一 京都府富小路松原下 原 菊七郎君
 二百二 廣島縣廣島市宇京橋町保田 芳太郎君
 二百三 京都府正面通本町東入菅木 彌兵衛君
 二百四 東京市四ッ谷左門町 熊谷 一郎君
 二百五 京都府御幸町五條上 太田 龍之助君
 二百六 兵庫縣 前野 善次郎君
 二百七 兵庫縣但馬國出石町 大橋 又十郎君
 二百八 埼玉縣比企郡野本村 利根川 總平君
 二百九 埼玉縣橫見郡西吉見村小川 官十郎君
 二百十 京都府伏見町字御駕籠谷 多喜藏君
 二百十一 京都府久世郡淀町 山本 種藏君
 二百十二 京都府東洞院五條上 立入 治兵衛君
 二百十三 京都府久世郡淀町 古敷 太乙君
 二百十四 大坂商業新報社主 岡本 喜平君
 二百十五 三重縣一志郡鶴村 田中 小十郎君
 二百十六 滋賀縣犬上郡彦根 小堀 彌太郎君
 二百十七 京都府河原町三條下 藥師寺 註三君
 二百十八 京都府丸太町松屋町角高 七二郎君
 二百十九 京都市出町榊形西入上 木村 嘉十郎君

二百廿番 奈良縣式下郡下郡都村竹村 七郎君
 二百廿一番 福井縣遠處郡小濱町 川村 藤七郎君
 以上百七名
 總計貳百貳拾壹名也

第二回全國酒造組合聯合大會議事錄
 澤田 虎之輔 筆記

明治廿六年六月十日午後零時三十五分開議
 出席會員百四十名代表者九十四名 有志者四十六名
 ○委員 鈴鹿辨三郎君(京都)先づ起て左の開會の趣旨を述べ

諸君：今回は遠路態々御來京を辱ふし以て此の盛會を見るに至りたるは京都酒造業組合一同に取實に満足に至りたり然るに諸事計畫其他の準備も不行届勝にして諸君の意に満たざりしハ太だ遺憾とする所、幾重にも宥恕を請ふ就ては豫て委員より配布し置きたる書面に付き是より開會すべきが先づ議事整理の爲め假議長を撰み以て着々議事の進行を謀らんと欲す滿場別段意存無くんば指名しては如何敢て滿場の意見を聞かん

○三十四番(千葉岩瀬武司君)假議長を撰舉せんとするも我々多數の者等は實に其面を知らざるのみならず爲めに長時間を費す事なれば只今御座の如く委員中の人を指名せられたし

(賛成の聲起る)

○番外(委員鈴鹿辨三郎君)三十四番の發言に對し別段異議無ければ直ちに指名せん。乃ち渡邊徹君に御依頼申さん

(此時渡邊徹君出場して左の辭を陳ぶ)

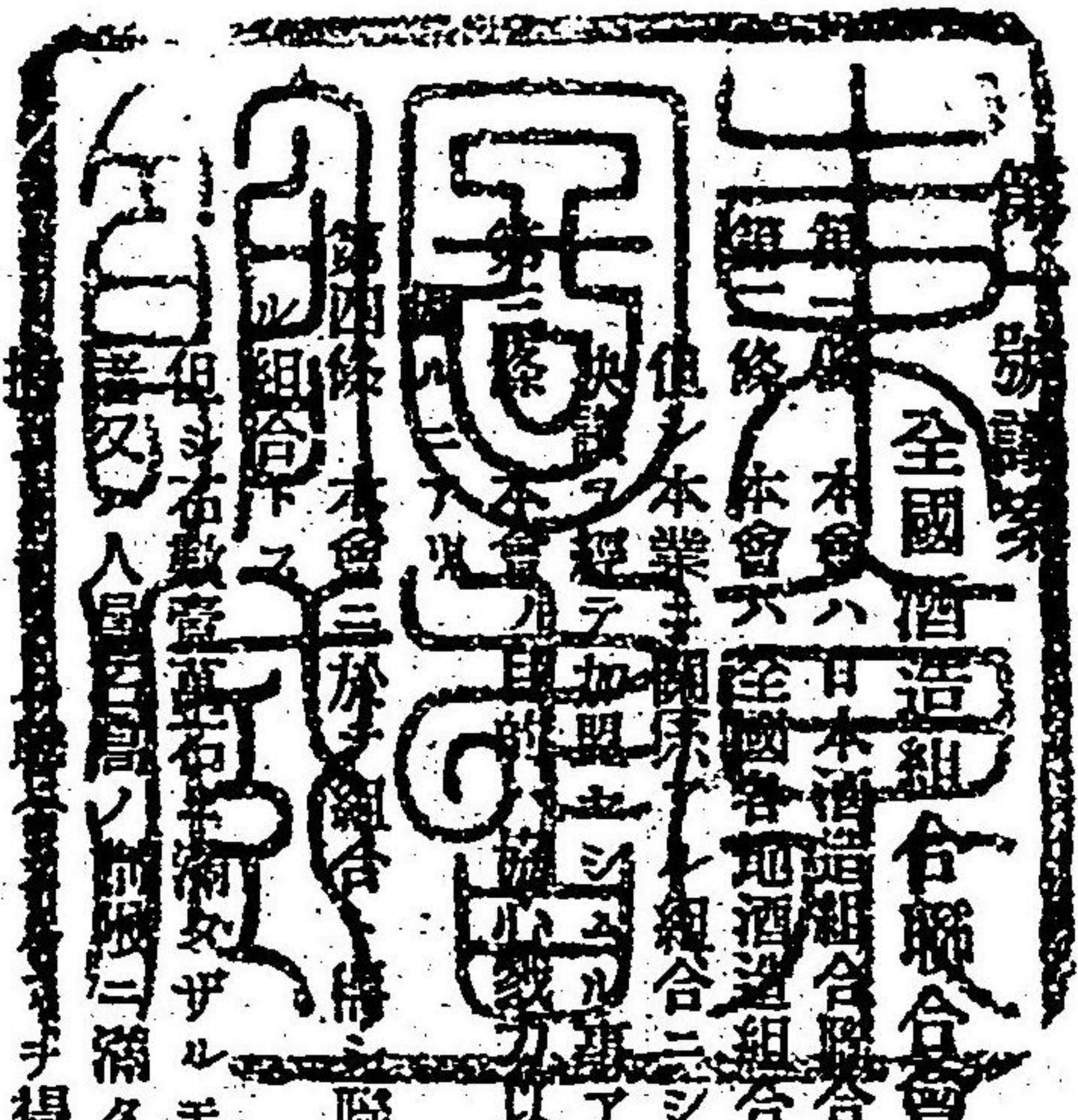
○(渡邊徹君)諸君子は渡邊徹君より聊か準備員一同に代り御挨拶に及ばんとす諸君ハ我酒造業發達に御熱心ある斯く遠路をも厭はせられず競ふて來會ありしは準備員一同に取り洵に欣喜に勝へざる所なり就ては不束乍らにも夫々議案を發布し置きたるが固より不完全の者なれば諸君に於ても宜敷充分審議あらんとを望む

抑も我が酒造家大會たる第一回は之を東京に於て開設せしも少數の會合にして實に微々たる者なりしが第二回は之を名古屋に於て開設せしに忽ち一回に倍從し實に多數の來會者ありて遂に其勢炎を加へたり降て第三回は則ち茲の土をトし只今より開會すべきが我が大會は斯の如く既往の經歷に徴するも一回は一回より熾ありしハ諸君の熱心蓋し之に外ならずと信ず洵に委員一同に於て深く感謝せざるを得ず就ては是より議長の撰擧に取掛らざるべからず不肖闖らずも假議長の指名に與りたれば暫く議長席を汚さん(拍手する者多し)

右言了りて議長席に着く

○十二番(廣島岩崎政介君)予も又開會に先ち一言の挨拶を述べ以て答詞に代へんとす今回の大會たる委

據り不便ある處わらば其際熟談を以て如何様とも爲すべしとのとに決し漸く本議に移ることを得議長ハ書記をして第一號議案を朗讀せしむ



全國酒造組合聯合會々則案

- 第一條 本會ハ日本酒造組合聯合會ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク
- 第二條 本會ハ全國各地酒造組合ノ聯合ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ酒造組合ノ聯合ニシテ聯合ノ必要アルハハ常議員會ノ決議ニ依リ之ヲ組織ス
- 第四條 本會ニ於テ聯合ノ傳聯合スルモノハ壹萬石以上ノ造石アル組合ニ限リ之ヲ組織ス
- 第五條 組合員ハ經常費トシテ一年一名毎ニ金廿錢、造石高壹萬石ニ付金壹厘宛テ各組合ニ於テ取廻メ毎年四月事務所ニ納付スベシ
- 第六條 聯合組合ハ其組合員ノ住所姓名及ビ其造石高ヲ毎年四月本會事務所ニ届出ツベシ
- 第七條 本會ニ左ノ役員并ニ職員ヲ置キ以テ會務ヲ整理セシム
 - 會長 一名 副會長 二名
 - 常議員 十五名 理事 二名
 - 會計 二名 工務委員 若干名
 - 書記 若干名
- 第八條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルハ之ヲ代理ス
- 常議員ハ正副會長ト共ニ本會重要ノ事件ヲ審議シ會務ヲ分掌ス
- 理事ハ本會諸般ノ事務ヲ調理ス

員諸君は實に容易ならざる御盡力に依り斯の盛會を見るに至りたるは予等の欣喜に勝へざる所あり聊か燕辭を述べ併せて委員諸君の勞を謝す

茲に至りて渡邊假議長ハ直ちに會則案其他の議案を會議に附する權利ありや否や宜しく正議長を撰擧し乃ち正議長たる者初めて議事を開くを得る者ありや否やの疑點より種々の説ありしが畢竟正副議長を撰擧したる上議事に取掛るととなしたり(右模様ハ格別掲載の必要なしと認めしに付き取除く)

右に付き假議長は正副議長撰擧の旨を宣言し書記をして投票用紙を配付せしめ先づ正議長の投票を試みし投票六十九の内於て左の結果を得たり

- 三十四票 渡邊 徹君
- 二十七票 小堀 貞吉君
- 二票 今中 忠君
- 二票 金井 貢君

即ち渡邊徹君正議長に當選し同君は承諾の旨を告ぐ是を於て更に副議長の撰擧を行ふ等なる所煩雜を省き次點者小堀君を直ちに副議長に定むるの説出で満場一致にて之に決し乃ち同君も承諾せり

正副議長撰擧了りたるに付き渡邊君改めて正議長として第一號議案ハ議事を開かんとしたるに第七十二番より先づ議事細則を議すべしとの説出でたる爲め議事細則に就て又々諸説紛出したるも結局是等は爭論するに及ばず暫らく委員等に於て定めたる細則に

- 書記ハ正副會長、常議員及理事ノ指揮ニ依リ庶務ニ從事ス
- 第九條 正副會長及常議員ハ通常總會ニ於テ之ヲ撰擧シ其任期ハ各一ケ年トス
- 但シ滿期再撰スルコトヲ得
- 理事、會計、工務委員ハ常議員會ノ議決ニ依リ常議員中若クハ他ニ適當ノ者ヨリ撰任ス
- 書記ハ會長之ヲ任免ス
- 第十條 正副會長、常議員及理事ハ總テ無給トス
- 但シ會務ノ爲メ要セシ實費ハ之ヲ辨償シ又ハ報酬ヲ爲スコトヲ得
- 第十一條 本會ノ會議ハ通常總會、臨時總會、常議員會ノ三種トス
- 通常總會ハ毎年五月ニ開會シ前年度ニ於ケル庶務ノ要領及ビ會計決算ヲ報告ス
- 臨時總會ハ臨時緊急ノ事件アルニ際シ之ヲ開設ス
- 常議員會ハ臨時必要ノ場合之ヲ開クモノトス
- 第十二條 臨時會ハ正副會長及ビ常議員ノ過半數ニ於テ必要ト認めル場合ノ外會員三分ノ一以上ノ請求アルニ非ラザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ
- 常議員會ハ其過半數ノ請求アルニ際シ之ヲ開クコトヲ得
- 第十三條 總會ニ出席スル議員數ハ左ノ標準ニ依ル
 - 組合ノ造石高壹萬石以上若クハ人員廿名以上 一名
 - 但シ壹萬石毎ニ又ハ人員廿名ヲ加フル毎ニ各一名ヲ増ス
- 第十四條 企業中ヨリ出身ノ代議士若クハ本業ニ特ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ヲ名譽會長ニ推薦ス
- 名譽會員ハ本會々議ニ參與シ本會ノ利害得失ニ關スル事件ニ付意見ヲ述べアルコトヲ得
- 第十五條 組合會員ニシテ本會ノ体面ヲ汚濁スルノ所爲アル者ハ常議員會ノ評決ヲ經テ除名スルコトアルベシ
- 第十六條 本會々則ニ附随シタル必要ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十七條 本則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ラザレバ改正修補スルコトヲ得ズ

○三十四番(千葉岩瀬武司君)此の全國酒造組合聯合會を設くるに付ては農商務省の準則に基く者なるや又ハ單に本會の決議のみに依る者なるや
○番外(委員今中忠君)別に農商務省の達に依りて設置する所以の者に非らず
○十一番(静岡八木昇君)會則を議するに先ち敢て番外に質問せん今日の出席者は全國の酒造家ならんが大抵各府縣共に出席せるにや
○議長(渡邊徹君)未だ列席せざる向もあり
○十一番(八木昇君)然らば其出席せざる向は何程ある乎
○議長(渡邊徹君)夫れハ今少し答へに苦む併し是非必要なれば退て取調の上報道せん
○五十九番(山形野附友三郎君)工藝委員とは一体如何なる者なる乎其性質并に業務の點に付て詳説われ
○番外(委員宮川作藏君)此の工藝委員を設けんとすの趣旨たる則ち會則第三條ハ「本會の目的ハ協心戮力以て國酒の進歩を期し本業の發達を圖るにあり」と云へる條項に依遵せしなり抑も國酒の進歩を期するに付ては尋常一様にては能はず今日ハ既に學理も餘程進歩し昔日とハ大に其趣を異にせり去れば其進歩的運動に付ては個人的にては到底目的を達する能はざるハ付働業上之を必要と認めたるあり
○五十八番(新潟阿部康介君)然らば全く働業上の者なる乎

らす或ハ樽屋とか、若くは米屋とか苟も酒造家の運動に付て忽ち其業の榮枯盛衰に關係ある者が一臂の力を添へんとて加入を申込む者あるときハ之に聯合せしむるの血路を拓きたるあり元來斯の如きハ既往の實験其例に乏しからず故に此の但書を加へたるあり又叔支豫算の事ハ御最ある御尋ねなるが委員も於ても一應調査を遂げたれば明日詳細に御報道せん
○十一番(静岡八木昇君)然らば先刻伺ひし出席員の事も此邊に必要ありて質問せしが兎に角此の會を起したる以上は全國企業者は一名も残らず加盟せしめ度見込あり就ては今回出席せざる所は此儘放任し去るや又は別に方法を設けて加盟せしむる考ありや
○番外(委員今中忠君)夫々招待に應じて出席せられたる人は本則決議の上は勿論加盟を請ふ積りあり而して不參の向は夫々書面を發して加盟を請ふ見込あり
○五番(高知武政丑太郎君)第五條に本會の經費として一名廿錢、造石高登石に付き壹厘を徴収するの規定あるが這は如何なる標準に依りし歟、又は只大体の劃方なる歟
○番外(委員今中忠君)是は一昨年名古屋の大會に於ける輿論なりしを以て乃ち茲に規定したる迄にして別に是と云ふべき標準は無きあり
○五番(高知武政丑太郎君)然らば本會に於て其人員は何名、其造石高ハ幾許なるやは未だ判明せざる歟

○番外(委員今中忠君)御尋の通り
○十番(廣島土屋清三郎君)尙ほ尋ねん本會は第三回大會とあるか其の一回又は二回に於ける會則ハ如何ある者なりしか承りたし
○番外(委員今中忠君)第一回は去る明治廿四年東京上野櫻雲臺に於て開きしが蓋し其際は關東、關西の有志者のこの會合より止り未だ今日の如き大會の組織を見るに至らざりしうば隨て會則をも設けず只單に七名の委員を設けたり然るに昨年第二回大會を名古屋に於て開會し其際始めて會則を設けたれども只今携帶し居らざれば明日にでも持參せん
○十番(廣島土屋清三郎君)然らば第二回に會則も出來、委員をも撰で其委員より議案を製したる者乎
○十一番(静岡八木昇君)第二條の但書に「但し本業に關係ある組合にして聯合の必要あるときは常議員會の決議を経て加盟せしむる事あるべし」とあり其關係ある組合とは如何ある者を謂ふ歟又番外は農商務省の達にも非らず又準則に依りしにも非らずと述べしが果して然らば之に加盟せしむるの方法、手段も其の叔支豫算たる者ハ未だ編制無き耶、蓋し會費の目的あるも叔支豫算の定まざる以上は訝なる者なりと信ず此邊の見込果して如何
○番外(委員今中忠君)之に答へん第二條の但書に規定せる本業に關係ある組合とは實に清酒家のみに限

○番外(委員今中忠君)夫れは只今速答し兼ねるも何れ後刻届出の分を取調べて報道せん
○六十五番(山形中村作右衛門君)第十五條に「組合會員に於て本會の体面を汚損するの所爲ある者は常議員會の評決を経て除名す」と云々とあり体面を汚損すとは果して如何なる者乎或ハ造石高を隱蔽する者等の謂なる乎
○番外(委員宮川作藏君)此の個條を設けしは別に深き理由あるに非らず只大會と云ふ者に重きを置かん爲め常議員會の評決に依て除名する迄にして強ち造石高を隱蔽すと云ふ如き詳なき事にも非らざるなり
○五十九番(山形野附友三郎君)總て役員……常議員にして其筋へ請願せるに付ては豫て本會の趣旨を履行して其目的を達せざるべからず就ては此の常議員ハ請願運動の爲めの常議員なる歟、又は其日のみ盡力せらるゝ常議員ある乎
○番外(委員今中忠君)元來此の常議員ハ元の委員と云ひし者の變名にして若し本則の決議を見るに至らば從來の委員は既に消滅したる者と諒せ
○三十四番(千葉岩瀬武司君)委員に質問せん元來是迄役員に撰擧に付ては何時も混雜せしか第七條に掲げたる役員ハ果して如何なる撰擧法に依る見込ある耶
○番外(委員高崎修助君)第七條の役員撰擧法は地區を劃し例之は關東、關西、東北、九州、四國、東海道と

か各選挙区を分割して撰出せしむる見込あり而して又評議員の撰出法ハ届出の造石高と人員とを合し全國投票數に通算して撰出せん考もあり

○三十四番(千葉岩瀬武司君)然らば委員の考にては金を多く出す地區は隨て委員も多く撰出せしめんとの見解なる哉

○番外(委員高崎修助君)先ず左様……

○八十七番(大分麻生觀八君)工藝委員の事に付て聞漏したるが果して如何なる者乎今一回辨明を煩はさん

○番外(宮川作藏君)技師を備入るゝと云ふに非ずして工藝上の事を擔當する者あり

○八十七番(大分麻生觀八君)然らば工藝者を見込まざるべからざるが其邊如何せば判明すべきや

○一番(栃木小堀貞吉君)少しくボンヤリしたるが一体工藝委員の技師とか、演說會とか云ふ事を頼む……早く云へば世話掛とも云ふべき者あり

○八十七番(大分麻生觀八君)果して其通り乎

○番外(委員今中忠君)其通りあり

○八十七番(大分麻生觀八君)然らば工藝委員に非らずして工藝上の世話掛乎

○番外(委員今中忠君)如何にも周旋委員でも可なり併し會則に周旋委員とするは少しく不体裁の感われは工藝委員とせしが要するに工藝員をして國酒の調査を托する職掌あり

○三十二番(三重青山久四郎君)只今工藝委員の事に付委員は説て曰く清酒の品評を爲す者なりと、苟も然らん考あれは是れ無用の者あり併し理窟に涉る様あれとも必要を認めざるに付之を廢さん

○議長(渡邊徹君)無用と云ふは討論に涉れり果して廢棄説あれば請ふ二讀會に於て之を提出せよ

○三十四番(千葉岩瀬武司君)直ちに本案の第二讀會を開かれん事を望む

○十四番(徳島内田哲太郎君)本日ハ兎も角是にて閉會せられん事を請ふ

○十番(廣島土屋清三郎君)十四番に賛成されども一讀會の大体議丈は是非本日に採決し而して閉會とせられたし

○五十八番(新潟阿部康介君)閉會の説起りたれども我々は遠方より來りたる事あれば成る可く時間を延して審議ありたし

○六十八番(愛知田中惠美藏君)本日は是れにて閉ぢ而して各府縣より一名宛の委員を撰み以て委員に説明を求め徐々に不完全なる條項を修正せしめん爲め予は更に委員撰出の建議を提出せん

○十一番(静岡岡八木昇君)此の會を是れにて閉ぢるも閉ぢざるも議長に一任すべきも各府縣より能々來京して代表者と爲らざる人もあれハ矢張り此會に列し代表者の資格を以て意見を述ぶる様御注意せられんとを望む

○五十九番(山形野附友三郎君)只今の議事は議長の權限に属する事なり而してとなたかハ御惑ひにあれり或は一府縣より一名宛の委員を撰べと云ふ説もあれども却て議事の進行上より云へば二讀會を直に開く可なり字句を修正するなれば委員を置くも夫れ或は可なれども實地問題を議するに何ぞ殊更ら委員を設くるの必要か是れわらん

○五十八番(新潟阿部康介君)會則中或は費用に關する重大の問題もあり又中ハ輕々たる者もあれば其輕々たる……些々たる者は今日に纏め其他重大なる者は明日に譲られても可あらん

○議長(渡邊徹君)議長に於ても五十八番の説は至極最近にして同意を表する所なり故に重大の問題は兎に角明日にするも可なれども簡單なる者は務めて本日に議了せん

○三十三番(兵庫小泉源之助君)御述の如くにて可あれども然れども三讀會をも開かるゝ事あれば二讀會ハ今日ツート議せられたし

○議長(渡邊徹君)滿場別に異議無くんは爾かせん

○四番(愛知神田雷三君)本員は不同意なり何とあれハ第四條には本會重大なる……主眼とする處ハ組合員制限の簡條あり且つ役員の撰擧も第七條に規定して至急を要する件もあれば本員ハ六十八番の説を賛成し以て一府縣より一名つゝの委員を撰まん而して委員會ハ今晚にても開き明刺本會に報告せらるゝ様

取計られたし

○八十五番(奈良岡橋治右衛門君)是れにて仕舞ひと云ふ説は消滅したる様なるが一体五十八番の如くせば或る條項は之を殘して飛び……に議せざるを得ず斯る險殘は本員大嫌ひなり

○五十八番(新潟阿部康介君)假令飛び……と云ふも議事の進行上よりせば斯の説に隨ふ方寧ろ敏捷なり蓋し此の議長は會則を議する爲めの議長あり然らば先づ會則より議せざる時ハ他の議案は之を議する事能はざるに非らずや去れば何分にも此の會則は至急を要する條件あるに付兎に角議事の進行を速ならしむれば本員ハ以て足れりとせるのみ

○十五番(徳島紅露坦三郎君)予も又本日は是にて閉會し明日正時間より開會するを可とす成る程貴重なる時間あるに相違無きもそう勉強せずとも三日間には悉く議案を議了し得……に付退散説に同意す

○七十五番(愛知吉田甚平君)先刻來御最なる説を承るか併し乍ら本日ハ初日の事あり殊に遠路來會したる者もありて頗る疲勞せる人あるやにも見受けたり且つ此の會則は實に重大なる事にして本會の憲法とも云ふべき者をして斯くも草臥紛れ……倉皇輕々に議するハ如何にも遺憾の至りなれば先づ本日は是にて閉會し明日よりは早く出席して開議する方得策あらん

○一番(栃木小堀貞吉君)予は敢て滿場諸君に諮る所

あらんとす元來是れにて閉す、閉ぢぬとか、或は勉強、不勉強とか、先づ暫く擱き會則なる者へ願ふ至急を要し且つ又願ふ必要なるものにして爲めに本會の盛衰に關する事あれば或は諸君に於て解釋を誤る如き憾ありては不都合なれば充分疑義の點は番外の解釋を聞き兎も角本日は二讀會だけを讀了せられては如何にや夫れにて尙ほ不完全の者もあるときは三讀會に於て如何共爲るべければ兎も角二讀會だけは本日了る方可ならんと信す

○七十二番(京都府部鐵藏君)趣旨に至りては予ハ各府縣より一名乃至二名の委員を撰む説に賛成あり
 ○六十四番(群馬金井貢君)只今小堀君より御話ありしが一体此の會則は不完全なり然るに之に對し二三人の委員に講義を聞かんとするは餘り不見識なる話なれば斷然御斷申さん
 ○廿一番(新潟小田仁作君)先刻一番の説ありて會則を讀せざれば此の會の成立せずと云ひ又次に不完全と云ひしが茲に集りて我々の意見を定むるに講義を聞く必要なし

○八十三番(兵庫木原熊吉君)段々切上げる…延ばすと云ふ説ありしも全体我々の如き兵庫縣より來會したる者でさへ大に疲勞せり況んや尙ほ遠方より來會せられし諸君の疲勞更に甚だしきに於てをや蓋し人間も倦怠の念を生せば物は進行すべき者に非らず故に此邊にて閉會とせし殊に重大なる議件なれば明日聞く必要なし

て之か利害を講究せる迄なれば他の會議の如く權利を争ふと無く圓滑に議事の進行あらん事を望む
 ○四十八番(高知堀見馬之助君)今朝運動費の報告を受けたるか其内高知縣ハ金五圓とあり然るに實際拾圓送附せしにも拘らず五圓の義損金とあるハ何かの間違には非らざる無き乎
 ○番外(委員今中忠君)夫れハ只今主任の番外出席し居らざるに付何れ後より答へん
 ○四十八番(高知堀見馬之助君)尙一ツ尋ねん出席議員の名簿中第三回とあるに最初には第二回とせり是は昨日何番より御尋せしか果して二回ある乎將た三回なる乎

○番外(委員鈴鹿辨三郎君)前に第二回とせしは全く第三回の誤植なれば之を諒せ又義損金の其外に金四圓…
 ○四十八番(高知堀見馬之助君)否…高知市組合より送金せしは儘に拾圓あり這へ全く自身に取扱ひたれば誤り無しと思へり然るに只五圓とあるは何かの間違ならん
 ○番外(委員鈴鹿辨三郎君)然らば何れ取調の上擔任者より答へん
 ○四十八番(高知堀見馬之助君)可、
 ○百廿八番(三重伊藤傳平君)本員ハ滿場に希望せん只今は會則案の第二讀會なるか本員ハ此の會則に付て大に意見あり情も議案の趣旨を齟齬するに有志會

早朝精神の爽ある際審議せる方可なり然るに二三の講義を聞くも徒に倦怠の念を生ずるのみあれば議長に於ても善い加減に此邊にて切上げられて如何にや
 ○六十八番(愛知田中惠美藏君)茲等が議長の職權なればさし遣るべし
 ○議長(渡邊徹君)然らば諸君に於ても大に疲勞したりと云ふ人もあり又倦たと云ふ者もありて倦怠せる人に向て何程勤むるも進行し能はざる事なれば本日は是にて閉會せん

○番外(委員鈴鹿辨三郎君)一寸…諸君に陳せん此の會議は三日間の日子にして十二日に是非會議だけを了らざるべからず而して十三日に講話會もあり引續き懇親會をも開くべき準備なれば餘程議事を進捗して貰はざるべからず就ては今日は諸君も疲勞の爲め是にて閉會せらるゝも明日より精々早く出席ありて以て議事の進行を速ならしめられん事を切に希望す
 (此時一全退散す其退散時間ハ午後二時五十五分あり)

六月十一日午前九時廿三分開議
 出席會員二百貳名内 代表者百六名 有志者九十九名
 ○議長(渡邊徹君)諸君…是より開議せん就ては開會に先ち一言せん元來本會の如きは實業家の集合にして

の組織に依りしものにて是非全國一致の結合團體と見らるべからず去れば各條々に付て修正の意見あれども之を吐露せる時は大に暇取るべしと信するに付茲に修正案を提出せん蓋し此の修正案は全國一致結合の團體組織に變じたる精神あり故に此の印刷物を何卒議長より各員に配布あらん事を望む
 ○議長(渡邊徹君)は然らば百廿八番より一の修正案を提出したれば參考の爲め諸君に配布せんと述べ書記をして之を配付せしむ(其修正案左の如し)

日本酒家大會々則修正案
 第一條 本會ハ日本全國酒造營業者ヲ以テ組織シ日本酒家大會ト稱ス事務本部ハ東京市ニ設置シ支部ヲ各府縣ニ配置ス
 第二條 本會ノ目的ハ左ノ方法ニ據リテ本業ノ保護ト發達ヲ圖ルニアリ
 一明治二十三年度ヨリ全二十五年年度ニ至ル三ヶ年間ノ各自造酒平均高ヲ以テ標準額ト定メ毎年九月通常總會ニ於テ需用供給其他ノ世況ヲ商議シ標準額ニ對シテ後期ノ造酒制限高ヲ決定ス
 二明治二十三年度ヨリ全二十五年年度ニ至ル三ヶ年間休業ノ者ハ其標準額ヲ百石ト規定シ三ヶ年一ヶ年以上休造ノ者ハ其營業年間ノ平均造酒高ヲ以テ標準額ト規定ス
 三本會本部ヨリ標準造酒高ヲ書シタル標札ニ番號烙印ヲ附記シタルモノヲ各會員ノ戸外ニ掲示セシム
 四毎年總會ニ於テ決定シタル造酒制限高ニ超過シタル者ハ其超過酒ヲ沒收シ該石數ニ係ル造酒税全額ノ還約金ヲ徴取ス
 五新規酒造營業願人ニ對シテ連印スルヲ得ズ若シ之ニ背ク者ハ還約金ヲ徴取ス
 六自家用料酒防禦ノ爲メ會員外ノ者ニ酒粕ヲ販賣スルヲ禁止ス若シ之ニ背ク者ハ還約金ヲ徴取ス

七 没収酒及ビ違約金ハ其告發人ニ半額ヲ賞與シ殘餘半額ハ一級會員二分與ス

八 本會ノ監査ニ趣クニ從ヒ酒造研究場ヲ設置スルヲ得

第三條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ會務ヲ整理セシム

一 會長 無給 壹名ヲ通常總會ニ於テ推定シ本會ノ全務ヲ總轄セシム

二 副會長 無給 貳名ヲ通常總會ニ於テ推定シ常ニ會長ヲ補佐シ會務ヲ代理ス

三 常議員 無給 拾五名ヲ通常總會ニ於テ推定シ常ニ副會長ト共ニ本會重要ノ事件ヲ協議シ會務ヲ分掌ス

四 部長 無給 四十五名各部内ニ於テ互選シ常ニ本部ノ指揮ニ據リ部内ニ係ル諸務ヲ統轄セシム

五 職員 無給 若干名(通石高五萬石以上壹名五萬石ヲ)各部内ニ於テ互選シ總會ニ參列セシム本會重要ノ事件ヲ議定ス

六 理事 有給 壹名ヲ通常總會ニ於テ議決ノ上内外ノ事情ニ通ジ學識名望アルモノヲ聘シ本會目的ニ關スル諸般ノ事務ヲ處理セシム

七 書記 有給 四名正副會長及理事ニ於テ任免シ正副會長及理事ノ指揮ニ從ヒ諸務ニ從事ス

八 正副會長、常議員、部長、職員ハ任期一ヶ年滿期再選ヲ得

第四條 本會ノ會議ハ通常總會、臨時總會、常議員會ノ三種トス

一 通常總會ハ毎年九月二開キ左ノ條件ヲ議定ス

後期酒造制限高、役員選定、經費賦課額、會員賞罰、會則改正、理事執行ニ係ル要領其他本會重要ノ事件

二 臨時總會ハ正副會長及常議員過半數ニ於テ必要ト認ムル場合ノ外議員三分ノ一以上ノ請求ニ據リテ之ヲ開ク

三 常議員會ハ正副會長理事及常議員協議ノ上隨時必要ノ場合ニ之ヲ開ク

第五條 本會ハ全區籍ヲ備ヘ各自記名調印セシム

但營業權札賣買讓與代替ノ都度及方連署ヲ以テ名簿訂正ヲセフベシ又廢業者ハ其旨届出除名ヲセフベシ

第六條 本會ノ經常費ハ造石高ニ三分ノ二戸數ニ三分ノ一ノ割合ヲ以テ之ヲ徵收ス

酒屋とせんとの説あり之に賛成者あるも予は御隣り合せあるにも拘らず之を反對にして寧ろ原案の如く酒造家とする方可あり凡そ物ハ大數を示さざるべからず去れば縱令其内に少數なる分子のあるも多數を占めたる者は須らく其多數の名目を取る可し抑も此會を組織して此の會をして鞏固ならしめ、維持せしむるものハ實に酒造家にあり去れハ其組織する分子中十中の八九迄酒造家にありせとは宜く酒造家とする方穩當なり蓋し樽屋とか御屋杯もあれども之れは少數たり、微々たり次に又何番かは聯合の文字を削除せんと云ひしが元來是等ハ聯合の文字を存し以て法人的に依る方可なり是迄屢々大會を開きしに以てとして其結果を見ざりしは蓋し酒造組合の聯合に非らざりしに依るなり然るに今回の税則改正の事たる頗る重大なる事なれば宜しく法人的の運動を以て大に勢炎を加ふるこそ得策なれば一派の……少數の如き者にては容易に其目的を達する事能はざるべし去れば是又宜しく組合聯合とする方可あり元來横田君ハ委員の一人あり其委員の一人なるにも拘らず前日には原案を可と信じながら今又翻然其意思を變ずるは本員甚だ怪訝を勝へざるなり

○七十八番(横田長介君)六十八番ハ本員の聯合と云ふ趣旨を誤解せり元來本員が第二條の組合の聯合を以て組織すと云ふ其ノ聯合の文字を削除せんと云ひしは一己人の事にも非らず又運動上の事にも非らず

以テ各會員ヨリ徵收ス

第七條 本會ハ則ニ附隨シタル必要ノ細則ハ常議員會ニ於テ之ヲ定

提出者 三重縣 伊藤 傳 平

○議長(渡邊徹君)此の修正案ハ先づ参考の爲め配布せしが今は原案に依り第一、二條を議さん(朗讀省略)

○六十七番(東京酒井泰君)本員は「日本酒造組合聯合會」とあるを「日本酒屋聯合會」とせん然らば日本の酒店は何れも満足を表するをあらん

○七十八番(埼玉横田長介君)私は六十七番に賛成を元來造と云ふ字は深き意味あるに非ずして只名古屋大會の決議ニ基きたるものなれば六十七番説の如く「酒屋組合」とある方區域廣潤にして且つ穩當あり而して又第二條の各地酒造組合の聯合を以て組織せとある「ノ聯合」の三字を削除し以て「各地酒造組合を以て組織す」と改めん若し原案の精神ありせば組合を以てするに非ずして二三組合の聯合を以てせばれば之に加入する事能はず斯の如くんハ實際甚だ不都合を生ずるに付斯くハ修正せん

○百六十四番(徳島平野徳太郎君)私も又日本酒屋とせん酒屋と云へば坊間ハ受酒屋をも酒屋と唱へ居れば之をも包含せしめ置くこそ可あり

○六十八番(愛知田中惠美藏君)御隣りの六十七番ハ

只此の會の組織をして組合とせる以上は其府縣中組合のある處は加盟する事を得るも若し組合の無き地なりせば實際加入する事能はず本會の組織上甚だ不都合なる結果を生ぜん現に或地の如きハ其地未だ組合の設け無きを以て已む無く聯合を杜絶せるに至れり即ち原文の如くせば一府縣中甲の組合と乙の組合と聯合せざれば組織する事能はずして大不都合なり是れハ要するに未だ六十八番の耳朶に徹底せざるあらん

○四番(愛知神田雷三君)本員の六十八番ハ賛成して六十七番説は御隣合せあるにも拘らず反對あり蓋し六十七番ハ酒造の文字は不可あるに付き酒屋とせん

と云ひしが一体本業に關係する者は從たり酒造家の主たり然るに其從たる者を主に變ずるは豈に主客顛倒せる者に非らずまて何ぞ況んや其從たる……即ち我業に關係ある者は常議員會の評決を以て加盟せしむと云ふ但書に血路を求めたるに於てをや然るに樽屋とか又は各國へ清酒を輸出する如き本業に關係ある者來りて叨りに酒造家の憲法を變ぜざるべからずとするは大に不都合なれば原案に賛成す

○八十五番(奈良岡橋治左衛門君)三重縣の伊藤君に尋ねん此の修正案は會則に對する修正案ならんが若し此の修正案を決議したる曉は政府の認可を得て制裁を加ふべき者なりや又ハ徳義上の制裁ハ放任し去る者乎

○百廿八番(三重伊藤傳平君)只今御尋の農商務省の認可を受ける云々の事は……夫れは満場諸君に於て受ける方可なりとせらるれば受ける方可なり又受けざる方可なりとせらるれば受けるにも及ばず然れども本員の考にて若し政府の認可を受ける時は如何にも組合が究願にして實際大に差問へあるべしと信するに付認可を経ざる方可なりと信するなり

○八十五番(奈良岡橋治右衛門君)然らむ尙一回尋ねん提出者の精神に依れば若し政府の干渉を受ける時の究願あり認可を受けぬ方可なりと述べたるが果して然らんに建議者の精神たる違約者處分は只一己の徳義に放任し去る者乎

○百廿八番(三重伊藤傳平君)御説如何にも御最あり然れども大体の趣旨たる今日の如き全業者の有様に於て和合的結合無きを以て未だ團體の鞏固なるを見るに違わらむ彼の政府に議院に請願せざるべからざるに於ては和合の精神無くんば能はず然るに茲に出席せらるる諸君は熱心なるも未だ熱心ならざる者もあり茲を以て既往廿三年度より廿五年度迄の造酒高を調査し之に本會の費用を賦課徴収して經費の決議を爲し而して茲に例之は政府に増税案を提出したるの場合に於ては全業者は全盟能工位の決心を以てすべし故に和合して以て同業者の利害に關する事は生死を共にせん精神なり

は去て七十五番に質問せん七十五番の第二條にある聯合の文字のみを削除するの意見なる乎
○七十五番(埼玉横田良介君)然り
○八十五番(奈良岡橋治右衛門君)然らば第一條に於る聯合會とあるは其儘存し置くは意見あるや
○七十五番(埼玉横田良介君)然り
○八十五番(奈良岡橋治右衛門君)然らば七十五番に賛成
○六十八番(愛知田中惠美藏君)予は横田君に謝すべし如何にも誤解し居れば矢張り酒造組合を以て組織すとせざるべからず誤り誤り……自説を取消さん
○五十九番(山形野附友三郎君)只今開ける議事は如何
○議長(渡邊徹君)只今は會則案の第一、二條の二讀會に移れり
○三十四番(千葉岩瀬武司君)予は昨日一讀會の際委員に説明を求めて曰く此の會則は單に同業者の徳義を以てすべき耶將た又農商務省の組合準則に依るもの乎と、然るに委員は答へて曰く單に同業者の徳義に任せんのみと、然れども今日の有様を洞觀するに只一片の徳義を以て制裁するを得べくんば傍俸ありと雖も後來費用の徴収上に付ては大に差問ふる處あるべしと信するに付違は矢張り農商務省の準則を基き以て全省の認可を経る方可なりと認めれば原案

に賛成されども之を賛するも同時に此の説を併せて述べん

○九十八番(兵庫富井定助君)此の第一、二條に付て先刻より酒家と酒造との文字に付種々議論起りしが元來酒造家と稱するも酒家にも通するかは知らざれども明に文字を顯し置く方可なれば本員は犬日本酒造家會則とせん而して又組合の聯合を削除すると云ふ説もありしか我輩情ら考ふるに縱令之を存し置くも決して差支無し故に總て原案に賛成されども只第一條を酒造家と修正せん

○十五番(徳島紅露坦三郎君)十五番の原案を全く賛成す第二條の聯合の文字に付て色々議論もある様なれども然れども聯合さればこそ此の聯合會を組織し得るなり

○五十九番(山形野附友三郎君)茲に一の修正案を提出あるが議長に於ては之を採用すべきや否やを決せられては如何

○議長(渡邊徹君)之は決議せぬ積りあり何とあれば一の動議と見て條項の際夫れへ採決せば可なり
○五十九番(山形野附友三郎君)只動議を見做し而して原案かづんへ進行するは不可なり宜しく茲に修正案あれば賛成者ありとか又は採用するとかを議場に諮りて採決すべし徒らに配布し置くのみにては不可なり
○百廿八番(三重伊藤傳平君)只今何番かの御忠告あり

りしが是非此の修正案に賛成を求めて通過を望まんとするの意に非らず又此の修正案を以て原案を撤回するは不都合なりと存じ已む無く卑見を參考迄に述べたるのみ若し不同意なれば夫れ迄にして決して憾む所無し只諸君は本會を對する微衷を洞察されば以て足れりとするのみ

○五十九番(山形野附友三郎君)本員は遅刻せしに付或は誤れるか知らざるが苟も百廿八番の意見の如くなれば一條へに付動議として提出ありては如何にや私に配布するは太だ遺憾なり

○百廿八番(三重伊藤傳平君)一條二條は大体に付て述べんと欲すべきなれども決して此の修正案を私に配布せしに非らず乃ち議長に差出し議長より夫々各員に配布せられたるなり

○五十七番(兵庫岡田三左衛門君)酒造家と云ふ文字に付修正説ありしが夫れの本を倒して枝を着ると云ふにも非らず現に三重縣の伊藤君の修正案も酒家とせり去れば酒家とする方可なり又第二條の聯合の文字を削除するの説ありは是は最なる説なり將來差問ふる點あるのみならず現に今日開會の當日さへ忽ち差支ある事あれば矢張り七十八番説に同意す
○六十五番(山形中村作右衛門君)只今の修正説の起れるは何々あるか
○議長(渡邊徹君)即ち目下の動議は酒造家會則と云ふ説と、第二條の聯合の字句を削除する説と、農商

務省の認可を受くべき説と、酒家會則とせんとするの四説なり
○五十八番(新潟阿部康介君)然らば此の修正案の議場に提出したるに非らずして只會場に撒き散したる者乎

○議長(渡邊徹君)そふ云ふ譯に非らず提出者只一々述ぶるも繁に堪へざるに付参考の爲め配布し呉れよとの依頼ありしに付乃ち各員に廻したる次第なり

○五十八番(新潟阿部康介君)然らば提出者の只ふらりと吊り下げて置くのみの精神なるや苟も然らんにハ是れ何等れ効力だも無し何故提出者は一條、二條斯くく修正せん我々の意見ハ斯の通りありと述べざる乎然るに百廿八番ハ事茲に出でず又議長も之を滿場に諮らぬと云ふ如き無責任の者ハ宜敷配布せざる方可あり

○五十九番(山形野附友三郎君)是れハ熱心に修正せられたる者と見へ大に完全せり然るに只其提出の手續上不都合あるより茫漠となり死物に歸せしは遺憾なり故に願はくハ一の動議として提出の上評決に附する方可あり只参考として爲して死物とせざるは残念ならずや而して若し果して修正説なれば宜敷議場に諮ふて採用すべきや否やを採決あらん事を望む

○番外(委員館鹿辨三郎君)百廿八番の意思も受け繼ぎ居れハ諸君に一言を吐し併せて修正論者に照會せん元來今回の會議たる委員に於ても三日間の豫定し

に不都合あらまや蓋し原案の精神たる此意にてハ無かりしなり然るに只原案の文字の如くありせば組合の聯合が出来ざれば組織する事能はず要は小聯合より大聯合に至るか止らん故に二條に限り之を削除せざるべからざる所以なり

○六十八番(愛知田中惠美藏君)予ハ斯る理由に依りて賛成せしに非らずして聯合と云ふハ恐らく筆の誤りあり之をあつこり云へば聯合も組織も意義相全じ諸君一たび玉篇を引けば自ら釋然たらん則ち何れも全じく縦糸と横糸にて組立つる意義なり去れハ只起草者が誤りて筆を滑らしたるに相違無きに付理由も議論も要せず速に採決せられ

○一番(栃木小堀貞吉君)予ハ討論終結の動議を提出せん(ひやく)と呼ぶ者多し熱ら議場の有様を見るに徒に議論に走り其實學らざるは偏に慨歎に堪へず蓋し我々は御同様に商業一心にして内へ歸れば前垂を掛け算盤を弾くが専務あり然るを徒に茲にて權利を争ひ議論を鬥はす是れ豈に我々商業家の本旨ある乎殊に開會日子も明日限りにて尙ほ延ばさんとするも經費に餘裕無きのみならず本席も都合のある由なれば延期せる事能はざれば討論も最早此の邊にて終りたし或ハ徳義上の制裁に付て異存ありて農商務省の準則に基き其筋の認可を受けべしとの説もあれども實際準則に準據せんとせば四分の一を占むるべからざるに本會ハ四分の一ハ愚か五分の一とハ滿たざ

か見込まざりしに付最早近々一日半の餘日しか無し若し會議費に餘裕あれば日を延すも可あれども實際餘裕無きを奈何せん然らば此の會議は半途にして終らん乎、折角印刷に附して諸君に渡したるに其決議を見ざる如き遺憾あるを奈何せん、然らば深く枝葉に涉らずして議事の進行あらん事を望む蓋し百二十八番の意思も茲にあるあらん決して百廿八番の修正等は無責任の者にも非らず、又腰抜けにも非らず之を逐條審議せんと欲するも奈何せん時日に餘裕無きを故に一の参考に資せられたる次第なれば諸君之を洞察して速に議事の進行あらん事を祈る

(此時ヒヤと呼ぶ者あり又拍手する者あり)
○十五番(徳島紅露坦三郎君)予ハ原案に同意する者あるが併し委員に一應質問せざるを得ず委員の一人より第二條の聯合の文字を削除せざるべからざるべしと信ず

ベし予は只今動作的言語に外あらざるべしと信ず果して第二條の聯合の文字にも差問あれハ何故第一條の聯合の文字をも削除せざる乎、第一條之之を存し只第二條のみに限り削除せんとせざるは聊か氷解に苦む所あり

○七十八番(埼玉横田良介君)第二條の聯合の文字を削除せざる時は組合の聯合を以て組織する如くなれり換言せば茲に一の組合だけ申込んで組織するに非らずして一府縣若くは一町村に於て甲の組合と乙の組合と聯合して申込まざれば組織する事能はず豈

るあり故に予は茲に討論終結の動議を提出すると同時に議長に於てもどしどし運ばれん事を望む
(ひやく)賛成と云ふ者多し

○議長(渡邊徹君)採決せん本條に付ては種々の説あれども先づ議題となりし者ハ七十八番の第二條中の「聯合」の三字を削除して以て「酒造組合を以て組織せし」と修正するの説と、六十七番の酒家大家とする二説にして他の説は何れも賛成者無くして消滅したるに付以上の両説と原案とを依り順次採決せん先づ七十八番の説に全意の諸君ハ起立

起立 多數 過半数可決

○五十九番(山形野附友三郎君)此の會を了らば議事録を製して精査せらるる筈ならん歟

○議長(渡邊徹君)其邊は別段定め居らざるなり
○五十九番(山形野附友三郎君)夫れで……字句杯を議して喋々議論するハ宜しからざるに付宜しく議事録精査の際不完全の字句あれば適宜訂正ありたし只此會に於て適當とか不適當とかの言を弄まて文字上の議論を爲す時は當に際限無きのみならず太だ不体裁極るに付只其趣旨さへ判明せば字句の所ハ宜敷精査の際訂正すべき事を決議し置かん(賛成)の聲あり

○議長(渡邊徹君)次に六十七番の酒家大會ハ則とする説に同意の諸君ハ起立

起立 少數 消滅
○議長(渡邊徹君)次に其他原案を可とする諸君は起立、

起立 多數 過半数可決

○議長(渡邊徹君)次に第三條、第四條を議され(議案省略)

○七十三番(愛知永井仙十君)第四條に規定せる造石高壹萬石を五千人に人員廿名とあるを十名と修正せん其の理由ハ我が參河の如き壹萬石の造石も無く又人員廿名も無し且つ郡にも一の組合無ければあり

○三十四番(千葉岩瀬武司君)一寸委員諸君に尋ねん開は他に非らず第四條、五條の經費に付て概略を取調べん考あるに付てハ委員諸君ハ豫算の費用を御調べありしや

○番外(委員高崎修助君)最も調査を遂げ只今印刷中あり

○三十四番(千葉岩瀬武司君)然らば此の四條ハ其報告を得たる上議せる事とせん何となれば仕拂の點に向て大に困るのみならず爲めに之が經費収入の見込も就かざれば速に報告あらんとを請ふ

○議長(渡邊徹君)滿場諸君に陳せん今三十四番より此の費用を募るの目安はあれども支出するの目途無きと述べられし如何にも最なる次第あれば何れ後

金六拾四圓也 雜 費
一金四百九拾圓也 臨 時 費

此譯 臨 時 旅 費
金七拾圓也 但平均三百五十哩往復十八分

金百圓也 右 日 當 十 日 分
金五拾圓也 右 雜 費

金百八拾圓也 組合擴張派出員費
金九拾圓也 右 旅 費

但一日五里詰六人三十日間分

○五十八番(新潟阿部康介君)只今支出豫算の事に付て御報告ありしが本會に於て収支豫算に附議せられざる乎、又は遅て發案せらるる乎、若くは朗讀に止る者乎、

○議長(渡邊徹君)固より本會に附議せる見込なり

○五十九番(山形野附友三郎君)先刻參河の人より修正説ありしが一休斯の如き事ハ範圍を廣くし以て全國多數の者を網羅する方可あるに付き本員は七十三番説の如く人員十名——造石高五千石と修正せる説に同意せん

○六十五番(山形中村作右衛門君)本員も又參河の人の修正説に賛成す

○百番(福島井上臺介君)予ハ只今着席して着席したるに付てハ番外の説明を需めざるべからず請ふ之を示せ抑も第四條の石高は隨意の見込ある乎、又査定

より參考の爲め各員に報道せん(其豫算案ハ左の如し)

全國酒造組合聯合會収支豫算

| | |
|------------------|---------------|
| 収入之部 | 収 入 總 額 |
| 一金千八百圓也 | |
| 內譯 | |
| 金千貳百圓也 | 石 高 割 |
| 但壹石壹厘ツ、百貳拾萬石分 | 人 員 割 |
| 金六百圓也 | |
| 但壹名貳拾錢ツ、三千人分 | |
| 支出之部 | 収 支 總 額 |
| 一金千七百九拾六圓也 | |
| 內 | |
| 此譯 | |
| 金百貳拾圓也 | 事務所借家料一ケ年分 |
| 金七拾五圓也 | 通 信 及 廣 告 費 |
| 金百貳拾圓也 | 印 刷 費 會 報 其 他 |
| 金貳百圓也 | 總 會 通 告 書 類 |
| 金貳百八拾圓也 | 役 員 旅 費 |
| 但總會及常議員會兩回分各貳拾名分 | |
| 金四百圓也 | 役 員 手 當 |
| 但一日一名壹圓ツ、二十名分二回 | |
| 金拾五百也 | 備 品 費 |
| 金三拾六圓也 | 消 耗 費 |

の石高なる乎

○番外(委員今中忠君)隨時の石高あり蓋し査定と云ふ事ハ至難ある事にて實際行はれざるあり去れハ組合は近來各地にも勃興したるに付之に照會して報告を受けたる者を探りし次第あり

○百番(福島井上臺介君)然らば何程に届出づるも是等に對する制裁の道無く全く徳義に基く者乎

○番外(委員今中忠君)そこ迄の制裁……強制權は無きなり故に全く徳義上の制裁に依らざるを得ず

○三十九番(堺市大塚和二郎君)三十四番の請求に依り歳出の概略を聞き取りたり然るに一戸廿錢、一石壹厘とせば七八千圓乃至壹萬圓は徵集し得べき筈ならんに只之を千八百圓位に止めしハ收入を多くするも支出は之れ位に止めんと意あらん去れハ第四條ハ七十三番説の如く壹萬石を五千石に、廿名を十名とせる説に賛成す而して予は更に一戸廿錢とあるを十錢と修正したき意見なり

○六十八番(愛知田中惠美藏君)七十三番の説は至極最近にして一郡に通じたる組合無き所もあり故に「但し本條の制限に充たざるも公認を経たる酒造組合ハ聯合するを得」と云ふ但書あれハ賛成するに付願くは予の説の如くせられたし

○十番(廣島土屋清三郎君)七十三番説に賛成す實に田舎の如きは壹萬石と云ふ事は到底出來ざるあり縱令二十八、三十人にて若くは隣組合を合すとも尙

は及ばざる所あり故に予の田舎の者に付き七十三番に同意す

○百番(福島井上臺介君)造石高五千石、人員十名と云ふ説に賛成

○議長(渡邊徹君)論旨既に書きたれば採決せん就てハ第三條滿場別に異議無ければ自ら原案に決したる者と認む、第四條には七十三番の造石高五千石、人員十名と修正する一説あれば之と原案とに依り採決せん、先づ七十三番説に同意の諸君の起立

起立 多数 過半数可決

○議長(渡邊徹君)次に第五、六、七條を議さん(議案省略)

○五十八番(新洞阿部康介君)本會の經費は一ヶ年一名に付何錢と云ふ費用を要せざるべし否、斯の如き切り詰めたる事にせざるを可とす故に第五條を修正して、組合員は經常費として左の稅率に依り支出を、一營業割三分、造石割七分とせん

○五番(高知武政丑太郎君)此度届出でたる人員と石高の何程なる乎
○番外(委員鈴木鹿辨三郎君)今日迄届出でたる石高と人員とを參考迄に報告せん則ち人員合計千七百五十八人、石數七十萬石あり最も是ハ昨日迄に申込みありたる分なるが尙ほ今朝人員十名、石高三萬石の申込ありたれば人員總計千七百六十八名、石高八十萬石あり

を見たる上此の範圍に依て徴収せば可なり次に又第七條の役員中工藝委員は不要の者に付削除せん

○五十八番(新洞阿部康介君)只今十一番より「以內」を述べしとの動議ありたれども夫れは却て偏頗なり何とあれば十九錢づゝ徴収するも以內又壹厘にても費毛にては以內あり去れば斯る漢たるは殆んど捕捉すべからざる決議を爲し置く時は或は人員に負擔を軽く去、石高に高くなり以て偏重偏輕の虞無しとせし故に判然稅率法を設け置く方可なり且つ七條の役員に付ても少し修正せん乃ち副會長の二名の必要無きに付之を一名とし、常議員の十五名も必要無ければ之を十名に減せん又工藝委員の最も必要無ければ十一番と同じく削除せん

○五十九番(山形野附友三郎君)悉皆五十八番を賛成す其理由も又五十八番の通り

○十一番(静岡八木昇君)只今五十八番より第五條の經費の點に付本員に對し辨駁ありしも五十八番は恐らく小生の意を了せざる故ならん蓋し本員の説ハ要するに収支豫算案は我々の議定するものあれば只會則には其制限を附せずして單に標準のみを定めて以て以內とし而して豫算議定の際ハ一名に付十錢とせりも又一石に付五毛とするも何れも是るも可なり只収入豫算の定まらざるに之を秩然決議し置くハ早計に失すべし故に茲にハ單に範圍の標準を定め而て豫算議定の際併せて決議せば可あらん

○百番(福島井上臺介君)予も又第五條には修正の議あり乃ち戸數割の廿錢の賛成するも造石高は壹石五毛にて可あり斯くせざる時は實際其造石高を隱蔽し爲めに其實學からざるべし然るに之を五毛とせし物も査定したる者と全一の實果を顯はすべし是非眞物を事務所に届出づる様にせば斯くするを可とせ蓋し査定の事は番外よりも述べし如く至難ある事にて且つ費用も要する譯なれば旁以て予ハ五毛を適當とす

○十五番(徳島紅露坦三郎君)本員の五十八番に賛成す

○八十五番(奈良岡橋治右衛門君)造石高は五毛とせり百番説に同意す其理由は百番よりも述べし如く將來一の弊害を生ぜん蓋し今回の届出に依るも我々代表者が割りに勘きやの感あり故に五毛とするときは斯る弊害を防ぐ事を得べきに付百番と同感あり而して一名毎に廿錢は少し高きに過ると信ずれば之を修正して「釀造場一ヶ所毎に金拾錢」と修正せん

○十一番(静岡八木昇君)第五條の費用の如きは戸數に何拾錢、石高に何厘と定め置くは不可なり曩に番外よりも収支豫算案を附議せし述べし事なれば之を修正して以て「一戸に付廿錢以內、壹石に付壹厘以內」と修正せん何となれば此經費たる豫算の費額に付て自ら生ずべき者あればあり去れを豫算案の決議

○六十五番(中村作右衛門君)工藝委員を削除せんとの説ありしも一本本會に於ては海外販路擴張の件もあり又外人の嗜好に適する標にもせざれば是非此の工藝委員は必要あり故に本員は削除説には反對あり

○百番(福島井上臺介君)第五條ハ頗る重要なる項目に於て若し之が欠點を生ぜん場合は忽ち本會の消長に關すれば鄭重に鄭重を加ふべし成る程五十八番の説は一理無きにして非らずと雖も此の聯合大會を維持して行くにハ恐らく五十八番と雖も斷言をるに毫も憚らざるべし去らば全國酒造家は二千圓にても三千圓にては必要にして我々は年々支出の義務を負担せざるべからず決して年々千五百圓位を以て甘んずべきに非らず殊に昨年の如き……十二月より一月に掛けて運動したる有様の如きともあれば又大に運動せざるべからず去れば會員に付て一々定むる方可あり又或る論者は會則中に經費の負擔額を定むるは不可ありと云ふと雖も凡そ水産會であれ農會であれ何れも會則中には必ず先づ收入の基金を定めて其金にて運動せり故に我々酒造家に於て自然四千圓乃至五千圓の剩餘金を見るに至らば立派なる釀造學校をも新設する事を得、又海外販路擴張も出来るも兎に角豫算に不足あれば維持する事能はざるに付矢張り割然収入の定度を決議し置く方可なり

は殆んど五里霧中に彷徨する有様なり就ては本員等の意見を定めん爲め敢て番外に注文せん弁に他非らず石高と人員とを定め以て其石數と人員より生ずる費用を出して標準を立てられたし例之は此の區にては是れ位、彼の區にては是れ位と云ふ人員と石高とを取調へられん事を注文す

○番外(委員鈴木鹿辨三郎君)只今茲に申出でられたる分のみを答へん即ち今回出席の諸君中にて或は一府縣の代表者もあり又一市町村の代表者もあり而して成る可く精細に報道し度未だ申込の無き分もあるに付只今迄申込みのある分のみを報道せん則ち東京輸入問屋、全輸入問屋丙組は人員石高共に無し
東京市内五千石廿一名 神奈川縣二萬五千石に六十名
埼玉縣四萬石に四十名 茨城縣三萬石に廿名
群馬縣壹萬石に四十名 宮城縣壹萬三千石に十七名
千葉縣三千石に廿名 栃木縣三萬石に四十名
石川縣壹萬四千石五十四名 新潟縣二萬石に廿五名
山形縣鶴ヶ岡八千石卅五名其他同縣五千石に廿五名
静岡縣壹萬壹千石に五十名 三重縣壹萬石に四十名
愛知縣五萬石四十名 全縣海東郡壹萬石五十九名
大阪四萬石に七十四名 堺五萬五千石に五十八名
兵庫縣揖東郡五千石に十八名全中郷七萬五千九百石に六十三名 全西ノ宮三萬石に十名
全東郷九千石三十三名 滋賀縣壹萬五千石六十二名
京都市内五萬石百廿名 全紀伊郡二千石四十一名

以上の見込なり

○三十四番(千葉岩瀬武司君)然らば撰擧せる乎
○番外(委員鈴木鹿辨三郎君)無論然り
○廿番(橋木矢部儀一郎君)一休會則に金額を定むるに稍や穩當を虧くやの虞れあれば造石高三分、戸數に七分とする五十八番説を賛成す又第七條に付ては尙ほ熟考の上賛否を決せん
○五十八番(新潟阿部康介君)議長五十八番……
○議長(渡邊徹君)一寸五十八番……發議は二回以上に涉るべからずと云ふ議事細則もあれば……
○五十八番(新潟阿部康介君)駁撃を受け居るにも拘らず之に對する辨論にても御許し無き乎
○議長(渡邊徹君)宜しい……夫れでは簡單に願ひ舛、一戸に廿錢より以下を徵收せば爲めに本會が倒れると云ふが一休我々の收支豫算の議定權を有せり去れば其際例之は五百圓不足せば其際償ふに決して客ならず依て杞憂論者に一針を呈する事斯の如し
○七十五番(愛知吉田甚平君)少しく委員に尋ねん只今經費の點に付て種々議論あり其内問題となれるは五十八番と百番との修正説なるも熟ら考ふるに斯の如き有様にては到底停止とる所を知らざるべし故に委員に於て速に豫算の原案を編制せらるゝ時は諸君の方向始めて一定すべし蓋し此の會則を議し了れば必ず早晩豫算を議さるべからざるべし而して又原

全與謝郡五千石廿二名 全天田郡五千三百石卅八名
全龜岡壹千石に三十名 全船井郡七千石に四十二名
奈良四萬三千石に八十八名 徳嶋縣壹萬二千石に四十二名
廣島市八千五百石に十五名
全郡中にては七千石に廿七名島根縣壹萬六千二百石に八十二名 (九州福岡縣外四縣)四萬五千石に百四十名……先づ大略斯の如し

○八十三番(兵庫木原熊吉君)先刻百番より述べし説は恰も本員の意思と相符合せり實に本會の前途有望の團體なるに付ては金も必要あるに付徹頭徹尾百番説に全意す
○三十四番(千葉岩瀬武司君)此の採決法に付敢て議長に望まん乃ち採決の場合は一條毎に起立に諮はれたい固より老練ある議長の事はれば敢て本員より述べずとも然かせらるゝならんとは信ずれども序に一寸望み置かん次に一應委員諸君に確め置かんとす第七條の會長は本席の議長が之に任ずる者ある耶、如何
○番外(委員鈴木鹿辨三郎君)會則に別議長たる職を置かざるに付會則にある會長が本會の議長となる見込なり
○三十四番(千葉岩瀬武司君)夫れは委員全体の意見なる哉
○番外(委員鈴木鹿辨三郎君)委員多數の見込あり尙ほ少しく補ひ置かん只今述べしは若し會則の成立せし

案者が別に豫算案を發せよとせば自然百番説に傾かざるを得ず故に委員諸君に尋ねん原案者は果して豫算案を發せる乎、又は此の五條を以て豫算の代用とすべき乎、如何

○番外(委員鈴木鹿辨三郎君)元來此の會則案を編製せし際は百萬石に五千人位の聯合へ出來得べければ其収入豫算を先づ大略二千圓と見込みたり蓋し昨年の議會に對する運動の有様に付ても其費用の要する事は必然の事にして現に昨年の運動費丈に付ても千四百圓を廢せり而して又斯の如き大會を開く時は隨て其費用を要する譯にて是れにても亦二千圓の支出を要せり併し乍ら全國の人が悉く聯合せる事能はざるに付先づ石數は百萬石、人員は三千人位の標準を以て割出したるあり
○七十五番(愛知吉田甚平君)然らば別に豫算案を發せずして此の五條を以て豫算の區域とする意見ある乎、又別に發案せる見込なる歟
○番外(委員鈴木鹿辨三郎君)無論發案する見込にて只今印刷中あれど何れ出來上り次第各員に配布す
○百廿一番(静岡長谷川清七君)本員は百番説を可とす五十八番の如き議論に到底今日行はれざるべし兎角纏らざるに金錢の事あるが一休五十八番の如く七分の者とせば兵庫縣の本馬丈に付ても何十圓何百圓を支出せざるを得ず本馬一軒丈に付ても然り然らば多數の人が全じく集合し乍ら或る地方の者よりは負擔

る通りおれに諒承せよ

○六番(滋賀岡田八藏君)只今六十二番より委員會の結果を報告ありしが就ては常議員十五名撰出の區劃を參考迄に陳じ置かん乃ち其撰出區ハ關東三名、近畿四名、東海二名、北陸信越一名、東北一名、四國中國二名、九州二名なり

○五十九番(山形野附友三郎君)只今此の條項に付て六十二番より委員會多數の結果を報告せられたるが元來予は午前には五十八番に賛成し常議員の如きも十名にて足れり蓋し蓋し之を信ぜし所以たる常に中央部に在りて平素本會の事務を擔當する位なれば十名にて足れりとしたるなり然るに其後膝を交へて委員の説を聞けば全國半數位の土地へ各々其部署を分つて各地に遊説せざるべからずと云へり本員又此の趣旨を賛せり蓋し今日遊説を爲されば好材料を得る事能はざればあり故に委員の説に感服の上金井君の……委員報告通りを可とす

○副議長(小堀貞吉君)只今六番の報告ハ委員報告に附隨したる見込と認むるが夫れよて可なるや

○六十五番(山形中村作右衛門君)六十五番も又委員報告を可とす

○九十八番(兵庫富井定助君)何番なりしか七分三分と云ふ委員の報告ありしが就てハ併せて委員に問はんと委員は之に依り生ずる漢支の豫算ハ何程の見込なる乎

る乎

○副議長(小堀貞吉君)何れ此の條項の決議ありたる上ハ本會の委員より収支豫算を發案する事と爲らん

○百十番(静岡柴田佐平君)然らば本會ハ豫算案を議するの手續となるべき耶

○副議長(小堀貞吉君)然り
○百十番(静岡柴田佐平君)誠み満足せり豫算案を議す事とせば諸事都合能く運び得らるべし若し萬一にも之を議さずとせし忽ち衝突するの結果を見るに至る故に斯の如く圓滑に運ばれたる以上ハ徹頭徹尾委員報告を可とす

○四番(愛知神田雷三君)採決の前に方り敢て議長に望まん予は何番なりしか第五條、六條を先きに採決せしめて七條は後に採決あらん事を祈る

○副議長(小堀貞吉君)宜しい……採決せん乃ち第五條六條委員報告を可とせらる、諸君は起立

起立 多數

過半數可決

○副議長(小堀貞吉君)然らば四番ハ第七條に付て意見ありや

○四番(愛知神田雷三君)然り別に意見あり則ち第七條の役員ハ議長一名、副議長一名を置き次に會長、副會長、常議員、書記は原案を可とし理事、會計、

工藝委員ハ何れも削除せん其理由たるや此聯合會の將來に向ひ行政機關の任に當る長たる者の會長にし

議さん最も工藝委員云々の第七條の決議と共に消滅したるものと諒せ (議案省略) (異議無し)の聲あり

○副議長(小堀貞吉君)然らば本條も又自ら原案に可決したる者と認む、次に第十、十一條の兩項を議さん (議案省略)

○三十四番(千葉岩瀬武司君)此の第十條の但書ハ聊が字句を挿入せん乃ち但し會務の爲め要せし實費ハ之を償償し又はの下へ總會ノ決議ヲ以テハの八字を挿入して以て報酬を爲すことを得に續かしめん何となれば若し委員自身ハ勝手に報酬を取る時は不都合なればなり

○六十八番(愛知田中惠美藏君)頗る名論なれハ之に賛同せると全時に彼十一條にも少しく修正せん乃ち通常總會は毎年五月に開會しの下 經費ノ豫算ヲ議シハの八字の挿入せん

○五番(高知武政丑太郎君)六番(滋賀岡田八藏君)ハ共に三十四番、六十八番の兩説を賛成す (其他賛成)の聲起る

○七十八番(埼玉横田良介君)予も無論六十八番の修正説に賛成あれども併し夫れはケツへ入る、方可ならん(笑聲起る)

○副議長(小堀貞吉君)採決せん乃ち此の兩條に對しては三十四番の第十一條中へ總會ノ決議ヲ以テ

て副會長以下常議員は何れも會長を輔佐する者にて云は、行政者たり而して議長、副議長ハ立法上の權利ある者にて彼の星亨さん見た様あり而して理事、會計、工藝委員は元員陶汰の趣旨を以て之を廢され種々不必要の役員を置くは却て事務の繁雜を來さん況んや第八條にも常議員は正副議長と共に本會重要な事件を審議し會務を分掌せんとあるに於ておや然らば理事に於て處理せは以て足れりとするに付之を賛成す

○七十四番(島根安井好列君)四番に賛成

○副議長(小堀貞吉君)採決せん乃ち第七條に對して四番の理事、會計、工藝委員を削除せんと、委員報告の如く單に工藝委員のみを削除せんとの説なれば之と原案とに依り順次採決せん、乃ち先づ四番説に同意の諸君は起立

起立 少數

消滅

○副議長(小堀貞吉君)次に委員報告を可とせらる、諸君は起立

起立 多數

過半數可決

○副議長(小堀貞吉君)次に第八條を議さん (議案省略) (異議無し)の聲あり

○副議長(小堀貞吉君)本條に對しては滿場異議無ければ自ら原案に可決したる者と認む、次に第九條を

と云ふ字句を挿入せる説と、六十八番の第十一條中へ「經費ノ豫算ヲ議シ」の字句を挿入せるの兩説ありは之と原案とに依り順次採決せん乃ち先づ三十四番説に全意の諸君の起立

起立 多數

過半數可決

○副議長(小堀貞吉君)次に第十一條…六十八番説に同意の諸君の起立

起立 多數

過半數可決

○副議長(小堀貞吉君)其他は別に異議無ければ自ら原案に決したる者と認む、次に第十三條を議さん(議案省略)

(異議無し)の聲あり

○副議長(小堀貞吉君)本條に對し滿場異議無ければ自ら原案に決したる者と認む、次に第十三條を議さん(議案省略)

○十番(廣島土屋清三郎君)本條の既に四條に於て組合員の制限を造石高五千石、人員十名と決議したる以上は隨て之にも修正を加へ置かざるべからざるに付造石高壹萬石とあるを五千石に、人員廿名とあるを十名と修正せん

議長(小堀貞吉君)成る程如何にも…

滿場

○十五番(徳島紅露垣三郎君)本員は異議あり即ち本

廿名と爲し置かんとの説あれば先づ之より採決せん、乃ち十五番説に同意の諸君は起立

起立 多數

過半數可決

○副議長(小堀貞吉君)次に第十四條を議さん(議案省略)

○四番(愛知神田雷三君)本條中「企業中ヨリ出身ノ代議士若クハ」の十四文字を削除せん又者とあるを人と改めん何とあれば本業に功勞ある人に對し者と云ふは失敬あればなり又未文推薦スル事ヲ得と修正せん

議長(小堀貞吉君)次に第十四條を議さん

○五十九番(山形野附友三郎君)四番説に賛成あれども併し斯の如き時に於て者とする方可あり、法律上の文字に總て者と記せり

四番(愛知神田雷三君)あゝそうではな

○副議長(小堀貞吉君)字句の不完全なる者は何れ決議後と雖も修正する事と爲り居れば爾かせん併し四番の説もあれば一應採決せん乃ち四番説に同意の諸君の起立

起立 少數

消滅

○副議長(小堀貞吉君)次に第十五、十六、十七條迄即ち終り迄を議さん(議案省略)

(原案賛成と呼ぶ者多し)

文に付ての修正説は十番に賛成すれども但書丈けは之に従ふ能はず故に原案を可とせ何とあれば但書にも五千石、十名に制限を縮むる時は多數の人來りて驚々嗚々するのみにて遂には底止る所を知らざるのみならず爲めに議場さへ無き有様あり故に本條の制限を廣くして博く權利を與ふる可き可きも但書に於ける制限のみは之を延して一萬石、二十名即ち原案の儘とせん

○六十五番(山形中村作右衛門君)私には原案を可とす彼は心配する人もあれども此儘にて一向差向無し百十番(静岡柴田佐平君)壹萬石と人員廿名と相併行して増されば加入せる事を得る乎、番外の精神果て如何にや

○番外(委員鈴木鹿辨三郎君)後段御尋の通り…

○百十番(静岡柴田佐平君)然らば十五番に賛成を最も本會へは不殘出席する方本會の爲めには可き可きも到底斯の如き狭き所にては會議せる能はず去り迎是より廣き所も先づ無ければ已む無く十五番説に同意

○十四番(徳島内田哲太郎君)十五番に賛成

○九十八番(兵庫富井定助君)十五番に賛成

○九十一(兵庫高橋千八夫君)十五番に賛成

○副議長(小堀貞吉君)論旨盡きたれ採決せん乃ち本條に對して十四番の説もあれば十五番より本條のみを五千石、十名とし但書は原案の如く壹萬石

○副議長(小堀貞吉君)此の三條に付ては滿場異議無きに付自ら原案に可決したる者と認む

○番外(委員鈴木鹿辨三郎君)先刻高知縣の代表者より義損金の御尋ねありしが全く五圓とあるは拾圓に誤植ありし故に拾圓と訂正せり併し總額に誤り無きなり

○五十九番(山形野附友三郎君)此の會則は既に二讀會を終へたれ直に速に第三讀會を開かれたい

○副議長(小堀貞吉君)然らば直に第三讀會を開かん就ては二讀會決議の分を書記をして朗讀せしめん

第一號議案
全國酒造組合聯合會々則
第一條 本會ハ日本酒造組合聯合會ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク
第二條 本會ハ全國各地酒造組合ヲ以テ組織ス
第三條 本會ノ目的ハ協心戮力以テ國酒ノ進歩ヲ期シ本業ノ發達ヲ圖ルニアリ
第四條 本會ニ於テ組合ト稱シ聯合スル者ハ五千石以上ノ造石アル組合トス
但シ石數五千石ニ滿タザルモノト雖モ組合員十名以上ニ及ブ者又ハ人員石高制限ニ滿タザルモ其制限ニ相當スル會費ヲ負擔スルモノハ聯合スル事ヲ得
第五條 本會ノ費用ハ醸造場石數ノ二ヲ標準トシ各組合ニ賦課ス但シ賦課法ハ造石高ニ七分、醸造場ニ三分トス
第六條 聯合組合ハ其組合員ノ住所姓名及ビ其造石高ヲ毎年四月本會事務所ニ届出ツベシ
第七條 本會ニ左ノ役員并ニ職員ヲ置キ以テ會務ヲ整理セシム

會長一名、副會長二名、常議員十五名、理事二名、會計二名、書記若干名

第八條 會長ハ會務ヲ總理ス
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルハ之ヲ代理ス
常議員ハ正副會長ト共ニ本會重要ノ事件ヲ審議シ會務ヲ分掌ス
理事ハ本會諸般ノ事務ヲ調理ス

第九條 正副會長、常議員及理事ノ指揮ニ依リ庶務ニ從事ス
書記ハ正副會長、常議員ハ通常總會ニ於テ之ヲ選舉シ其任期ハ各一ケ年トス
但シ滿期改撰スル事ヲ得

第十條 正副會長、常議員及理事ハ總會ヲ無給トス
但シ會務ノ爲メ要セシ實費ハ之ヲ辨償シ又ハ總會ハ決議ヲ以テ報酬ヲ爲スルヲ得

第十一條 本會ノ會議ハ通常總會、臨時總會、常議員會ノ三種トス
通常總會ハ毎年五月ニ開會シ經費ノ豫算ヲ議シ前年度ニ於ケル庶務ノ要領及ヒ會計決算ヲ報告ス
臨時總會ハ臨時緊急ノ事件アルニ際シ之ヲ開設ス
常議員會ハ臨時必要ノ場合之ヲ開クモノトス

第十二條 臨時總會ハ正副會長及ヒ常議員ノ過半數ニ於テ必要ト認ムル場合ノ外會員三分ノ一以上ノ請求アルニ際シ之ヲ開クヲ得
常議員會ハ其過半數ノ請求アルニ際シ之ヲ開クヲ得

第十三條 總會ニ出席スル議員數ハ左ノ標準ニ依ル
組合ノ造石高五千石以上若クハ人員十名以上一名ヲ増ス
但シ造石高五千石以下ハ人員二十名ヲ加フル毎二各一名ヲ増ス

第十四條 本會中ヨリ出身ノ代議士若クハ本業ニ特ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ヲ特別會員ニ推ス
特別會員ハ本會々議ニ參與シ本會ノ利害得失ニ關スル事件ニ付意見

ハ未ダ嘗テ外國ニ其比類ヲ見サル一種特有ノ強カラ備フ若シ夫レニタビ輸出ノ途ヲ開クルノ際ハ本業ノ發達スル事勿論ニシテ彼ノ米穀ニ代フルニ酒類ヲ以テ輸出スル時ハ大ニ國家ノ生産力ヲ増進スルヤ期シアザルハザルナリ是レ本業ヲ提出スル第二ノ理由ナリ
我邦酒造業ハ古來盛大ナル工業ナルニモ拘ラズ一般社會ノ之ニ重キヲ置カザルモノハ海外ニ向テ輸出スル能ハザルノ物品ナリトノ妄想ニ因リ蓋シ海外ニハ酒類アラザル國ハ一トシテ無シ一旦本邦ノ酒類ヲシテ外人ノ嗜好ヲ得セシメバ他日重要品ノ一ニ算入セラル、ヤ必セリ是レ本業ヲ提出スル第三ノ理由ナリ
我邦酒類ヲ嗜好スルハ實ニ米國人ニ在リ然レニ米人ハ之ヲ得ント欲スルモ得ベカラザルハ未ダ輸出ノ道開ケサルニ依リ殊ニ水夫ノ如キハ我邦ノ酒類ヲ嗜好セリ若シ夫レ之ニ向テ輸出ノ道ヲ開ク時ハ一ハ以テ我邦ノ生産力ヲ増進シ一ハ以テ彼ノ財ヲ我ニ求メ以テ國ノ稅源上大ニ裨益ヲ生セン況ンヤ厄哥拉瓦運河竣成ノ期近キニアルハ今日ニ於テ之ガ輸出販賣ノ方法ヲ講ズルハ最モ急中ノ急ナルモノニ於テオヤ加之ナラズ本邦酒類ハ蒸溜的ニ出ヅルモノトシテ關稅ヲ課スト雖田圃造的ニ出ヅルモノナレハ決シテ此部類ノ關稅ヲ課スベキ性質ノ者ニ非ラス是等ハ其筋ノ注意ヲ乞ヒ領事ノ意見ニ依テ速ニ其改正ヲ促サレ可カラズ是レ本業ヲ提出スル第四ノ理由ナリ

○十三番(京都安田益太郎君) 海外販路擴張の事は未だ我邦に行われざるが一体此の議案を聞するに理由ハ立派に出来たりと雖も一として其方法手段を畫せず果して番外に於ては如何ある意見ありや例之は茶業の如き計畫に爲すへき乎是の邊見込の説明を請はん

○十五番(徳島紅露垣三郎君) 只今隣席の十三番より説明を求めたれば序に説明を請はん乃ち之か方法と同時に併せて費額をも承らん

見テ述ブルトテ得
第十五條 聯合會員ニシテ本會ノ体面ヲ汚損スルノ所爲アル者ハ常議員會ノ議決ヲ經テ除名スル事アルベシ

第十六條 本會々則ニ附隨シタル必要ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム
第十七條 本則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ラザレバ改定修補スルヲ得

○廿一番(新潟小田仁作君) 第三讀會に於てハ別に意見無きも只字句の不都合なる處を議長に於て訂正せられたれば以て足れりとす

○副議長(小堀貞吉君) 可、然らば本案第三讀會に於ては滿場別に異議無ければ自ら二讀會決議の儘確定したる者と認む、是より續で第二號議案の第一讀會を開かん、先づ書記をして議案を朗讀せしめん

第二號議案
酒類ヲ海外ニ販賣スル方法

理由
本邦酒類ハ海外ニ輸出シ能ハザルモノニ非ラズ然レニ輸出ノ途未ダ大ニ開ケザルハ職トシテ之ヲ爲カザルニ依リ然レニ近年ノ統計ニ據レバ魯領、南洋、朝鮮等ニ輸出スルモノ漸ク増加ス况ンヤ西刺利亞鐵道全通シ西刺利亞漁業場等前途有望ナル販路アルニ於テオヤ若シ今日ニシテ是等好販路ヲ傍觀シ去ラバ終ニ他人ノ占有スル所トナラン且ツ現時ノ如ク別ニ其方法ヲ設ケル事ナカラズニハ遂ニ一ハ種育ヲベカラザル弊害ヲ醸成シ將來意外ノ障礙ヲ來スヤ未ダ測リ知ルベカラズ然レモ一己ノ力能ク之ヲ爲ス能ハズ即チ茶業ノ如ク宜シク聯合ノ力ヲ以テ其方法ヲ研究シ他日ノ隆盛ヲ期セザルベカラズ是レ本業ヲ提出スル第一ノ理由ナリ
本邦ハ酒造原料ニ富ミ風土溫暖其ノ宜シキニ適ス而シテ釀母ノ如キ

○番外(委員稻生治右衛門君) 其の方法手段に付てハ未だ考無し只發案の上諸君の明晰を仰ぎ……協議の上取調べて其筋へ願出でんと欲せるのみ

○十三番(京都安田益太郎君) 只今委員より冷淡なる説明ありたれ苟も然らば是れ不親切極めたる次第あり、蓋シ委員ハ委員たるの義務としてありとも取調ベ置くべきハ無論なり然れとも之を喋々する時は永引くに付予は更に之ガ方法を畫せし爲め委員中より四名、滿場議員より三名の委員を撰み明朝迄には之ガ方法案を起草して本會に報告あらん事を建議を而して之ガ委員を投票する時ハ繁に堪へざるを以て願はくは議長の指台を乞ふ、何卒各員宜しく之に協賛あらん事を望む

○十五番(徳島紅露垣三郎君) 夫れも夫れあれども既に會則の確定したる以上は之ガ役員を定めざるべからずと信ず故に此際會長副會長を撰舉しては如何

○議長(小堀貞吉君) 會長、副會長ハ昨日議長を撰びたる際決定したり即ち議長ハ本會の會長となりし者あらんと思へり
○八十五番(奈良岡橋治右衛門君) 議長の御宣告は恐らく誤りあらん何となれば會長と議長とは其組織自ら異なるのみならず本會の名譽に關する次第なれど若し議長を會長にせとせば大に差問を生ぜん
○副議長(小堀貞吉君) 昨日聞きし所に依れば儘か正副議長を撰舉し之ガ會長、副會長とあるや又聞き取

れば……

(此時のうゝと呼ぶ者多し)

○五十九番(山形野附友三郎君)夫れハ議長の御間違ならん會長を撰んで以て其會長カ本會の議長となると云ひしあり、且つ夫も番外自身の考のみなりし、蓋し會長は會長、議長ハ議長にして其性質自ら異なる所あれば宜しく改めて撰擧すべし

○六十八番(愛知田中惠美藏君)十五番の説は至極最なり既に會則と云ふ一家を撰造しながら其家の主人と云ふ者無きは尤も不都合あれば速に役員ハ撰擧よ取掛る方可なり

○副議長(小堀貞吉君)然らば予は誤解し居りしからん、故に前言を取消し以て第二號議案ハ跡廻しとせん

○五十九番(山形野附友三郎君)本員ハ緊急動議あり則ち會則第五條を修正して「組合員ハ左の税率を以て本會の費用に充つ、醸造場數に付三分、造石に付七分」と斯くせん

(賛成と呼ぶ者あり)
○十五番(徳島紅露坦三郎君)本員も又一の修正動議あり乃ち第八條を「會長ハ會議ノ議長ト爲リ及ヒ會務ヲ總理ス」と修正せん既に會長ハ議長とあるべしと云ふ本會の精神なれば明に之を記入し置くべし(賛成と呼ぶ者多し)

ハの文字を削除せん又特別會員の文字を總て名譽會員と改めん (賛成と呼ぶ者多し)

○六十一番(静岡神谷常松君)本員も又一の緊急動議あり則ち第四條但書の制限を削除して以て「石數五千石ニ滿テザルモ其制限ニ相當スル會費ヲ負擔スル時ハ聯合スル事ヲ得」と修正せん其理由は先刻七十番ありしか儘か參河の人より述べられし趣旨にて壹萬石、廿名と云ふ制限を立つるは不可なり或は其區域を廣くし一國、一府縣とするは太だ遺憾なりと信ず、故に成る可く同業組合と云ふ名稱ある以上多くの人を網羅する方可なるに付斯く修正せん

○五十八番(新潟阿部康介君)通常總會の五月とあれば之を六月と修正せん

○五十九番(山形野附友三郎君)如何にも適説なり且つ五月頃ハ焼酎をも醸造せる際なれば願はくは六月に賛成あれ

○七十五番(愛知吉田甚平君)今や三讀會も了り既に確定を経たるに方り種々の修正意見あり本員實に失望し勝へず併し修正せんとせらる、諸君に對し敢て掣肘する事も出来ざるべければ本會役員の定りたる上何れも提出せられては如何にや

○副議長(小堀貞吉君)最早採決せん乃ち會則の修正動議あり先づ其動議を擧ぐれば五十九番の第五條を修正して醸造場數に三分、石高に七分とする説あり

○五十八番(新潟阿部康介君)議長今の何てすか
○副議長(小堀貞吉君)會長ハ會議の議長となる云ふ文句を挿入せんとするの説あり

○五十八番(兵庫渡邊徹君)本員ハ其際議長席にありしを以て聊か其際の議事の模様を一言せん元來番外は會長は本會の議長を兼攝せしむ意見を述べしも満場は然らず全く會長と議長とは其性質異なるが故に議長は新規に出來たるも會長は未だ撰任せず、隨て全く別物なりと心得居れり

○副議長(小堀貞吉君)然らば種々の御説あれば採決するより他に策無かる可し

○五十九番(山形野附友三郎君)八番より御述の如く會長と議長とは全く別物あり則ち會長は事務者にして議長ハ立法者なれハ其性質全く異れり

○副議長(小堀貞吉君)少しく議長の考を述べん(會則に明文無き以上如何とも爲り得べし而して是迄の委員の任期も盡き自ら役員たるの資格も消滅したる事なれば新規に會長以下の役員を撰むより致方無からん

○九十八番(兵庫富井定助君)本員ハ會則第八條中「會計ハ金錢ヲ出納ニ從事ス」と云ふ項目を挿せん事を建議す(賛成と呼ぶ者多し)

○六十七番(東京酒井泰君)本員も又一の修正意見ありて乃ち第十四條の「全業中ヨリ出身ノ代議士若ク

次に十五番は第八條中「會長ハ會議の議長とあり」と云ふ字句を挿入せんとの説なり、次に又九十八番の第八條中「會計ハ金錢の出納に從事す」と云ふ一項を加へんとの説あり、次に亦六十七番は第十四條中(全會中より出身の代議士若くは)の十四字を削除し又特別會員とあるを名譽會員と改めんとするの説あり、次に亦五十八番は通常總會の開期を六月に改めんとの説にして則ち以上五説なり而して百六十一番は説は賛成者無ければ自ら消滅したる者と認めれば以上の各説を順次採決せん先づ五十九番説に同意し諸君は起立

起立 少數 消滅
○副議長(小堀貞吉君)次に十五番説に同意の諸君は起立

起立 多數 過半數確定
○副議長(小堀貞吉君)次に九十八番説に同意の諸君は起立

起立 多數 過半數確定
○副議長(小堀貞吉君)次に六十七番説に同意の諸君は起立

起立 多數 過半數確定
○副議長(小堀貞吉君)次に五十八番説に同意の諸君は起立

ハ起立

起立 多數

過半数確定

○副議長(小堀貞吉君)茲で暫く休憩の上役員撰擧に掛らんと述べ一同をして休憩せしむ(于時午後三時あり)

六月十一日午後三時四十分再び開會

出席會員前に全じ

○副議長(小堀貞吉君)議長席に着て曰く是より先刻の議事を繼續すべきか先づ會長の撰擧を行はん(此の時書記は投票用紙を配布し稍や暫くして其投票を蒐集し開票調査したる其結果左の如し)

總投票數九十七

内

六十點(當撰)

十四點

八點

八點

四點

三點

渡邊 徹君

小堀貞吉君

稻生治右衛門君

鈴鹿辨三郎君

鳥井駒吉君

今中 忠君

○副議長(小堀貞吉君)然らば渡邊君高點にて當撰せられたり、次に副會長二名の撰擧を行はん最も二名列記せられたし(此時書記投票用紙を配布し稍や暫くして之を蒐集し開票調査せし其結果左の如し)

總投票數九十七

内

八十四點(當撰)

四十九點(當撰)

三十點

八點

八點

六點

三點

二點

二點

小堀貞吉君

鈴鹿辨三郎君

稻生治右衛門君

鳥井駒吉君

今井 忠君

宮川 藏君

金井 貢君

吉田 甚平君

岡橋 治右衛門君

○副議長(小堀貞吉君)諸君に御諮りせん予は不幸にして當撰したるが折角の御厚意あれば謹んで御受せん次に鈴鹿君は開會の地に於て當撰したるは本意に非らずとして辭退をせしと申出されたり然らば次點者稻生治右衛門君御受あらん事を望む
○十九番(愛知稻生治右衛門君)鈴鹿君の辭退は如何ある理由や
○副議長(小堀貞吉君)本會を開きし地の者あれば辭退せんと云ふにあり
○十九番(愛知稻生治右衛門君)鈴鹿君、是非々々御受あらん事を祈る
○番外(委員鈴鹿辨三郎君)折角の當撰を得て……諸君の厚意は深く謝する所あり然れども一身上大に差支ふる所あれハ諸君の意に反く様あれども今回は辭

退せん故に次點に譲らる、平又は更に改撰するありとも、兎に角予の當撰は之を辭さん

○六十八番(愛知田中惠美藏君)鈴鹿君は御商賣柄、御最もあれとも何卒忍んで御受けありたし乃ち本會に改めて満場一致を以て就任を請はん

(賛成と云ふ者あり、いやと呼ぶ者あり)

○副議長(小堀貞吉君)強て是非御承諾を願ひたし

○番外(委員鈴鹿辨三郎君)然らば諸君の御厚意もあり且つ懇篤なる御勸辭もあれば兎も角此の場合だけ御受せん

(此時拍手する者あり)

○八番(兵庫渡邊徹君)一寸諸君に御挨拶せん小生誤て會長に當撰の榮を得たり諸君の厚意之を辞するに忍ばざれば速に御受けせん就ては本會の爲め可及丈けは微力を盡すべきも諸事不行届の段は幾重にも宥恕あらん事を祈る

(此時拍手する者あり)

○副會長(小堀貞吉君)是より引續き常議員の撰擧を行はん

○十一番(静岡八木昇君)此の委員撰擧の事たる我々ハ其人を知らざる位あれば其最寄りハに付て撰擧せん即ち關東ハ關東、關西ハ關西と各別に撰擧せん(賛成ハの聲頻りに起る)

○六十五番(山形中村作右衛門君)本員も又一々其人を知らざるに付一々其方面に付て撰擧する十一番説

に同意す
○十四番(徳島内田哲太郎君)是は撰擧せずして正副議長の指名を仰がん

○副議長(小堀貞吉君)左様の事ハ出來あり

○六番(滋賀岡田八藏君)只今最寄りハに付て撰擧するの説ありしが予も之に同意すると全時に其區劃と員數とを提出せん則ち關東三名。關西四名。東海二名。北陸信越一名。東北一名。四國一名。中國一名。九州二名とせん

(賛成ハの聲頻りに起る)

○五十九番(山形野附友三郎君)然らば六番は一の建議平

○副議長(小堀貞吉君)然り

○五十九番(山形野附友三郎君)是は矢張り指名説に賛成す

○副議長(小堀貞吉君)五十九番……そんな事ハ出來ん

○六十四番(神奈川佐野義職君)是れを指名とする時の議長も定めて因却するあらんと信すれば六番説の區劃として其部署に付て撰擧する方可あらん

○十番(兵庫土屋清三郎君)配置上の説ハ至極最もあれとも是れは矢張り廢して十五名を正副議長に於て全國に通じて指名ありたし何とあれは若し配置する時は恐らく正副議長と雖とも其指名に困るべけれハなり

○副議長(小堀貞吉君)夫れハ困る——實に困り升何となれば是迄の委員ハ不親切なりとの御言辭もあれば廢し度意見もあり又或ハ情實の纏綿する時は大に不都合あれば明日休憩時間にも撰擧の上御報告あらん事を望む

○八番(渡邊徹君)議長の御述の如くにて可あるが先づ六番の區劃と員數とを豫に定めざるべからず故に之により採決あれ

○五十八番(山形野附友三郎君)區劃或ハ人員に付ては大に注意を要すべき事あれば予ハ之が委員を撰み以て其區劃并に人員配置方の調査を附托せしめん事を建議す

○十五番(徳島紅露坦三郎君)六番の區劃并に人員の建議ありたれども之は既に先に定り居る者と思ふが如何

○副議長(小堀貞吉君)否、未だ確定し居らざるあり

○廿番(栃木矢野謙一郎君)此の區劃、人員の事に付六番より一の建議ありたるか這ハ未だ成規の賛成者無きや

○副議長(小堀貞吉君)何番の賛成と云ふ事ハ未だ顯はれざるも賛成の考かりたれハ議題とすべしと思へり

○廿番(栃木矢野謙一郎君)然らば是も六番説に同意すべければ速に採決あれ

○三番(滋賀中井莊七君)予も又賛成す

○副議長(小堀貞吉君)最早議論を要する必要も無ければ採決せん、乃ち六番の區劃、員數の建議に同意の諸君ハ起立

起立 多懸 過半數可決

○副議長(小堀貞吉君)然らば明日にても各部署に付て撰出の上議長迄御報告あらんことを冀ふ……八番夫れでハ御變りを懸ひ歟

(此時副議長小堀貞吉君議長席を下り議長渡邊徹君議長席に着く)

○議長(渡邊徹君)今暫らく時間を延ばさん、就ては是より豫算案を議さるべからざるが這は既に出來居る者を本として議すべきや、又ハ更に委員を撰で議案を草すべきや、蓋し前には造石高一厘、人員廿錢と云ふの標準を以て收支豫算案を編製したりと雖も既に七分三分と云ふ事に變じたる以上は自ら狂を生ずるに付此の事に付先づ滿場の意見を聞かん

○五十八番(新潟阿部康介君)之が爲め委員のあるれば番外より發案せば可あらん、何故前に發案をべしと云ひ置き乍ら今更ら躊躇せる乎

○番外(委員鈴鹿辨三郎君)最も豫算案ハ會則案に依りて組立てたりと雖も既に會則の決議に依りて從來の委員ハ共に委員たるの資格を失したり故に今發案するも何人が發したる乎と云ふ御叱りを蒙らん事を虞れて發案せざるあり

○五十八番(新潟阿部康介君)其の御謙遜ハ御無用を

り、願はかり速に發案を請ふ

○番外(委員鈴鹿辨三郎君)然らば之を陳せん、則ち會則に依り七分、三分と決定したる以上ハ自ら差異を生ず故に少しく廻附せし議案を訂正せん乃ち収入總額千八百五十五圓八十錢。内譯石高割千三百五圓、但し壹石壹厘五毛ヅハ八十七萬石餘。人員割五百五十圓八十錢、但し二千四十ヶ所一ヶ所に付廿七錢。と斯く修正せん、而して之が支出の上には五十五圓八十錢の剩餘金を生ずるに付這ハ豫備費に編入し置かん

(即ち鈴鹿委員の報告豫算ハ左の如し)

全國酒造組合聯合會收支豫算

| | |
|------------------|---------------|
| 收入の部 | 一金千八百五十五圓八十錢也 |
| 内譯 | 金千三百五圓也 |
| 但壹石壹厘五毛ツ、八十七萬石分 | 石 高 割 |
| 金五百五十圓八十錢也 | 人 員 割 |
| 但二千四十ヶ所一ヶ所ニ付金廿七錢 | 員 割 |
| 支出之部 | 一金千七百九拾六圓也 |
| 内 | 收 支 總 額 |
| 一金千三百〇六圓也 | 經 常 費 |

此譯

| | |
|------------------|-----------------|
| 金百貳拾圓也 | 事務所借家料一ヶ年分 |
| 金七拾五圓也 | 通信及廣告費 |
| 金百貳拾圓也 | 印刷費 |
| 金貳百圓也 | 總會通告書之類 |
| 金貳百八拾圓也 | 役員旅費 |
| 但總會及常議員會兩回分各貳拾名分 | 役員手當 |
| 金四百圓也 | 但一日一名壹圓ツ、二十名分二回 |
| 金拾五圓也 | 備品費 |
| 金三拾六圓也 | 消耗費 |
| 金六拾四圓也 | 雜費 |
| 金五十五圓八十錢也 | 豫備費 |
| 金四百九拾圓也 | 臨時費 |

此譯

| | |
|---|-------------|
| 金七拾圓也 | 臨時旅費 |
| 但平均三百五十哩往復十八分 | 臨時旅費 |
| 金百圓也 | 右 日 當 十 日 分 |
| 金五拾圓也 | 右 雜 費 |
| 金百八拾圓也 | 組合擴張派出員費 |
| 金九拾圓也 | 右 旅 費 |
| 但一日五里詰六人三十日間分 | 旅費 |
| ○五十八番(新潟阿部康介君)陸續欠席する人もあるが其欠席人員ハ何名ある乎 | |
| ○十六番(東京赤阪藤次郎君)期く欠席する人あるが議長ハ引續き會議せらるゝ見込あるや且定員數に滿 | |

ち居るや

○五十九番(山形野附友三郎君)議長……是れより欠席せん

○議長(渡邊徹君)然らば欠席の諸君多きに付遺憾あれども不得已今日は是にて閉會せん

○番外(委員鈴木三郎君)諸君へ一寸申述べ置かんと定めて諸君の御案内ならん中には或は御不案内の諸君もあらん、乃ち來十四日には智恩院、本願寺の寺院も觀覽を願ひたし、又松尾、梅宮神社へも參拜被下たし、又午前中に一同撮影し度し然るに議會の日數は最早明日限りあれば大に勉強を願ひ度し付明日八時に必ず出席ある機切に希望を

○議長(渡邊徹君)然らば明日午前八時より開會すべければ一同遅刻なく出場ありたしと述べ退散を命ず(午時午後五時廿分)

六月十二日午前九時五十五分開議

出席議員二百十八名内代表者百二名
有志者百十六名

○議長(渡邊徹君)諸君是より開議せん就ては昨日の議事すべきが彼の常議員の其區別に付て撰出せる事に決したれば可成速に撰擧の上報告あらん事を望む
○七十三番(愛知永井仙十君)本員は此の際一の建議を提出せん、其趣旨は外國輸入酒を販賣せる者は何酒を問はず一石廿五圓の割を以て營業税を課する事を請願せんと云ふにあり抑も本年法律第十七號を以

に三分の標準を取りたり我輩情は大勢を考ふるに太だ不公平なる説あらんと信ず故に更に之を修正して
組合員ハ經常費トシテ一年一醸造場ニ金貳拾錢、
造石高壹石ニ付金壹厘ヲ超過セザル金額ヲ各組合ニ
於テ取纏メ毎年四月事務所ニ納付スベシトせん蓋

し本員の千葉縣の者あれば本縣の例を擧げて説示せん乃ち千葉縣は石高より人員多し然るに昨日の決議の値とせば造石高に多くして醸造數に虧し、果して然らば當地、名古屋邊の酒造家が遙に多額の經費を負担せらるゝに至る斯の如きは我輩實に慙愧に堪へざる次第なれば斯く修正したきあり、勿論既に三讀會の決議を擧るは後來の惡慣例とあらんとの譴責を受くるは覺悟の前なれども一体政府の法律案とか、若くは憲法とか云ふ者なれば夫れ或は然らん然れども我々商業上の事ハ決して是等と同視すべからず苟も商業上の圓滑を謀り此の團體をして將來鞏固ならしめ維持せしめんと欲する諸君は陸續我輩の説に賛同あらん事を冀ふ

○番外(委員今中忠君)只今の建議に對し敢て番外の見込を述べん昨日來番外が原案を維持する時如何にも滿場の輿論に反せん事を恐れ態と黙して説かざりしが今日岩瀬君より緊急動議として石壹厘、醸造場二十錢を超過せざる金額を以てせんとの建議あり番外に於ても頗る同意を表せる所あり蓋し番外に於

て酒精營業税を發布せられ以て大に我が酒造營業者の保護を與へられたりと雖も又熟ら退て考ふるに往々其輸入酒の名義を變換して輸入せるの虞無しとせず一例を擧ぐれば彼のアルコールに着色してブランデーとする如く其他表面上種々の名を附して密に西洋酒を輸入するの鏡に掛けて見るよりも尙ほ彰かきり、今日に於て之を防ぐは酒精營業税法の精神を達する上に於て最も必要の事なれば外國輸入酒を販賣する者何酒を問はず總て壹石廿五圓の割を以て營業税を課するを適當とせ、何卒各員に於ても熟考の上之に同意あらん事を望む

○議長(渡邊徹君)諸君に諮らん建議の尙他も數通提出あり則ち酒造税則改正の件、酒造税納期改正の件あり、故に建議の後にて總て合して議する事とせん、何卒左様御承知を……

○八十七番(大分麻生親八君)第二號議案を跡廻しとし先づ税則改正案より議せられたし

○三十四番(千葉岩瀬武司君)予は一の緊急動議あり何卒諸君に於ても篤と熟考の上賛同あらん事を望む蓋し他の普通の建議なれば兎も角なれども實に本會の消長に關する一大建議なれば尋常一様の建議と同視して輕々に看過する勿れ又手予の茲に建議せんとする者は他に非らず昨日既に確定したる會則第五條あるが本條は實に本會の維持如何に關し危急存亡の岐る、境界なり則ち其經費を造石高に七分、醸造場

てハ始より頗る苦慮し或ハ幾度も東上し運動の狀況を察して以て原案を發したる事あり故に諸君に於ても此邊不惡諒察の上岩瀬君の建議をして成立せしめられん事を祈る

○八十五番(奈良岡橋治右衛門君)八十五番も又三十四番の如き建議を擔ぎ出さんと思ひ居りし者あり、斯く云は、人或は云はん酒造家の定見無く豹變極り無き者ならんと、然れども昨日の決議たるや立派な機なれども實行する能はざる者あり、去れば茲に之を改正するは得策あるのをあらす、再び決議を變ずるも敢て本會の制裁無きに於てをや、故に實際諸君に於て本會の趣旨を實行し維持せんとせば滿場宜敷採用あらん事を望む、抑も最初原案に廿錢、壹厘の徵收高とあれり然るに諸君の高しと云ふ趣意を以て七分、三分の決議を爲したり其高しと云ふも拘はらず昨日の決議ハ却て原案より多額の金額に上るに非らずや、即ち原案の廿錢、一厘よりは遙に八十餘圓の高額に達す、是れ恰も數蛇の決議ありと謂はざるべからず就ては之を再議に附するも或は壹厘以内とせる平、又ハ五六毛とする平、又ハ廿錢を十錢に減する平、其金額は二段の事とし兎に角再議に附すべきや否やを先づ探決ありたし蓋し予は三十四番の趣旨は同意なれども其金額上に付ては別に意見あり遽に同意を表せべからざればなり

○議長(渡邊徹君)三十四番に照會せん即ち只今聞

の如く八十五番より先づ再議に付すべきや否やを採
決し而して金額上の事第二段とせよとの望みもあ
れば爾かせん

○三十四番(千葉岩瀬武司君)予は前刻も述べし如く
廿錢以内、壹厘以内とせば夫れにて異存無きあり

○八十五番(奈良岡橋治右衛門君)三十四番の異存無
きも八十五番は異存あり故に其金額上には自ら別の
意見あるに付先づ再議に附すべきや否やを先に決せ
られたし

○五十九番(山形野附友三郎君)只今昨日確定したる
者に對し復活せんとか再議せんとかの相談あるも這
ハ太だ不穩當なり何となれば斯る事を述ふる時ハ實
際際無ければ成る程實業上に於ては譲るとか
又何番の如きは將來折合が附かざるに付狂げて十錢
とか廿錢とかあるなれば兎も角なり去れば岩瀬君は
忍んで建議者と爲られしに付容喙はせざるも一休岡
橋君の如く夫れから夫れと云ふて枝葉を生ずるに至
てハ實際際無かるべし

○八十七番(大分麻生觀八君)本員ハ三十四番と八十
五番と兩説又賛成されとも然れとも之か萬一否決し
たる時は他日復活する事能はざるに付休憩時間にて
も圓滑に談ずべし實に此の事を冒頭に持出して喋々
すれば際限無からん

○六十九番(大坂森本清三郎君)只今三十四番の建議
たるや昨日確定したる者をして復活するの趣旨にて

の如きは特に精細なる調査を加へて届出でたり、然
るに此の決議の爲めに忽ち袂を別たし乎、同業の徳
義に反するを如何せん、若し茲に相當の決議を見る
に至らざれば實に困難の運に達するに付願ハくハ微
衷を察し以て金額と、再議に附すべきや否やを二つ
に採決あらん事を庶幾ふ

○十五番(徳島紅露坦三郎君)之には最早議論を要せ
ざれば速に採決あれ

○百十番(静岡柴田佐平君)本員も此の五條ハ全体不
穩當ある決議ならんと信すれば全体議長より申述べ
られて然るべしと思ひ居りし位なれば宜しく再議あ
らん事を望む

○議長(渡邊徹君)最早議決せん就ては先づ議事の順
序上より三十四番の建議採用すべきや否やを決せん
乃ち先づ三十四番の建議採用すべしとする諸君ハ起
立

起立 多數
過半数に依り採用する事に決す

○百十番(静岡柴田佐平君)既に再議に決したる以上
と三十四番と同感なり乃ち醸造場に付廿錢、造石
高に壹厘を超過せざる……此の範圍内にて豫算を議
せば大に可なり

○八十五番(奈良岡橋治右衛門君)定めて反對を受く
るかは知らざれども茲に一の修正動議を提出せん即

頗る不穩當なりと信すれば先づ速に建議の採否を決
せられたし

○百六十一番(静岡神谷常松君)種々議論を承るも兎
に角原案の如くせば可なり實は予は昨日五分、五分
位よせば可あらんと思ひし位あり何とされば石高よ
り生ずる金額は非常に増加すればあり蓋し此の事た
る國家の經濟を議する者とは異り商業を専らとせる
事あれば圓滑に局を結ぶべし

○八十五番(奈良岡橋治右衛門君)之が可否ハ是非二
つに分けて採決ありたし而して五十九番ハ三十四番
の如く單に醸造場一ヶ所に付廿錢、造石高壹石に付
壹厘以内とせば容喙せざるも先づ再議に附すべきや
否やを決するなれば不同意と述べられたるが實際三
十四番の如くせば我縣杯には行ハれず已むを得ず袖
を拂て諸君と相別れざるべからざるに至る抑も八十
五番は奈良縣の代表者なるが奈良縣の如きは營業人
實に二百余名あり然るに其石高は僅々四萬石に垂ん
たる實に微々たる者あり就中三十圓の營業税を納め
乍ら僅に三十石位しか製造せざる者あり然るに本縣
には一の組合を設け知事の認可を経たるに付山間の
微々たる酒造家も之に加入せしめたるに付てハ奈良
縣酒造組合ハ此の本會に聯合せんと欲するも奈何せ
ん人員ハ多くして、石高ハ其割合ハ少きを以て此の
決議の儘にては到底相提携する能はざるを、然り而
して滿場の内決して嘘の申出では無からんも奈良縣

ち其の經費の自安は石高に付壹厘五毛、醸造場一ヶ
所に付十錢とせん聊か其理由を陳せん今回の大
會に通告せられたる人員と石高は實に少額たり苟も
斯る僅々たる者なりとせば到底此の大會の目的を遂
行する事能はざる蓋し各府縣に於て組合の設けあり何
れも鞏固なる組織あれば三府三十餘縣ハ概して百六
十萬石以上上らん、然るに僅々たる届出しか無き
は實に不審に勝へざるなり而して本員ハ何故之を壹
厘五毛、十錢に分割するかと云ふに斯くせば營業者
が支出するに却て易々たり隨て本會も又樂になるあ
り、或ハ水産會の如き毎年何程を支出すと云ふ事も
ありとの論者ありし如く全國酒造家大會にも斯くの
如く定めて可あり而して役員たる委員諸氏が之れに
て行かぬとせば精々之を勸通して聯合の事に盡力せ
ば隨て盛大に赴くべし、實に奈良縣の如きは實際營
業人は多きも其造石高極めて少ければ若し予の如き
既にあらざる時は表面は交合ふかハ知らざれども其
裏面に至ては已むを得ず介立せざるべからざるの不
幸を見るに至らん願くは諸君賛成あらん事を望む

○百六十一番(静岡神谷常松君)予ハ原案の可と
す元來酒造家の事あれば十錢にても廿錢にてもどう
でも成るべし要するに豫算案も原案を目途として編
製したれば之れにて適當と信されハ忍んで之に同意
すべし

○八十五番(奈良岡橋治右衛門君)百六十一番は少し

不穩當の言を述べたり酒造家の事あれば十銭、廿
錢位の事は屁でも無きに付忍んで支出せよと云ふと
雖とも然れども道理上、得心上出すなれば兎も角然
らざれば強ち奇麗に出す事能はざるべし今日大金を
有し居る者にては國事の爲にさへ支出せずと云ふは
實業家の習ひ性とあれり去れば若し三十四番の如く
決議して以て不承無承に支出するも却て石高を隠蔽
する時、爲めに中途にして悪結果を生ずれば成る可
く本員の説に譲られん事を冀ふ

○六十八番(愛知田中惠美藏君)最早是等の事は諸君
の胸中に存するをあらんと信ずれば速に採決ありたし
故に討論終結の動議を提出せん

○番外(委員小堀貞吉君)一寸原案維持の爲め一言せ
ん元來此の條項は頗る關係の重大ある者として若し
之を可決する時、不得已袖を拂つて去るべしとの御
話もありしが如何にも御最ある事にて事情は頗る御
察し申すべし而して岡橋君の石高、人員の申出では
細密の者かれハ正味の者ならんも他は往々隠してあ
るかとも思へり如何にも匿すと云ふ組合のあるは關
東、東北の現状あれば之に向て遊説する時は組合も
出來るが要するに關西地方は進み居るも關東は未開
の地……所謂未だ組合の出來居らざる者あり一例を
以て之を証すれば關西には五十萬石ありて委員も四
名撰出せるも關東、東北には遙に下れり、然らば此
等未開の地に向てハ委員をして遊説せしむる時は自

ら組合も出來るべしと信ず、既に今日迄確定したる
人員は二千五百人にして四百圓と造高八百六十圓、
合して千二百六十圓なり、然るに實際は千八百圓を
要するに僅に千二百六十圓に減せば機關の運動上に
困難を生ずれども先づ無理に遣りて出來ぬ事も無し
隨分石高の三分や二分位は削られるれみならず委員
も手を分つて遊説せば隨分二百萬石位に達するやも
知れざれば何卒八十五番に於ても忽んで原案に賛成
あらん事を望む

(此の時採決)と呼ぶ者多し八十五番ハ徹頭徹
尾不賛成と叫べり

○八十二番(奈良菅生善一郎君)八十五番に賛成
○議長(渡邊徹君)最早論旨盡きたれば採決せん乃ち
會則第五條の修正動議に對してハ三十四番の「釀造
場一ヶ所金廿錢、造石高一石金壹厘ヲ超過スベカラ
ズ」と修正せる説と八十五番の「釀造場一ヶ所金十
錢、造石高一石ニ付一厘五毛トス」との兩説あれば
之を順次採決せん、先づ八十五番説に全意の諸君は
起立

起立 少數

消滅

○議長(渡邊徹君)次に三十四番説に同意の諸君は起
立

起立 多數

過半数可決

○八十五番(奈良岡橋治右衛門君)議長是より退席せ

ん
○六十八番(愛知田中惠美藏君)予ハ此の際一の建議
を提出せん抑も目下議題の上らざる者ハ第二號議案
より第五號議案あり且つ建議にも納期改正の件あり
、税則改正の件あり、其他にも種々ありて十數の問
題輻湊せり然るも此の多數の人にして此の儘各異り
たる意見を門はずに於てハ到底本日本中には纏る事能
はざるべけれハ各府縣より一名宛の委員を撰み大体
の意見を定めて決議せば大に好都合と信ずるハ付茲
に此建議を提出す

○廿九番(京都中村松之助君)此の場合休憩し以て常
議員の撰擧を行ふてハ如何にや

○六十五番(山形中村作右衛門君)六十五番は六十八
番に同意也

(此時十一番は議事日程を變更すべしと叫ぶ)
○百番(福島井上臺助君)百番ハ六十八番説には不同
意なり逆も一縣に一人宛の委員を撰びたり逆纏るべ
き者に非らず夫れよりは寧ろ議長閣下に於てもとし
て進行あらん事を祈る

○議長(渡邊徹君)然らば先刻第二號議案に移らんと
せしが八十七番より之を變更して先づ税則改正案よ
り議さんと述べられたれば此の改正案より議してハ
如何

○百番(福島井上臺助君)餘り議長は鄭重過ぎるべし
若し此の如き有様なりせば四日も五日も掛るべし

(此時七十二番はもつと掛ると叫びしより滿場哄然
たり)故に二號議案より順を追ふてとし、議せら
れたし

○議長(渡邊徹君)宜しい……滿場異議無ければ爾か
すべし、固より議長に於ても速決を望む所あれども
是迄議會に諮らざれば却て異議を生じ爲めに永引き
しに付茲に相談したるあり、然れども滿場に諮るに
及ばずとせば是より第二號議案より順次議さん乃ち
先づ第二號を議さん

(議案は前に掲げしを以て省之)
○十三番(京都安田益太郎君)予ハ之が方法に付、番
外に説明を求めたるに番外は頗る冷淡なる説明あり
たり然るに退て問ひしに又強ち無理に非らず故に是
は正副會長及び常議員に於て御相談の上之が調査を
加へられたし而して若し本年に立派なる成績を擧ぐ
る事能はざれば第四回大會迄に報告ありたし故に予
は正副會長及び常議員に其調査を一任せん事を建議
す

(賛成)と呼ぶ者あり

○七十三番(愛知永井仙十君)海外に販賣する方法は
極めて六ヶ敷、故に之ハ政府より百萬圓の保護金を
仰ぎ(笑聲起る)以て一ヶ年廿萬圓づ、五ヶ年間の補
助を乞ひ以てせん、大安賣に賣れば必ずや注文あ
らん而して(も)譯たると云ふ者あり)我全業者ハ百萬
圓ハ酒をた、にて外國に進上すれを可あらん諸君彼

の佛蘭西の如きハ如何ありし乎、佛蘭西の十萬圓の酒を施したれども誰も飲む人無かりしに付獨逸の人にて有名なる……

(此時も一譯た、よせく)と云ふ者あり拍手する者もありて爲めに聞取る事能はざりし)

○議長(渡邊徹君)採決せん乃ち本案に對してハ十三番より本案の調査法を正副會長、常議員に一任せとの説あり之に對しては滿場賛成の聲ありて別に反對者無ければ爾か取計ふ事に決したる者と認む尙ほ念の爲め採決せん乃ち原案を可とせらる、諸君は起立

起立

全員一致可決

○議長(渡邊徹君)次に第三號議案の第二讀會を開くべしとて書記をして議案を朗讀せしむ

第三號議案

醸造學研究ニ適當ナル學科ヲ官立學校中ニ設置セラレシムヲ請願スル事

理由

本邦酒造法ハ三百年來ノ習慣ニ止リ尙ホ依然トシテ其舊套ヲ脱スル能ハサルハ未ダ嘗テ先驅ノ科學的實驗ノ成績無ク單ニ口傳手授ニ過ギズシテ是サ未ダ記録ノ案ヌキモノナシ故ニ古來幾百ノ實驗ヲ重スルモ未ダ確實ナル一定ノ方法ヲ發明スル能ハサル所ナリ凡ソ一技術ノ改善進歩ヲ謀ラント欲セハ一々事實ノ研究ヲ遂ゲ主トシテ學術上ノ原理ヲ究明セサルヘカラス是レ本案ヲ必要トスル第一ノ理由ナリ、清酒ノ改良其要點數多アリト雖モ殊ニ緊急ナルハ腐敗又ハ變質セサル事ヲ審明スルニ在リ蓋シ腐敗ハ本業ノ一病ナリト雖モ其理由ヲ究攻セ

四號議案に移らん書記をして議案を朗讀せしむ

第四號議案

酒造免許稅ヲ直接國稅ニ編入セラレシムヲ請願スル事

理由

酒造稅則第三條ニ規定スル免許稅ハ從來酒稅ト同ジク間接國稅トシテ徵收セラレト雖モ抑モ免許稅ナルモノハ其性質全ク直接國稅トシテ徵收セラルル元來間接國稅ノ性質タル納稅者チシテ負擔者タラシメサルニ在リテ之ヲ消費者ニ移讓セシムルニ在リ故ニ間接國稅ハ消費稅ニシテ大體消費ノ事實ニ課スルモノナルモ免許稅ハ一種ノ行為即チ其營業ト云フ行為權ニ向テ課スルモノナリ是レ酒造免許稅ハ直接國稅タラザルヘカラサル第一ノ理由ナリ、凡ソ間接國稅ノ性質トシテ課稅物件ノ性能功カヲ失ヒタル時即チ本業ニ於テハ天災又ハ腐敗等廢棄ニ屬シタル場合ニハ免稅ノ處分ヲ與フルハ本然ノ義ナリ然ルニ免許稅ニ於テハ免稅後事業ノ爲メ其營業ヲ爲ス能ハス鑑札ヲ返上スル場合ト雖モ既納稅金ハ國庫ノ收得ニ歸シテ又返付ス可カラサルモノナリ蓋シ其鑑札ヲ受ケル時即チ營業權ヲ得ル時ニ本稅ノ收得ヲ告ゲ其營業ヲ爲スト否トハ法律ノ問フ所ニ非ラザレバナリ是レ酒造免許稅ハ直接國稅タラザルヘカラサル第二ノ理由ナリ、若シ強テ間接國稅トシ消費品價格ニ算入シテ之ヲ消費者ニ移讓スルモノトセン乎其結果ハ千石ヲ造ル者ハ一石三錢ニシテ十石造ル者ハ一石三圓ニ當ル故ニ各自ノ勉否器械ノ精粗等ヨリ自家ノ得失アルハ自然ノ勢ナリト雖モ其營業ノ大小ニ依リテ消費品ニ此ノ如キ軒輕アルガ如キハ實ニ不當ノ甚ダシキモノニテ是レ立法ノ精神之ヲシテ消費者ニ轉移セシムルノ意ニ非ラザルハ明ナリ是レ酒造免許稅ハ直接國稅タラザルヘカラサル第三ノ理由ナリ、凡ソ西洋各國ノ實例ニ徴スルニ佛國ノ如キハ此稅ヲ以テ地租、分頭家賃稅、門窓稅ノ三種ヲ合シテ四大直稅ト稱シ埃太利ノ如キ普魯西ノ如キ共ニ營業稅或ハ工業稅ト稱シテ直稅ニ編入セリ然ルニ我邦此名稱ヲ

ハ亦容易ニ此ノ病源ヲ絶ツ事ヲ得ヘシ然ルニ近年ノ統計ニ據レハ毎年其腐敗高質ニ三萬五千石乃至四萬石ノ多額ニ昇ル是レ學術ノ進歩セサルヨリ僅ニ防腐劑等ニ依頼シ其原則ニ背反スル結果ニ外ナラス此ノ如キハ唯ダ營業ノ損害ノミニ止ラス實ニ國家經濟ノ不利是レ本案ヲ必要トスル第二ノ理由ナリ

全國醸造家カ其子弟ヲ教育スルニ自家工業上ノ智識ヲ培養スル至當ノ學校無キヲ以テ已ム無ク他ノ學科ニ就カシメ遂ニハ其結果トシテ自家ノ工業ヲ顧ミス往々厭フヘキノ弊害ヲ醸生シ爲メニ本業ノ衰退ヲ來スニ至ル是レ本案ヲ必要トスル第三ノ理由ナリ

醸造稅ハ國家第二ノ良稅源ニシテ一ケ年殆ンド一千六百萬圓ノ多額ニ在リ然ラハ此ノ稅源ヲ培養センニハ必スヤ一學科ヲ設置シ以テ本業ノ進歩ヲ謀ルハ國家勸業上當然ノ義務ナリ然ラハ之ヲ請願スルハ亦一國ノ實業家トシテ毫モ憚ル所無シ若シ夫レ本會聯合ノ力能ク一校ヲ設クルヲ得バ幸ナリト雖モ現今ノ事情ハ未タ之ヲ許サザルヲ以テ之ヲ政府ニ請フヨリ他ニ途無キナリ是レ本案ヲ必要トスル第四ノ理由ナリ

○番外(委員小堀貞吉君)此の第三號議案并に第四號議案は共に建白書を認めて其筋へ請願する見込をれば此丈け序に述べ置かん

○五十九番(山形野附友三郎君)番外より建白書の事に付陳述ありたるが之も又十三番の安田君より述べられし如く正副會長并に常議員に於て起草の上其筋へ捧呈せられん事を望む

○議長(渡邊徹君)然らば本案も又滿場別に異議無ければ自ら原案に可決したる者と認む且ツ五十九番の正副會長并に常議員に一任するの説に對しては滿場別に異議無きや(異議無し)と呼ぶ者あり然らば退て起草の上不日其筋へ捧呈する事とせん、次に第

租稅ニ附スルニ當リ法律上直稅トハ地租、所得ノ二稅ト爲セリ是等ハ想フニ唯々行政上ノ都合タルニ外ナラサルカ如シ果シテ然ラハ其直間ノ區別ハ以テ人民ノ權利ニ關スル所重且ツ大ナリト是レ酒造免許稅ハ直接國稅タラザルヘカラサル第四ノ理由ナリ

○五十九番(山形野附友三郎君)是も又第三號議案と全しく請願書の起草ハ役員に一任する事とせん(賛成)の聲起る

○議長(渡邊徹君)本案に對しても又別に滿場異議なければ自ら原案に可決したる者と認む且ツ五十九番の請願書は役員に一任する説に對して異議無きに付自ら之に決したる者と認む次に第五號議案の第二讀會を議さんとして書記をして議案を朗讀せしむ

第五號議案

酒造稅則中改正の件

第二條中

二類 蒸溜酒(燒酎酒類再溜酒其他蒸溜シタルモノヲ云フ)

改正

二類 燒酎 (氏ニ於テ百分中 以下ノ酒精ヲ含ムモノ)

(理由) 酒精營業稅法制定セラレタル上ハ酒精ハ同法ノ範圍ニ屬キトニ依リ二重ノ課稅トナレハナリ而シテ度數及含有酒精量ヲ明記シ酒精トノ分界ヲ明カニス

第三條中

- 一類 一石ニ付 金四圓
- 二類 一石ニ付 金五圓
- 三類 一石ニ付 金六圓

改正

- 一類 一石ニ付 金三圓
- 二類 一石ニ付 金四圓
- 三類 一石ニ付 金五圓

(理由) 本會從來ノ方針ニ從テ

第四條 三項

新ニ酒造營業ヲナサントスル者ハ其地方同業者五人以上ノ連印ヲ以テ願出ヘシ

改正

酒造營業者ハ其地方便宜ニ組合ヲ設クベシ新ニ營業スル者ハ其地組合ノ連印ヲ以テ願出ヘシ

(理由) 酒造營業ハ第二ノ國稅ヲ負擔スルモノニテ其責任ノ重キヲ尋常ノ營業ト異リ故ニ其取締法モ亦嚴正ナリトス然レモ尙往々其間ニ弊害ノ發生スルモノハ確實ナル組合ナキニ因リ依テ之ヲ規則中ニ規定セラレコトヲ必要トスル所以ナリ

第二十條 酒造用諸器械ハ使用以前管廳へ申出検査ヲ受ケ其賣買讓與貸借ハ其時々管廳へ届出ツベシ造酒着手後造石稅完納以前ニ於テハ管廳ノ認可ヲ得シテ諸器械ヲ酒造場外へ移スコトヲ許サス

改正

第二十條 酒造用諸器械ハ使用以前管廳へ申出検査ヲ受ケ其賣買讓與貸借ハ其時々届出検査

五十九番(山形野附友三郎君)此は餘程困難なる者にて政府より渡りし百分の五に付ても信用すべからず一体ホクトメートルは極めて不完全なる者なり蓋し廿度以上は酒精あるには相違おけれ共是れ連精密なる調査を経されバ容易に斷言すべからず而して三十度とせば是れ我業の爲めには大に利益なれども番外れ違ふる如く廿度以内を以てせん或は百分の五か六位かになるかは知らざれども先づ不完全をがらホクトメートルに廿度を爲し置く方得策ならん

○十九番(愛知稻生治右衛門君)五十九番は不完全ありと云ふも我々は此のゲールサツクは完全の者にて願

る必要の者と考へり故に此の定度に依る方可あり

○五十九番(山形野附友三郎君)可成完全の者なれば可なれども然れども酒精ハ三十度以上と云ふ、三十度

以内ハ燒酎とせり殊に再溜酒と稱し再び燒酎を取る事あれば廿度以内を以て正當ありと予は信じて疑は

ざるなり

○十三番(京都安田益太郎君)五十九番ハ誤解せり何と云へば廿年以來酒造營業者ハ百分のメートルにても四十度のメートルにても定り居りて之を廿五度とせり故に其の七十三分か四十メートルの三度となる故に百分のメートルを用ひて決して誤り無からん元來日本は九十度より高き者無く西洋に於ても四十五度より高き者無きなり故に此の四十五度を以て分界とせり然るに世間には之が奸商を爲すが故誤るを

ヲ受クベシ

(理由) 本條ハ專ラ器械ノ取締ニ出ツルト雖モ第一條ニ二項ノ制ヲ置キタル以上ハ敢テ從前ノ如キ酒造場外ニ移スコトヲ禁スル程ノ必要ナカルベシ然レモ萬一ノ取締ヲ計リ検査ノ後賣買讓與貸借スルコトセハ其二項ヲ削除スルモ敢テ弊害アル可カラズ若シ陸テ二項ヲ置ク時ハ營業者ハ無用ノ器械ヲ酒造場ニ置キ不便亦甚タシトス

○議長(渡邊徹君)先づ第二條を議さん

○七十三番(愛知永井仙十君)予は燒酎の定度を三十度以下とせん

○五十九番(山形野附友三郎君)氏と、度數の欠字は如何なる故乎

○番外(委員今中忠君)元來此の燒酎の度の區別に付て如何なる器械をもつてせば満足ならんかと色々問合したれども番外に於ては一も信するに足らず或はゲールサツクに掛ければ百分の五とあり、又ホクトメートルに依れば廿分の五にて果して此の廿分の五のゲールサツクの百分の五に該當すべきや否や未だ信ぜず、又蒸溜器械は原料に依て異なるや否や、又原料は器械に依て分ち得べきや否や、又は蒸りよ付て區別あるや否や未だ疑無き能はず斯く云ハハ或ハ番外ハ不親切と云ハハ、かハ知らざれども先づ廿度とし、百分の五とせり然れども是れ連確と信ずべき者にて非らざりしを以て諸君の高説を聞き一定せんとて態と之を省きたる所以あり

らん即ち賣る時には低くし、買ふ時に高くするが故なり故に西洋のメートルも日本權衡も決して異をらざるなり

○五十九番(山形野附友三郎君)夫ハ知れり安田様の事は能く知れるか……

○百番(福島井上臺助君)斯る議論ハ宜敷慮すべし我々は技師にあらずれば學術上の事は知らざるあり又

知らぬも當然の話なり故に此の割注の定數ハ番外に於て技師に就き取調べたる上適宜挿入せられん事を一任す

○五十九番(山形野附友三郎君)本員も固より夫れにて可あり且つ本案ハ第三讀會を経て第二讀會を以て直に確定議とせられたし

○議長(渡邊徹君)採決せん就ては滿場別々異議無ければ直に二讀會を以て確定議とせん(異議無し)

と云ふ者多し)則ち滿場異議無きに付確定議とせし就ては此の割注の度數の事は百番より役員に一任すと云ふの説あれば之を一應起立に諮はん、乃ち百番説に同意の諸君は起立

起立 多數 過半數確定

○議長(渡邊徹君)然らハ次に第三條を議さん

(異議無し)の聲起る)

○議長(渡邊徹君)本條に付ても又異議無ければ自ら

原案に確定したる者と認め、次に第四條を議さん

○百番(福島井上臺介君)一寸番外に尋ねん新に營業する者は其地組合の連印を以てとあり然らば第一組合を定めざるべからざるか其組合とあるは組合員なれば何人あつても可なる乎

○番外(委員今中忠君)各地組合ハ我々全業者の自治団体なれば營業者の義務としても必ずや設置せざるべからず既に熱心ある所には組合準則の設けもあり又冷淡なる所ハ未だ設置無きも夫れ等は我業の誓ハざる所の小部分にして多くは組合の設けあり故に全業者の義務土組合の連印を以て出願せざるべからずとせり

○百番(福島井上臺介君)夫れは譯れり然れども單に其地組合の連印を以て出願すべしとあるは果して之は頭取若くは組長の連印あるや又は組合員なれば何人にて可なる乎

○議長(渡邊徹君)成る程御最もなる御尋なるが起草者に於ては頭取と云ふ精神なりしあり

○五十九番(山形野附友三郎君)番外に照會せん百番の精神ハ組合員五名以上と云ふの意ならん然るに番外は組合と云ふ一の法人の連印を要すとせば其精神全く異れり而して番外の云ふ如くせば先づ其組合會に於て出願書に副署すべきや否やを評決せざるべからざれば組合員としては如何にや

○番外(委員今中忠君)番外の精神にては何も組合員の五名を主とするに非らず元來組合長ある者は責任

組合地に於て營業せんとする者は組合頭取に申出て其頭取より願出づる事とせん

○八十七番(大分麻生觀八君)十六番に全感なれども其地組合の五名以上より頭取に申出づる方却て可ならんと信す

○五十九番(山形野附友三郎君)予は百番説に賛成あり一体我々の如き地方は組合規約を添へて願出でたれども縣廳に於ては之を許可せざりし位なり、儘か京都府の組合規則にありしかと思ふ役員の評決を経るに非らざれば連印する事を得ずと云ふ商賣敵きもわり太だ不都合なれば或は其地組合地區五名以上とせば可ならんとは信ずれども要するに這は一の參考迄に過ぎざれば此の場合免も角百番説に同意せり

○百番(福島井上臺介君)本員の説は議題とありしが此の組合準則を布けバ全國全一の組合を生ぜん而して其組合會に於て之を議さば可なり而して其組合起れば頭取も一人設けざるべからざれば矢張り委員に一任し以て彼の組合準則と共に相聯屬せしむれば以て足れりとするのみ

○番外(委員小堀貞吉君)實は百番の御説も種々講究したるあり、就ては原案には一の脱字ありしが爲め斯くは議論を煩はずに至りたるなり乃ち全く「長」の一字を脱せり即ち其地組合長の連印を以て願出づべしとする者なれば茲に其粗漏を謝す

○百番(福島井上臺介君)果して御取調の上をれを夫

もあり又信用もありて常に其組合を代表せるに付頭取の連印ありと答へし所以あり

○五十九番(山形野附友三郎君)然らば其他組合の連印と書して夫れにて可なる乎、組合員とか組長とか何とか記さざれば不都合ならん

○番外(委員今中忠君)御尤なり故に精神は只今陳述はる如くなれば文章の處は可然御修正を乞ふ

○九十九番(大坂小北常太郎君)夫れでは組長の連印を以て願出つべしとして如何

○十六番(東京赤阪藤次郎君)予は組合員五名以上の連印を以て云々と修正せん

○百番(福島井上臺介君)是に疑無き能はず蓋し番外の答辨に依れば結局組合とか組長とか云ふも是れは百番に於ては大に苦む所なり然らば其組合に於て五名以上の連印とせん乎、若し其組合地に於て四名の營業人しか無きときは忽ち營業する事能はざるの結果を生ぜん殊に中には隨意組合もあればあり去り連又組長の印のみにては輕忽に失せり若し此の儘の建白書を政府、議院に提出し若し之を納れて天下に令を布く時に際し實際行はれざる事あれば我が大會の不面目不名譽焉れより太じきは無し故に委員に於ても須く十一月迄に調査を加へ以て適當の文字を加へられん事を庶幾ふ

○十六番(東京赤阪藤次郎君)十六番は單に組合の連印を以て願出づる事とせば立法者も困るべければ其

れで可なり故に組合の下「長」の一字を加ふる事にせん(賛成)の聲あり又採決と呼ぶ者あり

○議長(渡邊徹君)採決せん乃ち原案には百番説の如く組合長とすべき者ありしなれば之に付て採決せん乃ち「組合長」とすべき説に同意の諸君は起立

起立 多數 過半數確定

○議長(渡邊徹君)次に第廿條に移らん(異議無し)の聲起る)即ち異議無きに付自ら原案に確定し

○五十八番(新潟阿部康介君)五十八番は此際納稅期改正の建議に移られたし

六十八番(愛知田中惠美藏君)我々も又一府十三縣贊成の者を得て提出したる者もあれば之を先に議せられたし

○議長(渡邊徹君)然らば此の納稅期改正の請願に關する建議は數通提出せられたれば諸君の參考迄一々書記をして朗讀せしめん

酒造稅納期改正請願の建議

夫レ取稅ノ要ハ其時ヲ得ルヲ貴テ若シ時ヲ得ザレバ即チ民出ス所ニ因ミ實業ノ經濟ヲ傷ヒ生産ノ發達ヲ妨クルコトヤ大ニシテ間稅ニ在リテ特ニ然リトス
我酒造稅則第九條納期ヲ按ズルニ
第一期 四月十五日
第二期 八月十五日

第三期 十一月十五日
第四期 一月十五日

トアリ是ノ豈ニ酒造業ノ經濟ニ適シ酒造稅收納ノ時ヲ得タルモノナ
ラシヤ蓋シ其八月十五日ハ概シテ漸ク蔵テ賣捌ニ着手スルノ時
ニシテ蔵出ノ高未ダ多カラザルノミナラズ其代價ハ商業ノ價行トシ
テ早キモ二三ヶ月ヲ經テ收入ニ至ラザルガ如キ、其十一月十五
日ハ初發貯藏ノ最良酒ヲ販賣セントシ仲買等ハ世上ノ景氣ト氣候寒
冷ニ向ヒ貯藏ニ堪フルヲ以テ先チ争フテ買入レントスルノ期ニシテ
眞ニ釀造家一年ノ秋即チ此機ヲ利シテ價格ヲ保タントスルノ時ナル
ニ納期此際ニ屬シ且ツ釀造ノ季節切迫スルヤ彼ノ買主ハ之ヲ奇貨ト
シ價格ヲ落サントシ相持シテ觀望スルモ賣主ハ納稅ノ爲メニ止ムヲ
得ズ一籌ヲ輸セザルヲ得ザルノミナラズ買主ヲシテ小資本家ノ窮ニ
乘ゼシムルノ弊アルガ如キ、一月十五日ハ納期ノ終リナルモ酒類販
賣ノ終期ハ早キモ五月中ニ際リ其代價ハ此期ニ於テ收入スル能ハ
ザルト時恰モ舊曆季ニ近キ都鄙金銀逼迫ヲ告グ又々釀造中ニシテ米
穀ノ購入ニ忙シキガ如キ皆是レ時ヲ得ザルモノニシテ法期ノ爲メニ
釀造經濟ヲ紊亂セルハ一々叙述ヲ竣タズシテ明カナリ抑モ酒稅ハ尙
ニ間稅ナリ宜シク之ヲ消費ノ事實ニ從テ徵ス可シ現行法ハ會テ更草
ヲ經タリト雖モ尙ホ政府收入ノ利便ニ偏シテ未ダ此機ヲ完フル
能ハズ營業者ハ重稅ヲ負ヒ保約ノ法ヲ守ルノ外又納稅上直接全額ノ
儲蓄ヲ謀リ爲メニ其經濟ノ活動ヲ害シ損失ヲ招キ實ニ困難ナリトス
依テ大ニ現行法ヲ改正シテ

第一期 七月十五日 造石高二分ノ一ニ對スル金額
第二期 九月十五日 全上
第三期 三月十五日 全上
第四期 五月十五日 全上
トシ實業者チテ納稅ノ時ヲ得セシメントシテ政府及帝國議會ニ請願
セントス
右提出候也
明治二十六年六月十二日
愛知縣 十九番 稻生治右衛門 全 四番 神田 雷三

神奈川縣六十三番山田 嘉穀 全 六十四番佐野 義顯
埼玉縣 七十八番横田 真介 群馬縣 六十二番金井 貢
茨城縣 二十五番宮川 作藏 東京府 十六番赤坂 藤次郎
栃木縣 壹 番小堀 貞吉 三重縣 二十六番今中 忠
島根縣 七十七番原 源藏 滋賀縣 三 番中井 莊七
滋賀縣 六 番岡田 八藏 奈良縣 八十五番岡橋治右衛門
奈良縣 八十二番菅生 善一郎 全 八十一番河合 庄次郎
全 七十六番久保 伊平 全 百八十八番乾 槌太郎
千葉縣 三十四番岩瀬 武司 靜岡縣 十一番八木 昇

酒造稅則第九條改正建議案

第九條 造石稅ハ左ノ六期ニ納ム可シ
第一期 七月三十一日限
第二期 九月三十日限
第三期 十一月三十日限
第四期 一月三十一日限
第五期 三月三十一日限
第六期 五月三十一日限
前納稅額殘數ノ全額
一 清酒一百石
此稅金四百圓也
但シ一月三十一日迄檢査濟石數十石ト假定ス
第一期 貳拾圓
第二期 百拾參圓三十三錢三厘

第三期 五拾三圓三拾三錢三厘
第四期 五拾三圓三拾三錢三厘
第五期 五拾三圓三拾三錢三厘
第六期 百六圓六拾六錢六厘

納稅期ノ當否ハ營業上ノ利害ニ關スル少カラシ然ルニ現行ノ納稅期
ハ其當ヲ得ザルガ爲メ營業者ノ不利ヲ感ズルヤ影響ナリ故ニ改正ヲ
請願スルハ必要ト信ズ
右建議候也
明治二十六年六月十二日
阿部 康介
栗林 安兵衛
野附 友三郎

酒造稅則中第四條及第九條中第一項

第三項の變更請願建議案

第四條 免許ハ其年十二月一日ヨリ翌年十一月三十日迄ヲ以テ一期
トス
第九條 造石稅ハ左ノ四期ニ納ム可シ
第一期 四月十五日限
第二期 七月十五日限
第三期 十月十五日限
第四期 一月十五日限
前納稅ノ殘數

理由
原則十月一日ヨリ九月三十日迄ヲ以テ一期トスルハ我本業ノ一大不
利益且ツ不公平云ハザルヲ得ザルナリ何トナレバ不時ノ早造(ボ
タイ造)云フ)ヲ釀造シ賣却以テ前年度ノ第四期納稅ヲ補ハントシ

右提出者

三十三番 小泉源之助
九十八番 富井定助
二百六番 前野善次郎

○五十九番(山形野附友三郎君)予ハ斯くも澤山の建
議案あれバ交渉委員を設けて取纏めん
○十三番(京都安田益太郎君)一々納期に付て採決せ
ば如何にや
○五十八番(新潟阿部康介君)予の建議案ハ會期も切
迫したる事あれバ參考として諸君の考案を願ひ度あ
り併し同種類の者もある以上ハ交渉會を開く方可な
らん

○四番(愛知神田雷三君)本員よりも是出したる納税期改正の建議案あれども予ハ温良恭謙以て之を得るの主義に基き交渉會の議に譲らん
○議長(渡邊徹君)最早正午に垂んたれば休憩すべき筈あれども會期も迫り居るのみならず豫算案は至急を要すべき者にて速決を望まじければ諸君暫く御辛抱を願ひ先づ之か豫算案を議さんとて書記をして議案を朗讀せしむ

全國酒造組合聯合會收支豫算

收入之部 收入總額
一金千貳百七拾圓

内 譯 金八百七拾圓

但一石壹厘つ、

金四百圓

但一ヶ所貳拾錢つ、

支出之部

一金九百五拾圓

内 譯

金六拾圓

金七拾五圓

金六拾圓

金貳百圓

金百六拾圓

現在八拾七萬石

全二千ヶ所

經常費

車務所借家料一ヶ年分

通信及廣告費

印刷費 會報其他

總會費

役員旅費

但役員二十八平均往復四百哩二回 役員手當

金貳百八拾圓 但一日一名壹圓ツ、二十名分二回ノ内

金拾五圓 備品

金三拾六圓 消耗品

金六拾四圓 雜費

金三百貳拾圓 臨時費

内 譯

金七拾圓 臨時旅費

但平均三百五十哩往復十名分

金百圓 同日當十日分

金五拾圓 同雜費

金百圓 組合擴張派出員費

○十八番(愛知山盛岩太郎君)會則案には書記と云ふ明文ありしも此の支出豫算案には是れ無きが這ハ雜費中に組入れたる者を見て可なるや

○番外(委員今中忠君)御尋の如く常雇にせず臨時雇の者に付雜費中に組入れたるなり

○四十八番(高知堀見馬之助君)此の支出部にある百圓の組合員派出費は東上費あらんが派出費及造石取調費と云ふ文字を挿入せん何とあれば現は造石高を隱蔽せりとの説もあれば實際之を取調べしめんが爲め斯くは修正せん

外國輸入酒を販賣する者ハ何酒を問はず一石廿五圓の割を以て營業税を課することを請願する事

理由

本年法律第十七號ヲ以テ酒精營業税法ヲ發布シ我酒造營業者ニ保護ヲ與ヘントスト雖此之が爲メ更ニ其輸入名義ヲ變換シテ輸入セントスルノ恐アリ即ちあるこゝるニ色ヲ附ケぶらんて一其他表面ノ種々ノ名ヲ附シテ内實あるこゝるノ輸入ヲ爲スハ明鏡ニ懸ケテ見ルガ如ク明カナリ
今之ヲ防グハ酒精營業税法ノ精神ヲ違スル上ニ於テ最モ必要ノ事ニシテ其道ハ外國輸入酒ヲ販賣スル者ハ何酒ニ拘ラズ總テ一石二十五圓ノ割ヲ以テ營業税ヲ課スルノ一途ニマリト信ス
右建議候也

提出者 七十三番 永井仙十
十六番 赤坂藤次郎

○副議長(小堀貞吉君)滿場別に反對無ければ自ら採用する事に決す

○四十八番(新潟阿部康介君)只今の建議案成立せしが總て西洋酒を販賣する者に對し課税する者の如くに聞きしが其西洋酒中にては蒸溜酒は依りて課する者なるや如何

○七十三番(愛知永井仙十君)總て何酒を問はず蒸溜釀造の區別無く麥酒もブランデーも總て洋酒の名目ある者にハ舉て賦課するあり

○六十七番()納期改正の建議に對しては休憩中交渉會を開き以て三通の建議を一に取纏められたれは之を提出せん

(賛成ノの聲あり)

○三十四番(千葉岩瀨武司君)本案には意見あるに付喫飯後に議せられたる

○議長(渡邊徹君)實は會期も今日限りに付ては大に至急を要する件もあれば御迷惑あれども是非直に決議ありたし

(原案賛成、異議無しと呼ぶ者あり)

○議長(渡邊徹君)然らば採決せん乃ち本案に對しては四十八番の「百圓の組合擴張派出費の下へ、造石取調費」と云ふ文字を挿入するの一説あれば先ず之を採決せん乃ち四十八番説に同意の諸君は起立

起立 多數

過半数可決

○議長(渡邊徹君)然らば之にて確定議としては如何にや(異議ノ無しと云ふ者多し)乃ち滿場別に異議無きに付自ら之に確定したる者と認むる旨を告げ茲に於て休憩を命ず(干時零時十五分)

六月十二日午後二時廿七分開議

出席議員午前全

○副議長(小堀貞吉君)議長席に着て曰く是より開議せん就てハ七十三番より一の建議を提出せられたれハ先づ此の建議の第一讀會を開かんとて書記をして議案を朗讀せしむ

○副議長(小堀貞吉君)然らば交渉會より成立せしめ納期改正の建議案を議さんと書記をして之を朗讀せむ

酒造稅則第九條修正建議

酒造稅則第九條造石稅は左の四期に納む可し

- 第一期 七月十五日限
- 但十月一日より一月卅一日迄検査濟石數に係る稅額の半數
- 第二期 九月十五日限
- 但二月一日より五月卅一日迄検査濟石數に係る稅額の三分の一併に第一期殘數
- 第三期 三月十五日限
- 但六月一日より九月卅一日迄検査濟石數に係る稅額の全數并に第二期検査濟石數に係る三分の一
- 第四期 五月十五日限
- 但し前納額の殘額

(異議無し)と云ふ者多し

○副議長(小堀貞吉君)滿場別に異議無きに付自ら之に決したる者と認めむ

○六番(滋賀岡田八藏君)一寸御心得迄に申述べん六號議案を議せらるに付てハ本員外數名よりも之に類似の建議を提出し置きたれを何卒異なる點のみを滿場に報告せられん事を望む

金八十錢ヲ納ム可シ

第三條 自家用料ノ酒類ヲ製造スルヲ得ス

第五條 自家用料ノ酒類ハ一家内ニ於テ一期製造高一石(二種以上製造スル者ハ總石數ヲ合算ス)ヲ超ユルヲ得ス

○副議長(小堀貞吉君)最も本案に似よりの建議案あれば一應書記をして之を朗讀せしめん

酒造稅則附則中改正建議案

- 第一條 自家用料ノ酒類ヲ製造セントスル者ハ官廳へ届出テ免許證ヲ受ケ左ノ區別ニ依リ製造稅ヲ納ムヘシ
- 甲種 金壹圓
- 乙種 金八拾錢
- 左ニ掲グルモノハ乙種ノ免許ヲ受クルコトヲ得ズ
- 一 官吏ノ待遇ヲ受クル者
- 二 所得稅ヲ納ムル者
- 三 地租金五圓以上ヲ納ムル者
- 四 前各項ノ者ノ全居ノ家族及同居者
- 第三條 自家用料ノ酒類ハ一家内ニ於テ一期中製造總數左ノ制限ニ超過スルコトヲ得ズ
- 甲種 乙種各壹石以内
- 第四條 製造酒類ハ濁酒ニ限ル
- 理由
- 甲種免許者ハ固ヨリ中等以上ノ生計者ニシテ營業酒ノ需用ニ堪ユル者ナラバ本酒造稅則造石稅ノ比率ニヨリ前項ノ稅額ヲ課シテ妥當ノ者也
- 右提出候也
- 六番 岡田 八藏 三番 中井 莊七
- 百廿九番 西田 忠兵衛 百十四番 中 卯三郎
- 百十五番 福井 彌平 百四十六番 伊藤 治三郎

○副議長(小堀貞吉君)然らば次に第六號議案を議さんと述べ乃ち書記をして議案を朗讀せしむ

第六號議案

酒造稅則附則中改正

第一條 自家用料ノ酒類(飲料に用ヒ醬油等に混入し及び其他の用に供スルもの)を製造せんとする者は官廳に届出免許證札を受け左の區別に依り製造稅を納むヘシ

- 甲種 三圓
- 乙種 五十錢
- 左に掲ぐる者は乙種の免許を受くることを得ず
- 一 官吏及官吏の待遇を受くる者
- 二 所得稅を納むる者
- 三 地租五圓以上を納むる者
- 四 前各項の者の同居の家族及同居者
- 第三條 自家用料ノ酒類ハ濁酒ノ外製造をるを得ず
- 第五條 自家用料ノ酒類ハ一家内ニ於テ一期製造總數左ノ制限を越ゆることを得ず
- 甲種 一石以内
- 乙種 一石以内

(理由) 本改正ノ理由ハ昨年十二月帝國議會ニ提出シタル請願書ニ於テ明カナルヲ以テ茲ニ其說明ヲ省略ス

第一條 自家用料ノ酒類(飲料用ヒ醬油等ニ混和シ及ヒ其他ノ用ニ供スルモノ)ヲ製造スルモノハ官廳へ届出製造免許證札ヲ受ケ證札料

- 百四十四 川原林橋郎治 百四十五番 磯野 幸七
- 百四十三番 宮村 猪平 百四番 中村 正平
- 百廿七番 望月 長司 百六十番 森邊源四郎
- 百四十二番 福山 源吉 百四十番 前川 善一郎

○五十九番(山形野附友三郎君)原案と建議案の異なる點は乙種の五十錢と八十錢あるが予は建議案の如く八十錢とするを可とす

○九十番(熊本宮田武平太君)本員ハ此の六號議案大體に付ては賛成を表す所なれども第三條中の「自家用料ノ酒類ハ濁酒ノ外製造スル事ヲ得ス」とあり之にハ反對なり何となれば這は極めて困難を感ず事にて實際言ふべくして行われざるあり現に我が人吉の如きハ濁酒を用ひずして焼酎のみを用へり然るに原案の如くなりせば此等の事情の爲め政府に向て請願するも實際六ヶ敷事なり故に焼酎稅を第二類とし而して濁酒は甲種四圓、乙種一圓とせん依て茲に焼酎稅を第二類に編入する建議を提出せん

○五十九番(山形野附友三郎君)只今の建議ハ濁酒の外と雖も製造し得ると云ふの意見なるや

○九十番(熊本宮田武平太君)然り原案の如く濁酒の外製造する事を得ずとせば爲めに焼酎の自家用料を出願する事能はず故に濁酒を一類とし焼酎を二類とし而して濁酒の甲種を金四圓、乙種を金壹圓と修正するの建議あり

○五十九番(山形野附友三郎君)然らば何れも一石以

内の制限なるや

○九十番(熊本宮田武平太君)然り

○六十七番(東京酒井泰君)種々の説あれども逐條議に付て採決せば速ならん

○八十七番(大分麻生觀八君)六十七番の如く速に逐條議に移るべし

○副議長(小堀貞吉君)然らば本案の第二讀會を開き先づ第一條を議さん

(議案省略)

○八十三番(兵庫木原熊吉君)原案替成

○七十三番(愛知永井仙十君)乙種を八十錢とする建議案に賛成

○六十五番(山形中村作右衛門君)六十五番も又八十錢説に同意す

○六十八番(愛知田中惠美藏君)予も又江州の人の建議に賛成あり元來大藏省に於ても此の方針あるに原案は之を五十錢としたるは恐らく誤植ありと信じて疑はざるあり

○五十八番(新潟阿部康介君)予は五十錢説に同意する者あり元來是迄自家用料酒に對しては頗る苛税ありしなれば縱令之を八十錢とするも尙ほ重説なり故に予は五十錢よりも尙ほ減心度考はあれども今日の場合に到底行はれざるべければ先づ五十錢を可と認む蓋し乙種の者たる極貧民か濁酒を酌む者にして其貧困の狀たる所謂晨に星を載て出で暮には月を望

○副議長(小堀貞吉君)異議の申立ある以上は致方無ければ指名點呼を行はん、就てハ一々姓名を呼ぶに付八十錢、五十錢と云ふ事を各々述べられたし

(此間指名點呼を行ふ)

○副議長(小堀貞吉君)指名點呼の結果を報道せん

總數七十三内

八十錢説 五十九名

五十錢説 十四名

乃ち八十錢説に可決せり、次ハ第三條を議さん

○八番(兵庫渡邊徹君)第三條の「自家用料酒ノ酒類ハ濁酒ノ外製造スルヲ得ズ」とある件に付ては先刻九州地方の人より辨明ありしか予も又大藏省に到り、又名古屋大會に於ても請願の要點を取調べたる事あり如何にも九州、鹿児島縣は悉く清酒を造り又焼酎をも造るを以て原案の如くせば實際障礙を生じ爲めに請願の目的を達する事能はず故に但し書を附け以て或る地方に依りてハ焼酎をも製造し得べき血路を求め置かん

○七十三番(愛知永井仙十君)予は弊害を醸生せん事を恐れ單に「自家用料酒ノ外ハ製造スル事ヲ得ズ」とせん

○五十九番(山形野附友三郎君)只今八番より地方に依り焼酎をも造る事を得るの但書を掲げ設けんと述べたれども斯の如きは到底行れざる事にして地方に依りて、許す、許さぬとせば立法者も又大に困難を

で歸る如き農民なれば博愛主義を以て原案に賛成す
○五十九番(山形野附友三郎君)八十錢説に同意す五十八番の説は貴族院に行はれたるか一休貧民と云へ五十錢も納税して醸造する者あれば決して貧民とは云ふべからず、否綽々大に餘裕ある者ならん
○六十八番(愛知田中惠美藏君)予は討論終結の動議を提出せん

○十九番(愛知稻生治右衛門君)左に掲ぐる者云々の二と三とは權衡を失する者と思ふ何とれば所得税を収むる者と地租金五圓を納むる者とは遙に高低の差あれば地租金五圓とあるを十圓とすべし
○百四十番(滋賀前川善一郎君)予は滋賀縣の有志者あるが(もふよせ)と呼ぶ者多し元來滋賀縣の餘程詳細なる調査を遂げたり然るに現行法を五十錢とするの必要無し(以下述べたれども滿場頻りに拍手して妨げたる爲め聞取る事能はず)

○副議長(小堀貞吉君)採決せん本條に付てハ種々の説あれども要は只乙種を八十錢にすべきや將た五十錢とすべきやの兩説なれば之に依り採決せん乃ち先づ六番説の如く八十錢説に同意の諸君は起立

起立多數
○副議長(小堀貞吉君)起立多數と認む……多數に付之に決せん

(異議申立を爲す者多し、又指名點呼を行へど云ふ者多し)

れば飽迄も反對なり

○三十四番(千葉岩瀬武司君)三十四番は八番に賛成なるが一體獨きに九州の人より焼酎をも製造し之を自家用料酒の慣習とせりと述べしか豈に雷九州のみならずや伊豆八丈島杯にも焼酎を造れり而して其蒸溜は彼の薩摩芋より絞り取る者にて東京府杯に關係あり然るに是れをして自家用料酒の免許税とするハ不都合なりかるが故に更に七十三番説に同意せん

○廿一番(新潟小田仁作君)七十三番に賛成

○八番(兵庫渡邊徹君)予も又七十三番の如くせば異存無きに付更に前説を取消して七十三番に同意せん
○六十八番(愛知田中惠美藏君)是は最早議論を要すべき程の者に非らず何とあれハ酒精法律に依りて自ら明なればあり乃ち現行法に依れば是らの條文無くとも明なればあり即ち現行法に依りて自ら消滅したるものと信じて可なるに付之を削除せん

(賛成)と呼ぶ者あり

○百番(福島井上臺介君)田中君に賛成
○七十三番(愛知永井仙十君)然らば予も自説を取消して田中君に同意せん

○副議長(小堀貞吉君)最早論旨盡きたれば採決せん乃ち本條に付ても種々の説あれども先づ田中君の説に依り採決せん乃ち田中君の説の如く本條を削除すべしとせる諸君は起立

起立 多數 過半数可決

○副議長(小堀貞吉君)次に第五條を議さん

(異議無し)と呼ぶ者多し

○副議長(小堀貞吉君)本條に付ては満場別に異議無ければ自ら原案に可決したる者と認む是れにて第六號議案の第二讀會は終りたるに付ては三讀會を開くべきをあれども便宜の爲め之を以て確定として如何(異議無し)と呼ぶ者あり乃ち満場異議無きに付之にて確定したるものと認む次に赤阪藤次郎君より一の建議を提出せられたれば之か採否を決せんとして乃ち書記をして建議案を朗讀せしむ

建議書

一酒造稅則第三條中酒精造石稅免除ヲ請願スル事

理由

法律第拾七號ヲ以テ發布サレタル酒精營業稅法ニ據ル時ハ總テ酒精營業人ハ一石ニ付金貳拾五圓ノ稅ヲ納メサルヲ得ズ然ルニ一方ニ於テ酒造稅則第三條ハ第二類蒸溜酒ニ對シテ一石金五圓ノ造石稅ヲ課スルノ目ヲ示セリ即チ内國蒸溜ノ酒精ヲ販賣セントスル者ハ營業稅二十五圓ノ外ニ造石稅五圓合テ三十圓ヲ官ニ収メザル可カラズ是レ果シテ至當ナルモノナリヤ否ヤ吾業者ノ最モ注意スベキ要點ナリ見ヨ内國製ノ酒精ヲ營業セント欲スル時ハ斯ノ如ク多額ノ稅ヲ重課サルニモ拘ラズ外國輸入ノ酒精ヲ販賣スル者ハ唯營業稅法ノ範圍ニ於テ金二十五圓ヲ收メバ已ニ可ナリ是レニ依テ之ヲ見ル時ハ内國ノ酒精生産ハ却テ之ヲ抑制シ其ノ増殖ノ勢ヲ殺ムモノニ非ズヤ世人或ハ曰ク現今内國製ノ酒精ハ僅々三四千石ニ過ギズ豈其ノ稅額

ラズ却テ一石ニ付キ五圓二三十錢ノ稅ヲ納ムルノ結果ト爲ルナリ而シテ酒精ノ如キ亦一石四圓ノ稅ヲ課スルハ重課ニ屬スル者ニシテ吾人亦其ノ輕減ヲ熱望スル所況シテ酒精ヨリ下劣ニシテ而シテモ下等社會ノ外需用ナキ寧ロ欄ムベキ増進ニ俯仰スル濁酒ニ對シテ同一ノ稅ヲ課スルハ吾人甚ダ苦痛ヲ感ズル所ナリ是レ等ハ宜シク清濁二酒ノ品位性質ノ相異ナル所ヲ審ニシ濁酒稅一石金二圓ノ稅ニ輕減セントハ吾々ノ深ク當路ニ望ムト所スルヲ以テ敢テ政府ニ請願セント欲スル所以ナリ

明治廿六年六月十日

東京酒造業組合員代表 赤坂藤次郎

○七十三番(愛知永井仙十君)一寸建議者に質問せん

○副議長(小堀貞吉君)建議者は只今離席したるが若し御質問なれば予の信する丈けり予より答辨せん

○七十三番(愛知永井仙十君)然らば議長に質問せん建議者は五圓の減稅を願ふなる者はたつた五圓……五圓位負けて貰つて夫れで營業になり升か

○副議長(小堀貞吉君)營業になるや否やは答辨の限りに非らず

○七十三番(愛知永井仙十君)原料……舶來は廿五圓なるにも拘らず夫れに何をや僅か税金の五圓を喋々する建議は不可なり

○副議長(小堀貞吉君)然らば採用すべからずと云ふ

ノ輕重ヲ論ズルニ及バンヤト、然レドモ是レ實ニ皮相ノ見ト謂ハザルベカラズ見ヨ内國ニ於テ製スル酒精ノ量ハ實ニ僅少ナリト雖田夫ノ外國ヨリ輸入スル者ハ殆ト年々三四十萬圓ノ多額ニ上レルニ非ズヤ而シテ是レ皆テ内國ニ於テ需用シ盡ストセバ其ノ要スル所必シモ僅少ニアラズ故ニ今若シ酒精蒸溜稅ヲ免スルハ勿論尙進シテ内國ノ酒精工業ニ對シテ歐洲諸國ガ其國ノ酒精ヲ保護スルガ如ク保護ヲ與ヘンカ内國ニ要スルニ三四十萬圓ノ酒精ノ需要ハ遂ニ内國人ニ於テ之ヲ製出供給スルニ至ルベキヤ明カナリ然ラバ乃チ酒精營業稅ヲ以テ外國輸入ノ障礙ヲ防シスルガ上ニ尙且内國製ヲ以テ之ヲ壓倒シ得ベシ此點ニ於テ見ルモ業ニ已ニ免稅ノ頗ル我國産發達ノ一助ニシテ外國輸入ヲ禁壓スル一手段ニ非ズヤ然レドモ斯ノ如キハ稅權全ク恢復スルノ際ニ非ザレバ之ヲ達ス可カラズトモ暫クハ之ヲ忍バザルヲ得ザルニモ現行酒精造石稅課スルハ頗ル公平ヲ失スル者ニシテ吾人ノ大ニ遺憾トスル所ナリ等シク是レ酒精販賣ヲ以テ營業ト爲ス以上ハ其ノ酒造者ノ酒精營業ト通常ノ酒精營業トニ關セズ皆ナ同ジク營業稅法ノ範圍ニ於テ納稅ノ義務ヲ盡セバ可ナリ酒精蒸溜稅ヲ收メシメタル上尙且營業稅ヲ課スルガ如キハ豈酷ニ過グル者ニ非ザルガ吾人ガ政府ニ向テ酒造稅則第三條中酒精造石稅ノ免除ヲ請願セント欲スル所以蓋シテ天下ノ非トスル者アラザルヲ信ス

一酒造稅則第三條中第一酒類の造石稅を區別し濁酒稅を一石二圓に輕減せられんとを請願する事

理由

清酒ト濁酒トヲ問ハズ總テ第一類酒ノ造石稅ハ一石ニ付キ金四圓ヲ課ストハ現行酒造稅則ノ律スル所トス然ルニ元來濁酒ノ稅額ハ其ノ釀ニ就テ査定シテ賦課サル者ナリ併シナガラ近來ハ此釀ヲ以テ直チニ飲料ニ供給スル能ハズ必ズ一應此釀ヲ壓搾シ所謂中汲ト成シテ初メテ販賣シ得ルガ故ニ現行釀ニ就テ課稅スルハ頗ル其ノ當ヲ失セル者アラズンバアラズ即チ須ラク清酒濁酒ヲ區別セザル可カラズ如何トナレバ現行稅則ノ如ク清濁兩酒同ジク一石四圓ヲ課ストシ之ヲ換算セバ濁酒ハ七斗五升乃至八斗ニ於テ已ニ四圓ノ稅ヲ課セラレ事實トナリ即チ濁酒ハ清酒ヨリ其性質下劣其ノ賣價低廉ナルニ拘

趣旨ある乎

○七十三番(愛知永井仙十君)左様……勘定に掛らぬ

○六十八番(愛知田中惠美藏君)予ハ此の建議ハ問題とせべきものに非らずと思ふ何となれば酒精法に依りて明に再酒精ハ全一の物件に對して二つの支配を受くべき者に非らずとせり故に法律第十七號に抵觸する者は自然消滅として可なれば議題の問題とすべ

○副議長(小堀貞吉君)然らば取返す事にせん次に尙は建議もあれども先づ先刻七十三番より提出せられたる(外國輸入酒を販賣する者は何酒を問はず一石廿五圓の割を以て營業稅を課と云々)の建議に對する第二讀會を開かん

(建議案の前に抄出せしを以て略之)

○五十九番(山形野附友三郎君)此建議に賛成す元來此の事ハ或は無理かハ知らざれども常にあるこゝる稅の目的を達せん上に付ては一番運動するも可あり何とあれは所謂財源を我に吸收する者あればあり併し實際行はれ得べきや否やハ知らざれども強ち出來

あいと斷言するに及ばず若し外交上治外法權を撤去すと云ふ大問題ありせば容易に手を出す能はざるも只一部の行政上より財源を我に吸收するに於ては政府も躊躇せざるべしと信するに付兎も角賛成し置かん

起立 多數 過半数可決

○副議長(小堀貞吉君)次に第五條を議さん

(異議無し)と呼ぶ者多し

○副議長(小堀貞吉君)本條に付てハ滿場別に異議無ければ自ら原案に可決したる者と認む是れにて第六號議案の第二讀會は終りたるに付ては三讀會を開くべき亦れとも便宜の爲め之を以て確定としては如何(異議無し)と呼ぶ者あり)乃ち滿場異議無きに付之にて確定したるものと認む次に赤阪藤次郎君より一の建議を提出せられたれば之か採否を決せんとして乃ち書記をして建議案を朗讀せしむ

建議書

一酒造稅則第三條中酒精造石稅免除ヲ請願スル事

理由

法律第拾七號ヲ以テ發布サレタル酒精營業稅法ニ據ル時ハ總テ酒精營業人ハ一石ニ付金貳拾五圓ノ稅ヲ納メサルヲ得ズ然ルニ一方ニ於テ酒造稅則第三條ハ第二類蒸溜酒ニ對シテ一石金五圓ノ造石稅ヲ課スルノ目ヲ示セリ即チ内國蒸溜ノ酒精ヲ販賣セントスル者ハ營業稅二十五圓ノ外ニ造石稅五圓合せて三十圓ヲ官ニ收メザル可カラズ、是レ果シテ至當ナルモノナリヤ否ヤ吾業者ノ最モ注意スベキ要點ナリ見ヨ内國製ノ酒精ヲ營業セント欲スル時ハ斯ノ如ク多額ノ稅ヲ重課サル、ニモ拘ラズ外國輸入ノ酒精ヲ販賣スル者ハ唯營業稅法ノ範圍ニ於テ金二十五圓ヲ收メバ已ニ可ナリ是レニ依テ之ヲ見ル時ハ内國ノ酒精生産ハ却テ之ヲ抑制シ其ノ増殖ノ勢ヲ殺ぐモノニ非ズヤ、世人或ハ曰ク現今内國製ノ酒精ハ僅々三四千石ニ過ギズ豈其ノ稅額

ラズ却テ一石ニ付キ五圓二三十錢ノ稅ヲ納ムルノ結果ト爲ルナリ而シテ清酒ノ如キ亦一石四圓ノ稅ヲ課スルハ重課ニ屬スル者ニシテ吾人亦其ノ輕減ヲ熱望スル所況ンヤ清酒ヨリ下劣ニシテ而シモ下等社會ノ外需用ナキ弊ヲ憫ムベキ増進ニ俯仰スル酒造ニ對シテ同一ノ稅ヲ課スルハ吾人甚ダ苦痛ヲ感スル所ナリ是レ等ハ宜シク清酒ニ酒ノ品位性質ノ相異ナル所ヲ審ニシ濁酒稅一石金二圓ノ稅ニ輕減センハ吾々ノ深ク當路ニ望ムト所スルヲ以テ敢テ政府ニ請願セント欲スル所以ナリ右二件ハ本組合ガ夙ニ其利害得失ヲ審查シタル所幸ヒ今同ノ大會ニ遣遇セルヲ以テ茲ニ之ヲ提出シ大ニ滿場ノ贊同ヲ請ハント欲スル者ナリ大會各員請フ本建議ノ精神ヲ諒察シ至公至正地方的感懷ヲ去リ熱議ヲ竭クシ之ヲ通過セシメテ以テ大會決議ノ請願中ニ編入セラレンコトヲ熱望ニ堪ヘズ敢テ建議ス

明治廿六年六月十日

東京酒造業組合員代表

赤坂藤次郎

○七十三番(愛知永井仙十君)一寸建議者に質問せん

○副議長(小堀貞吉君)建議者は只今離席したるが若し御質問なれば予の信する丈けり予より答辨せん

○七十三番(愛知永井仙十君)然らば議長に質問せん建議者は五圓の減稅を願ふなる者はたつた五圓……五圓位負けて貰つて夫れで營業になり升か

○副議長(小堀貞吉君)營業になりや否やは答辨の限りに非らず

○七十三番(愛知永井仙十君)原料……舶來は廿五圓なるにも拘らず夫れに何をや僅か税金の五圓を喋々する建議は不可なり

○副議長(小堀貞吉君)然らば採用すべからすと云ふ

ノ輕重ヲ論ズルニ及バンヤト、然レドモ是レ實ニ皮相ノ見ト謂ハザルベカラズ見ヨ内國ニ於テ製スル酒精ノ量ハ實ニ僅少ナリト雖ト夫ノ外國ヨリ輸入スル者ハ殆ト年々三四十萬圓ノ多額ニ上レルニ非ズヤ而シテ是レ皆チ内國ニ於テ需用シ盡ストセバ其ノ要スル所必シモ僅少ニアラズ故ニ今若シ酒精蒸溜稅ヲ免スルハ勿論尙進デ内國ノ酒精工業ニ對シテ歐洲諸國ガ其國ノ酒精ヲ保護スルガ如ク保護ヲ與ヘンカ内國ニ要スルニ三四十萬圓ノ酒精ノ需要ハ遂ニ内國人ニ於テ之ヲ製出供給スルニ至ルベキヤ明カナリ然ラバ乃チ酒精營業稅ヲ以テ外國輸入ノ障礙ヲ防遏スルガ上ニ尙且内國製ヲ以テ之ヲ壓倒シ得ベシ此點ニ於テ見ルモ業ニ已ニ免稅ノ額ル我國産發達ノ一助ニシテ外國輸入ヲ禁壓スル一手段ニ非ズヤ然レドモ斯ノ如キハ稅權全ク恢復スルノ曉ニ非ザレバ之ヲ達ス可カラズトモ暫クハ之ヲ忍バザルヲ得ザルニセヨ現行酒精造石稅課スルハ頗ル公平ヲ失スル者ニシテ吾人ノ大ニ遺憾トスル所ナリ等シク是レ酒精販賣ヲ以テ營業ト爲ス以上ハ其ノ酒造者ノ酒精營業ト通常ノ酒精營業トニ關セズ皆同ジク營業稅法ノ範圍ニ於テ納稅ノ義務ヲ盡セバ可ナリ酒精蒸溜稅ヲ收メシメタル上尙且營業稅課スルガ如キハ豈酷ニ過グル者ニ非ザルカ吾人ガ政府ニ向テ酒造稅則第三條中酒精造石稅ノ免除ヲ請願セント欲スル所以蓋シ天下之ヲ非トスル者アラザルヲ信ス

理由

一酒造稅則第三條中第一酒類の造石稅を區別し濁酒稅を一石二圓に輕減せられんとを請願する事

理由

清酒ト濁酒トヲ間ハズ總テ第一類酒ノ造石稅ハ一石ニ付キ金四圓ヲ課ストハ現行酒造稅則ノ律スル所トス然ルニ元來濁酒ノ稅額ハ其ノ醪ニ就テ査定シ之ヲ賦課サル、者ナリ併シナガラ近來ハ此醪ヲ以テ直チニ飲料ニ供給スル能ハズ必ズ一應此醪ヲ壓搾シ所謂中液ト成シテ初メテ販賣シ得ルヲ故ニ現行醪ニ就テ課稅スルハ頗ル其ノ當ヲ失セル者ナラズンバアラズ即チ須ラク清酒濁酒ヲ區別セザル可カラズ如何トナレバ現行稅則ノ如ク清酒濁酒同ジク一石四圓ヲ課ストシ之ヲ換算セバ濁酒ハ七斗五升乃至八斗ニ於テ已ニ四圓ノ稅ヲ課セララ、事實トナリ即チ濁酒ハ清酒ヨリ其性質下劣其ノ賣價低廉ナルニ拘

る第二讀會を開かん

○五十九番(山形野附友三郎君)此建議に賛成す元來此の事ハ或は無理カハ知らざれども常にあるこゝる稅の目的を達せん上に付ては一番運動するも可あり何とあれは所謂財源を我に吸收する者あればあり併し實際行はれ得べきや否やハ知らざれども強ち出來あいと斷言するに及ばず若し外交上治外法權を撤去すと云ふ大問題ありせば容易に手を出す能はざるも只一部の行政上より財源を我に吸收するに於ては政府も躊躇せざるべしと信ずるに付兎も角賛成し置かん

○四番(愛知神田雷三君)七十三番に同感
 ○八番(兵庫渡邊徹君)予は反對なり若し幸にして此
 事行はれ得べしとせば可成れども然れども麥酒も
 葡萄酒も何も蚊も營業税を取るは實際言ふべくして
 行はれざるべし、既に其行はれざるを知りつゝ、請願
 するは實に本會の價値無きに非らずや加之あらざる本
 會の請願建白は實に十數あり然るに尙ほ此の上向で
 も請願するに却て不可あり寧ろ大なる……眼前に迫
 れる焦眉の者を先にし他は暫く見合はず事とせん
 ○七十三番(愛知永井仙十君)一寸八番に辨じ置かん
 元來前にはあることを稱して一の制裁ありたれど
 も後ふらんで一とか種々變じて輸入し來りたるより
 遂に無効となるに至りしなり斯くては實際政府は立
 派なる酒精法を發布し置き乍ら却て此業の保護心無
 きの譏りを免れん然り而して今日大會の企業者は一
 千六百萬圓と云ふ巨額の納税を爲すにも拘らず企業
 者の團結は僅に二分五厘にも満たざるも若し是等全
 數の團結を爲して運動すれば容易に之が目的を達し
 得べしと信するに付之を提出せし所以あり
 ○二十九番(京都中村松之助君)只今七十三番の御
 辨解ありしにも拘らず到底今日の有様にてハ之が目
 的を達する事能はざるべしと信するに付八番説の如
 く不可採用論を唱へん
 ○百番(福島井上蓋介君)建議の精神に同意する處
 なれども建議文の如くせば大に害あり併し乍ら縱令

何種類の區別を立てずとも外國より名を改めて輸入
 する曉には詮無き事なれば予は委員に調査を附托せ
 しめん蓋し請願する事は可なり……固より予も大に
 主張する所なれども輕々に附せべからざるに付宜敷
 委員の手に於て調査を加へ然る後緩急の度を謀りて
 請願せられたし
 ○六十八番(愛知田中惠美藏君)只今のは至極名論卓
 説なれハ之を賛成す元來我邦にあるこの酒法ハ大
 に困る故に何と政府に於ても彼の酒精に着色し又
 は變名を附したる者の輸入を防かん其方法を我が大
 會の正副議長并に常議員に一任し以て此役員諸君ハ
 直に政府に向ひ大藏大臣を頭を突き合して扱ておな
 たはどうなさるか云ふ談判を爲さ併せて大臣の意
 見をも聞き然る後陳情の手續を履まれん事を庶幾ふ
 ○五十九番(山形野附友三郎君)百番の説ハ至極結構
 あり抑も今日の形勢たる我に五割の利あれば彼に八
 割の利あり是れ對等條約の行はれざるに座するのみ
 又如何とすべからずして根本上我々の權利を減殺
 せられたるなり然りと雖ども今我々營業者か條約の
 改正を求め稅權の恢復を謀らん事ハ容易に行はれざ
 る事なれば建議者に於て別に不同意無くんば百番説
 の如くして如何にや
 ○七十三番(愛知永井仙十君)其方法は如何にあらも
 只建議の目的と達し得べくんば夫れにて可なり
 ○十五番(徳島紅露坦三郎君)予は一体此の建議は焦

眉に急かり稱して請願すべき程の者にも非らずと思
 へり元來酒精法の發布以來日尙ほ淺ければ實際摸造
 品あるには相違無きも楮て何に……是れ……が果
 して摸造品なりと云ふとを知らぬ者もあるに今俄に
 此の建議を出すハ早計に失ざるを以て他に適當の方
 法を發見したる上議す事とせん
 ○副議長(小堀貞吉君)然らば最早論旨も盡きたりと
 認むれば採決せん乃ち此の七十三番の建議に對して
 ハ百番の委員附託説あれば先づ之より採決せん、乃
 ち百番の説に同意の諸君ハ起立
 起立 多數 過半数可決
 ○副議長(小堀貞吉君)次に五十八番阿部君外二名よ
 り提出の建議あれば之が可否を決せんと宣べ乃ち書
 記をして建議案を朗讀せしむ

○五十八番(新潟阿部康介君)諸君も御承知の如く現
 今の課稅法は太だ苛酷なる者にして洋引を含蓄した
 る者に尙ほ四圓の税金を徴せり然るに此の國稅は間
 稅にして消費者に課稅すべき者なるに斯の如くせば
 實際間稅の性質に反せり故に此の目的を以て百分の
 三は洋引減量に加へんとす何卒諸君に於ても本案を
 通過せん事に努められたし
 ○四番(愛知神田雷三君)五十八番に大賛成なり
 予も又平素何か適法を設けざるべからずと苦慮せし
 事なれハ無論之を賛成すると同時に一寸建議者に問
 はん此の百分の三とせしハ調査せられたる乎
 ○五十八番(新潟阿部康介君)否、想像然れども我々
 營業者の經驗もある事なれば百分の三として大差無
 からん
 ○四番(愛知神田雷三君)然らば予は之を百分の二と
 修正せん
 ○百廿番(静岡袴田京次郎君)予も又賛成にして百分
 の二と三とかの洋引を減せるに取て不可なけれ

參照
 第廿條 清酒ハ搾り揚ケ洋引前濁酒白酒ハ釀ノ儘其他ノ酒類ハ製成
 ノ上釀造石數ノ検査ヲ受ケベシ
 右建議候也
 阿部 康介
 栗林 安兵衛
 野附 友三郎
 明治廿六年六月十二日

建 議
 酒造稅則施行細則第廿條に左の但書一項を挿入す
 る事を主務省に請願する事
 「但シ清酒ハ洋引減量ノ爲メ石數百分ノ三ヲ除キ
 課稅石數ト定ム」

理 由
 酒造稅ハ間稅ニシテ消費者ノ負擔スルモノナリ然ルニ洋引以前ニ
 検査ヲ受ケ洋引減量ニモ課稅スルハ間稅ノ性質ニ矛盾ス故ニ洋引
 以後ニ於テ確定石數トスルハ至當ニシテ検査等ノ手數ヲ省キ減量
 ヲ一定スルハ頗ル當テ得ルモノト信ス

とも併しその請願書を澤山提出して悉く行はるべき者に非らず蓋し税則の改正を求むる以上は隨て此等の事も行はるれば要するに滓引減量の事は未あれば予は此の場合反對あり

○五十九番(山形野附友三郎君)只今の説の如き消極的の方針を執るとせば我大會は實に名ありて實無き者ならん而して何も此の建議はあれも是れもと云ふに非らず縦令是れありとするも若し税則中百條共不完全の事あれば何ぞ之を改正するに躊躇する事か是れあらんや去れば悪きあれば捨つべきも可なる建議ありせば宜しく採用すべし

○副議長(小堀貞吉君)最早論盡きたれば採決せん乃ち此の建議に對して百廿番の不可採用説あれば先づ此の反對説より起立に諮はん、乃ち百廿番説に同意の諸君は起立

起立 少數 消滅
○副議長(小堀貞吉君)次に建議採用すべしとする諸君は起立

起立 多數 採用せるに決ま
○副議長(小堀貞吉君)然らば採用せる事に決したる以上は滿場異議無くんば建議案の如くに確定しては如何(異議無しと云ふ者多し)乃ち異議無きに付自ら之に確定したる者と認む

宮川 作藏君 木原 熊吉君
横田 良介君 鳥井 駒吉君
酒井 泰君 近 畿 築山三郎兵衛君
岡橋治右衛門君

東 海 今中 忠君 北陸信越 高橋 慶次郎君
東 北 野附友三郎君 四 國 紅露 坦三郎君
九 州 小林 作五郎君 中 國 原 源 藏君
北嶋 佐八君

○副議長(小堀貞吉君)是れにて悉皆議事了したれば是れにて此の大會を閉ぢん、就ては明十三日は正八時より本席に於て講談會を開き正午より懇親會を開くべければ諸君御出席あらん事を望むと宣言し此日は一先つ一同退散す于時午後四時あり

六月十三日午前常議員會を開き更に左の議を發す
酒精營業税法ノ精神目的ヲ達スル爲メ酒精ニ着色又ハ變名ヲ附シテ輸入スルノ弊ヲ杜絶スル方法ヲ立テラレン事ヲ政府ニ請求スルノ件
明治廿一年勅令第六十二號中東京市へ輸入スル清酒一石ニ付金五十錢以下トアルヲ金三十錢以下トシ帝國議會へ請願スル事

十三日來會者列參時に副會長小堀貞吉君、鈴鹿辨三郎君より右發案の理由を述べ賛成を求めしに滿場一人の反對者無く乃ち全會一致を以て可決せり
茲に於て會長渡邊徹君閉會の辭を述べて曰く第三回聯會大會を當地に開設せるに當り全國同業諸君は同業忠愛の誠意より率先之を贊同して遠く代表者を派せ

次に九州の宮田君より一の建議を提出せられたれば之を議さんとして書記をして之を朗讀せしむ

建議

酒造税則第十五條を左の通り改正せん事を希望す
第十五條 検査済ノ酒類ヲ納税以前ニ於テ他ノ酒類ニ變製スルトキハ造石税ハ其變製ノ石數ニ就キ之ヲ納ム可シ
(但し舊現行の儘)

理由
現行法律タル検査済ノ酒類ニ變製スルハ既ニ検査済ノ石數ニ就テ納税スル上更ニ變製ノ石數ニ就テ納税スルコトハセリ右ハ二重ノ徵税トナルニ付甚ダ不當ナレバ單ニ變製ノ石數ニ就テノ納税スルヲ當然ナリトス何レカ一方ハ免除セラレザルベカラサル性質ノ者ナレバナリ
右建議候也
九州 宮田 武平 太

○五十九番(山形野附友三郎君)此建議速に採用すべし

(賛成)の聲頻りあり
○副議長(小堀貞吉君)然らば採用せる事に決す且つ之も讀會の手續を省かん(可ありと云ふ者多し)乃ち建議案の如くに確定せり次に本日各部署に向て常議員の撰舉あり之か報告を受けたれば之を報告せん乃ち左の如し
常議員

られ而して諸君は山海の險を厭はず本業前途憂愛の至情を以て代表の任に當り茲に三日間朝より夕に至り強勉議事に參して事理を分裁し諸般圓滑に決了したるは諸君と大に慶ぶる所なり不肖徹誤て會長の任を汚す不肖の榮たり然れども身亦他に執掌ありて其任を充全すること能はざるを恐る唯諸君の時に補助を請るのみ而して又今回の會合に就て専ら其準備に當られたるハ京都府の諸君なり諸君が熱誠の濶く所遂に此開議の結果を見る深く謝せざる可からざるを尙終り一言せんと言洋の東西を問はず各國何れも國酒ありて大小の式典宴會必らず國酒を用るを例とす本邦又此例ありと雖も近來和洋混淆去て動もずれば外酒を以て祝盃を擧ぐることもあり如此は實に國光の發揚上大に遺憾とするのみならず威嚴を傷ぶものと云ふべし今回議定の我聯合會々則にも既に國酒の進歩を期するを以て目的の中に置く而して其國酒ハ何れを選択するかと云ふに即ち清酒に若らざるを故に我邦は清酒を以て國酒と爲さんことを上り帝室を始め下全國同胞に贊揚を求めんとす滿場諸君希くは之を贊せられんとを茲に閉會の辭を述べ併て其の希を告げんとを(滿場拍手)次に副會長小堀貞吉君曰く不肖貞吉諸君の推薦に因て圖らず副會長の任を汚せり唯々其職に堪へざるを恐る、なり然れども諸君が熱誠本業の前途に盡瘁せらる、に於てハ鞠躬其任に當り諸君の誠情に酬ひんことを期す本會茲に

全く閉づ今や諸君と相別るも一兩日の内たるべし諸君冀くハ本業の爲めに自愛せられんことを禱ると而して更に左の事項を報ず

- 理事 高崎修助君
- 會計 赤坂藤次郎君
- 稻生治右衛門君 上京委員
- 小堀貞吉君 鈴鹿辨三郎君
- 稻生治右衛門君 木原熊吉君
- 宮川作藏君

名譽會員(今日迄承諾を受けたる者)

- 貴族院議員 林宗右衛門君 同上 三木與吉郎君
 - 同上 鈴木傳五郎君
 - 衆議院議員 金井貢君 同 山田嘉穀君
 - 同 加賀美嘉兵衛君 同 渡邊芳造君
 - 同 中澤彦吉君 同 秋元三左衛門君
- 右終て副會長鈴鹿辨三郎君之答辭を述べて曰く第三回大會設地を當府に決し其準備をして京都府に囑託せらる同業の義務敢て之に當ると雖も唯々其及ばざるを恐る然るに我敬愛ある全國の代表者諸君は其不備を咎めず去て却て過當の謝意を以てせらる深く感銘に堪へざる所あり而して本會ハ豫想の外の盛大を極め且つ諸君の誠情なる遂に圓滿に結局したるは獨り我地の大慶のみならず全國の爲めに祝する所あり

而して前途彌々多端ある本會は諸君の御盡力に因て益々隆盛あらんことを切望す又曰く來る廿八年ハ當地に第四回大博覽會の開設あり今日來會せられたる諸君は其佳釀の美酒を奮て御出品あらんことを禱る云々と了りて有志家寄贈金品及び各地より到達の祝文祝電を報告し茲に全く閉會の式了り満場一齋に帝國萬歲釀造家萬歲聯合大會萬歲を歡呼し和氣雍々の裡に閉會したり

○大會寄送金品

- 一金拾五圓 東京酒問屋組合
- 一金拾圓 北海道函館酒造組合
- 一金五圓 大坂商業新報社
- 一金五圓 大坂西尾商店
- 一金五圓 大坂釀造新報社
- 一金拾圓 大坂山村八次郎君
- 一金五圓 東京明樽問屋組合
- 一金壹圓 大坂駒井兵助君
- 白鶴壹駄 灘 加納治兵衛君
- 白鹿壹駄 西の宮辰馬たき君
- 一四季の友片馬 灘 渡邊徹君
- 一東明片馬 京都立入辨次郎君
- 一金貳圓 水明社井口新之助君
- 一金五圓 大坂上田伊之助君
- 一金五圓 東京茅場町松坂傳吉君
- 一好酒家印譜二百部 大坂辻村榮助君

- 一報知新聞毎日十部三日間 東京報知新聞社
- 一餘興 狂言 三番 京都モヤシ太田伊三郎君
- 一手拭 百筋 東京星野友吉君

○祝電之部

- 一石川縣金澤市下土見町五拾五番地羽昨郡酒造組合 幹事 折橋時太郎君
- 一新潟縣佐渡三郡酒造組合長 中山小十郎君
- 一香川縣高松市 香川郡酒造組合 安房酒造組合
- 一千葉縣 群馬縣新田郡 太田町酒造改良組合
- 一島根縣出雲國 酒造業組合
- 一東京淺草區田町一丁目十番地東條吉藏君
- 一兵庫縣 大歲彌太郎君
- 一埼玉縣酒造組合 兒玉町支部
- 一北海道 根室酒造組合
- 一高知縣 幡多郡酒造組合
- 一山形縣山形市八日町酒造組合長 川合孫四郎君
- 一香川縣香川郡川岡村 竹下高太郎君
- 一山形縣羽前西田川郡 大山酒造組合事務所

- 一新潟縣新潟市酒造組合事務所茅野勝造君
- 一埼玉縣比企郡小川町 中山房五郎君

○祝文之部

- 一東京市 東京明樽問屋組合三十三名 酒井惣七君
 - 一埼玉縣酒造雇人請宿業組合員總代 釀造新報社員
 - 一大阪市 野俣拾五郎君
 - 一新潟縣越後國刈羽郡柏崎町 野俣拾五郎君
 - 一埼玉縣武藏國久良岐郡大岡川村荒井鉄之助君 久住光次郎君
 - 一兵庫縣津名郡 宇都宮酒造組合事務所
 - 一京都府京都市 谷口文次郎君
 - 一東京 釀造雜誌社
 - 一大阪市 太田竹次郎君
- 十日會場に報告したる臨時運動決算ハ左の如し
自明治廿六年一月廿一日至明治廿六年六月十日非増稅案其他臨時運動費決算報告
- 收入部 總 高
- 内 義捐金總額 懇親會費
- 一金八百八拾七錢
 - 一金八百拾圓參拾參錢
 - 金三拾七圓也

金三拾貳圓八拾四錢 委員宿料受入
但し右宿料受入は私費一個仕拂に付本會へ拂戻
したる者に係る

支 出 部

一金八百七拾三圓五拾九錢三厘 總 高

内 譯

| | |
|------------|------|
| 金貳百七拾壹圓拾八錢 | 事務所費 |
| 金拾六圓貳拾壹錢 | 印刷費 |
| 金三拾貳圓拾五錢 | 廣告費 |
| 金七拾壹圓拾貳錢 | 通信費 |
| 金貳百圓六拾七錢三厘 | 演說會費 |
| 金貳拾九圓貳拾六錢 | 懇親會費 |
| 金貳百五拾三圓也 | 委員報酬 |

差引 金六圓五拾七錢七厘 剩 餘

但右剩餘金ハ京都大會臨時事務所へ引續く
右之通相違無之候也

明治廿六年六月十日 全國酒家大會在京委員

○大會附記

一十三日共樂館に於て第一回常議員會を開き庶務を

議し理事及び會計を互撰し并に囑託し上京委員を
推定す且第四大會を東京に第五回大會を大阪に開
設する事等を決したり

一十三日共樂館に第一回講話會を開く當日ハ豫て農
商務省に技術官の派遣を出願し同省の許可を得て
技術官西川麻五郎君の出席ある其講話辯士及び演
題之左の如し

酒造家に告ぐ 農商務省技術官西川麻五郎君
酒造家の意氣 東京工業學校卒業生

釀造水に就て 京都酒造家 大八木正太郎君
歐米各國釀造學校及試験所の光景 竹内 大治君
獨逸政府チフマム 生 田 秀君

一十三日共樂館に大懇親會を開く參會者二百七十名
招待員其他列席總數三百五十餘名

一十四日紀念撮影す來會者松尾梅宮兩神社に參拜す
一十五日玄變樓に於て正副會長常議員理事會計及今
回大會準備に當りたる京都府酒造家事務員相會し
共に慰勞會を開く

京都市下京區河原町

全國酒造組合聯合大會臨時事務所編纂

明治二十六年七月十日印刷
明治二十六年七月十四日發行

非賣品

全國酒造組合聯合會理事

發行者

高

崎

修

助

東京日本橋區橫轅町二丁目
一番地

印刷者

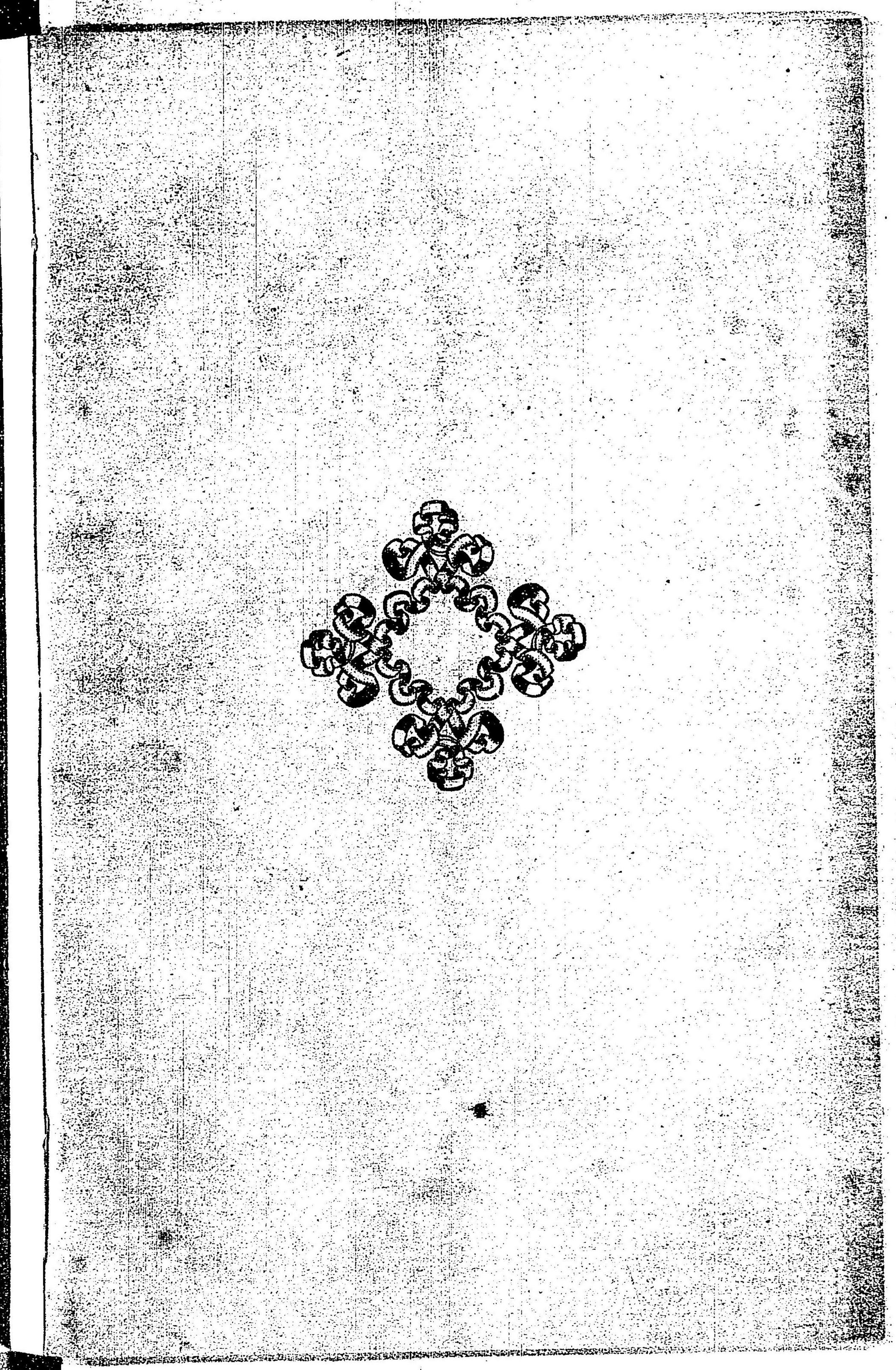
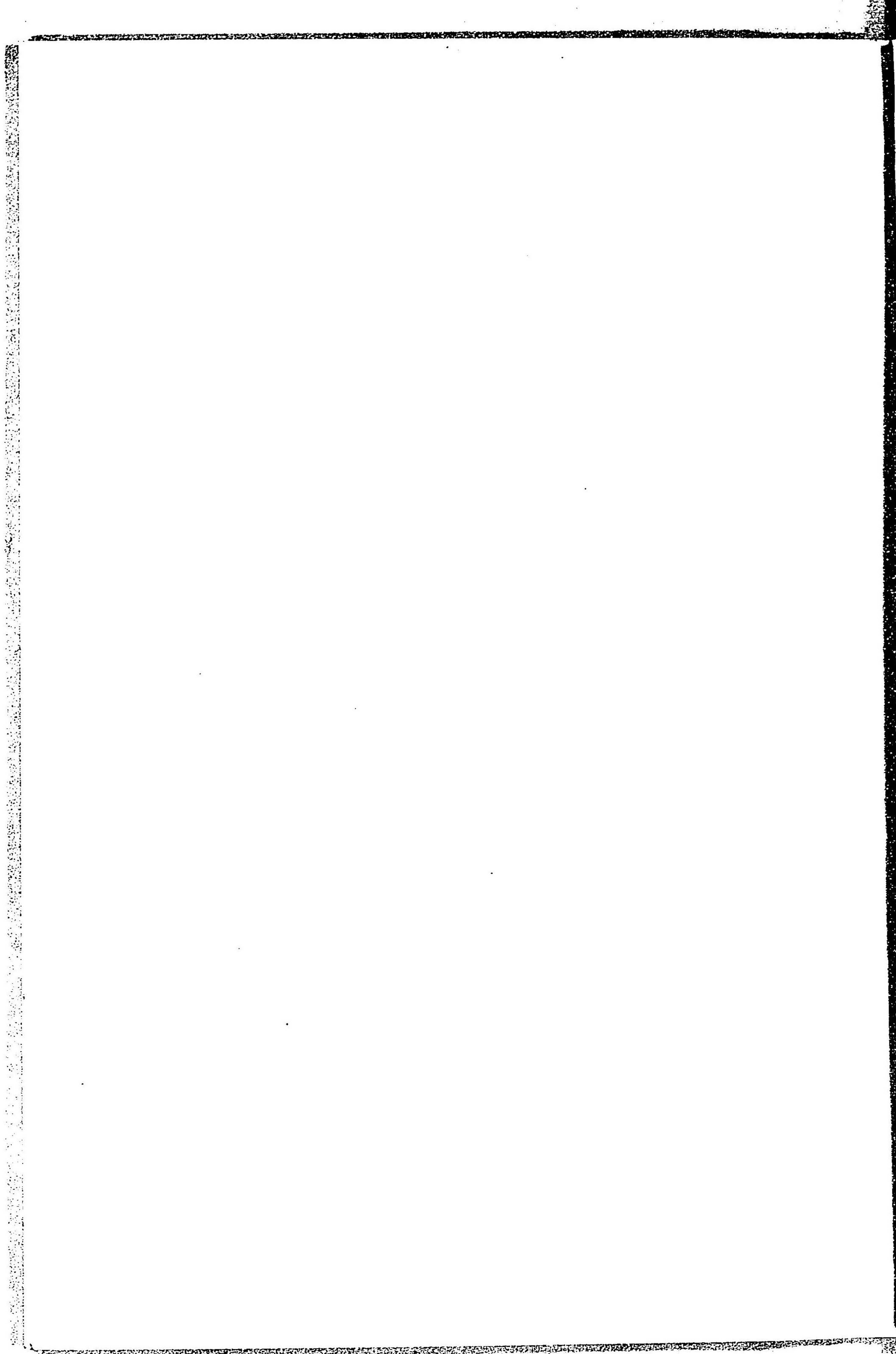
堀

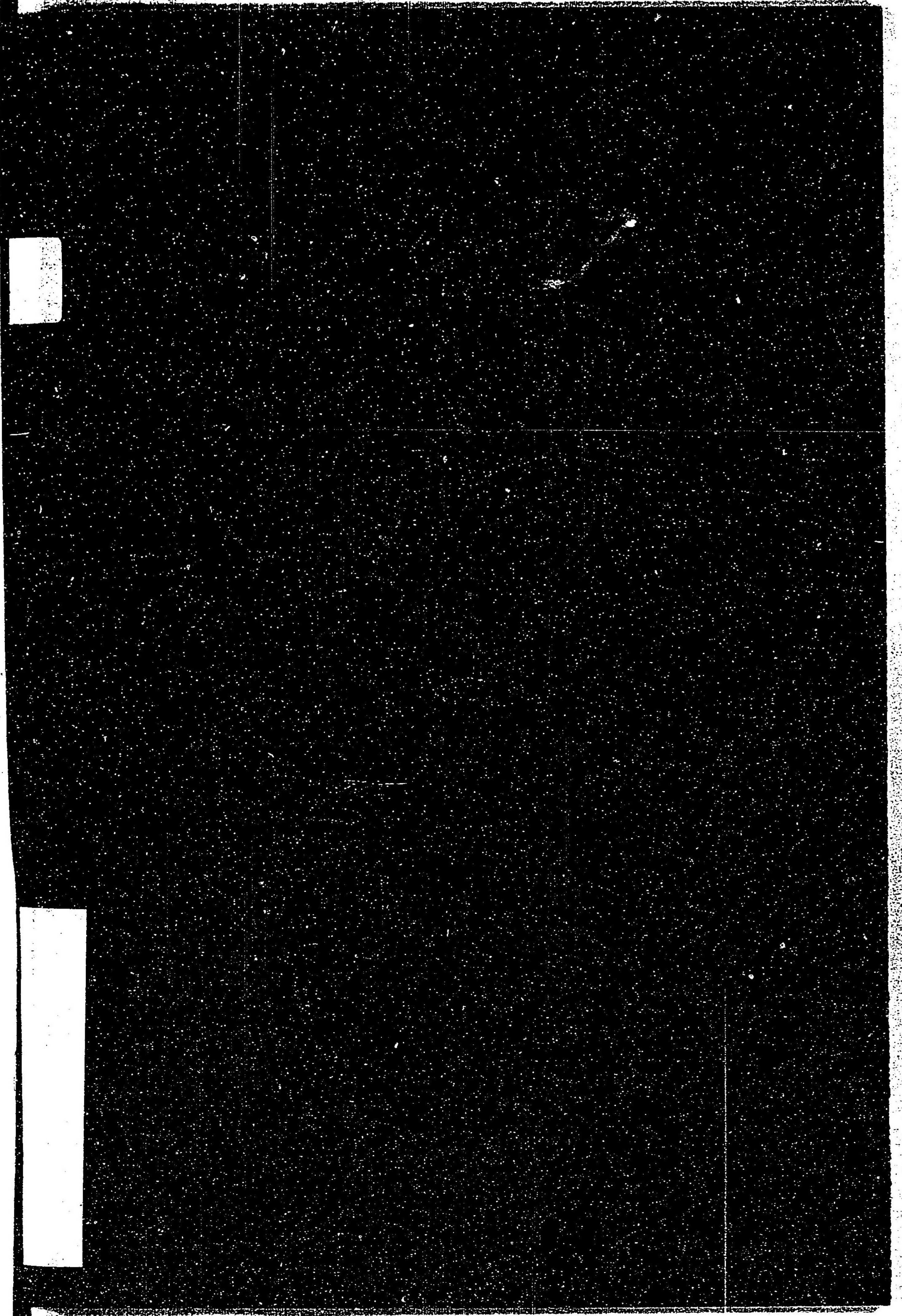
田

道

貫

本宅 京橋區山下町二十二番地
工場 全區山城町六番地





[Small white rectangular mark]

[Small white rectangular mark]

特46

693

全国酒造組合連合会
第3回大会議事録

国立国会図書館

203226-001-6

特46-693

全国酒造組合聯合会報告

第3, 4回

全国酒造組合聯合会

M26, 27

EDK-0129

